255.1
134

帝國圖書館藏

千葉縣教育史 卷四

千葉縣教育會

昭和十三年 千葉縣教育會 帝國圖書館

千葉縣教育史 卷四

255.4
134

千葉縣教育史卷四目次

第六編　第六期

明治三十九年日露戰役以後より明治の末年迄

第一章　總　說……一
一　日露戰役以後の教育の振興……一
二　日露戰役後の思想界……二
現實主義の勃興　實用主義プラグマチズムの輸入　自然主義の勃興
反自然主義的思想の勃興　戊申詔書の煥發
三　教育思想界の趨勢……一五
第二章　教育行政機關……一六
第一節　文部省……一六
官制の改廢　視學制度
第二節　千葉縣……一七
地方官制の改正　本期の知事內務部長、教育課長、縣視學、郡長、郡視學
第三章　初等教育……二二

目次

第一節 小學校……二二
一 概說……二二
二 設置廢止……二二
三 設備……三七
學校建築　設備費補助　火災豫防及防火に關する注意事項　校地校舍使用　運動用具設備　農業實習地　教員住宅……四〇
四 教科課程及教育教授……五三
修身教科書に關する訓令　裁縫科に於ける雛形教授の廢止　實業科の奬勵　特別教授施行
五 國教定科書……六〇
國定教科書　南北兩朝正閏問題　新制高等科第三學年修身教科書
國定算術教科書の解答並教科書類似の出版物等使用取締　民間製作の理科掛圖使用並實物標本器械類購入方注意
六 大祭祝日及　御眞影教育　勅語謄本取扱方……七一
大祭祝日儀式用唱歌　紀元節に於ける遙拜式　御眞影下賜に關する件　御眞影奉揭位置　教育　勅語及戊申　詔書奉讀方　教育　勅語の趣旨を徹低せしむる適當の方法
七 學齡兒童及就學兒童……七七
學齡兒童の激增　就學及出席督勵　物價騰貴に依る缺席兒童救濟
全學年缺席兒童の取扱　小學校兒童學費節約　兒童團體の鐵道乘車賃割引　小學校兒童取締方　小學校兒童調査　就學兒童比較表　學校生徒の服忌
八 教職員……九三
小學校長の奏任待遇　本縣小學校教員數　教員養成講習　小學校正教員免許狀文部大臣に授與申請方　教員學力補充講習　實地指導の實施及其の他　普通免許狀授與者　教員の進退　代用教員の採用及其の指導　教員俸給令の改正　教員旅費支給規則改正　教員加俸令改正　教育費國庫補助法の改正　教員加俸給與細則改正　僻陬地小學校指定　北海道地方費及府縣費支出　退隱料及遺族扶助料法改正
九 奬勵及表彰……一三二
文部省選奬小學校　教育優良町村表彰　優良小學校表彰　優良兒童表彰
第二節 幼稚園……一四六
一 概說……一四六

二　各幼稚園の狀況……一四七
1　町立大多喜尋常小學校附屬幼稚園　2　佐原尋常高等小學校附屬幼稚園　3　私立木更津幼稚園　4　私立佐倉幼稚園　5　私立千葉縣教育會附屬幼稚園　6　私立成田幼稚園　7　私立銚子幼稚園

第四章　中等教育……一四九

第一節　中學校……一四九

一　概說……一五〇
二　設置廢止……一五五
三　縣立中學校則及其の他の規程……一五六
明治三十九年の改正　明治四十五年の改正　基本財產積立方法改正
教授細目及學校一覽　教科書
四　生徒……一六七
行幸啓の節學生生徒の敬禮方　中學校生徒在學の儘他學校入學試驗應募者の取扱方　五學年生試驗繰上施行並注意　學校生徒水泳奬勵
五　各學校狀況……一七五

1　縣立千葉中學校＝松戸分校の廢止＝補習科の設置＝學事報告＝貯金規約＝學校長
2　縣立佐倉中學校＝堀田伯爵家の美舉＝鍋山移轉＝天祖宮鎭祭＝堀田伯爵家の奬學＝天壤無窮碑の建立＝本校教授訓育の狀況＝學校長
3　縣立佐原中學校＝定員增加と補習科設置＝伊能忠敬先生記念會＝學校長
4　縣立成東中學校＝定員增加＝記念植樹＝學校長
5　縣立大多喜中學校＝學規＝學校長
6　縣立木更津中學校＝學校長
7　縣立安房中學校＝學校長
8　私立成田中學校＝本校の經營＝校主校長
9　私立大成中學校＝沿革＝學校長
10　銚子中學校及松戸中學校

第二節　高等女學校……一八九

一　概說……一八九
二　設置廢止……一九五
三　縣立高等女學校學則の改正……一九六

明治三十九年の改正　明治四十年の改正　明治四十一年の學則制定
明治四十四年の改正　明治四十五年の改正　教授細目の編成
四　各學校狀況……二〇五
1 縣立千葉高等女學校＝皇太子殿下の行啓＝學校長
2 縣立東金高等女學校＝本校の創立＝東宮侍從御差遣＝學校長
3 安房郡立安房高等女學校＝本校沿革＝學校長
4 香取郡立高等女學校＝沿革＝學校長
5 君津郡立木更津高等女學校＝沿革＝學校長
6 市原郡立市原實科高等女學校＝沿革＝學校長
7 海上郡立銚子實科高等女學校＝沿革＝學校長
8 私立成田高等女學校＝沿革＝教育方針＝學校長
第三節　中等教員檢定……二〇九
明治四十年の改正　明治四十一年の改正　明治四十三年の改正　明治四十五年の改正　無資格教員採用規定　中等教員免許狀の効力　國語漢文の證明書所有者の受驗資格　教員檢定規程に依る認定に關する規則の制定
第五章　師範教育……二二三

第一節　師範學校……二二三
一 概　說……二二四
二 學科課程……二二三
三 教授要目及教科用圖書……二三七
教授要目の制定　教科用圖書の選定
四 講習科……二三九
五 教職員……二四一
師範學校官制及同校長官等俸給令改正　師範學校長の小學校教育視察　中等學校教員の小學校訓導兼務問題
六 生徒及卒業生……二四四
卒業生
七 附屬小學校……二四七
代用附屬小學校及代用附屬幼稚園　複式編制の學級　教生を指導するに適切有效なる方法其の他
八 陸海軍記念日取扱方……二五六
九 本縣師範學校の實際狀況……二五八
千葉縣師範學校＝皇太子殿下の臺臨＝學則の制定及改正＝教科書の

改正＝附屬實業補習學校規則＝學校長
千葉縣女子師範學校＝學則の制定及變更＝教科書の採定及改正＝學
校長の異動＝生徒及寄宿舍の狀況

第六章　實業教育……二九二

一　概　說……二九二
二　實業學校諸規程の制定及改正……二九二
1　教員＝實業學校教員資格に關する規程＝文部省直轄實業專門學
校委託生規程の制定……二九五
2　設置廢止＝實業學校設置廢止規則の改正＝實習に關する問題
3　實業教育費補助＝實業教育費國庫補助法施行規則改正＝實業學校
縣費補助規定
4　教授要目＝甲種程度の實業學校修身教授要目の制定
5　卒業生＝卒業者の研究補習に關する規程

第一節　實業學校……三一二

一　概　說……三一二
二　設置廢止……三一二
三　本縣實業學校狀況……三一六
甲　農學校……三一七
1　縣立茂原農學校　2　君津郡立天羽農學校　3　君津郡立望陀農學校
4　君津郡立周准農學校　5　海上郡立旭農學校　6　小御門村立小御門農
學校　7　木下町外六ヶ村組合立印西農學校　8　多古町立多古農學校
9　私立良文農學校
乙　商業學校……三二一
縣立銚子商業學校
丙　工業學校(徒弟學校)……三二六
1　市原郡立市原染織學校　2　海上郡立銚子技藝學校　3　山武郡立大
網工藝學校　4　山武郡立松尾實業學校　5　大杜村外六ヶ町組合立印
西女子染織學校　6　大多喜町立大多喜興業學校
丁　水産學校……三二八
1　鴨川町立鴨川水産學校　2　水産講習所

第二節　實業補習學校……三三一

一　概　說……三三一
二　各郡學校狀況……三三五
1　千葉郡の實業補習學校＝町立千葉商業補習學校

2山武郡の實業補習學校＝イ、私立大網實業補習學校　ロ、私立埴岡農林補習學校
3印旛郡の實業補習學校＝イ、佐倉實業補習學校　ロ、遠山村實業補習學校　ハ、八生實業補習學校　ニ、私立手黑補習學校
4東葛飾郡の實業補習學校＝イ、福田農業補習學校　ロ、野田商業補習學校　ハ、富勢農業補習學校
5君津郡の實業補習學校＝イ、松丘實業補習學校　ロ、神納實業補習學校　ハ、中川農業補習學校　ニ、富岡農業補習學校　ホ、鐵足農業補習學校　ヘ、飯野農業補習學校　ト、青堀實業補習學業　チ、大貫實業補習學校
6安房郡の實業補習學校＝吉尾村立吉尾女子補習學校　大山村立大山實業補習學校　上三原農業補習學校
7匝瑳郡の實業補習學校
8夷隅郡の實業補習學校
9師範學校附屬實業補習學校＝開設の目的＝修業期間及教授日時＝教科＝時間割＝設備＝職員及受持學科＝生徒＝通學上の監督……三四五
第三節　實業專門學校……
縣立園藝專門學校＝學則の制定及改正＝本期間の概況＝學校長……五五一
第七章　專門教育……
一　概說……三五一
千葉醫學專門學校＝沿革＝學校長……三六三
第八章　各種學校……
一　概說……三六三
二　各種學校の狀況……三六六
1小學校に類する各種學校＝木更津慈善學校＝千葉縣教育會自彊學館
2中學校に類する學校
3高等女學校に類する學校
第九章　特殊教育……三七〇
第一節　盲啞教育……三七〇
一　概說……三七一
二　本縣盲人教育の狀況……三七一
1成田清聚學院　2千葉訓盲院　3木更津訓盲院
第二節　感化教育……三七三

目次

一概說……三七三
感化法の改正　感化法施行細則の制定　感化院收容學齡兒童の就學義務
二本縣の感化教育狀況……三七八
1縣立生實學校　2私立成田感化院

第十章　學校衛生……三八七
概說　學校傳染病及消毒方法改正　學生生徒身體檢査規程改正　學校清潔方法　トラホーム豫防及治療方法　肺結核豫防法　種痘法　學校醫

第十一章　社會教育……四〇一

第一節　通俗教育……四〇一
一概說……四〇一
二通俗教育奬勵……四〇一
普通教育奬勵費使用の場合準據事項　通俗教育調査委員會官制

第二節　青年團……四〇九
一文部當局の奬勵……四〇九
二本縣青年團の活動……四一〇
三模範青年團の表彰……四一三
1文部大臣の選奬青年團　2本縣知事の表彰青年團

第三節　壯丁教育……四一四
一壯丁教育成績調査……四一四
二本縣壯丁教育調査成績……四一九

第四節　圖書館……四二七
一概說……四二七
二圖書館令及其の他の法規改正……四二八
圖書館令の改正　圖書館職員の俸給制　圖書館の名稱　圖書館令施行規則の發布　圖書館施設に關する通牒　町村長を圖書館長に任用方照會
三本縣圖書館の狀況……四三六
1成田圖書館　2千葉縣教育會圖書館　3長尾文庫　4米本圖書館　5戊申圖書館　6小御門圖書館
四簡易文庫狀況……四四二
1菊間小學校記念文庫　2通俗圖書館八幡文庫

五　通俗巡回文庫設置……四四三

第十二章　教育會……四四七

一　千葉縣教育會……

教員講習所＝幼稚園＝特殊教育＝圖書館＝通俗教育＝教育效績者表彰＝雜誌及圖書の發行＝本縣聯合教育會＝全國教育大會＝總會＝戰時事變及凶災に對する義金及同情＝縣の補助費＝縣有財産無償貸與……四六〇

二　各郡教育會……四六一

第十三章　教育功勞者……四六一

一　文部省選奬教育效績者……四六一

1小學校教員＝仁科要＝柳澤千貫＝谷中國樹＝岩崎近太郎＝菅谷淺五郎

2實業補習學校教員＝鳴田芳太郎

3學務委員町村長＝茂木七郎右衛門＝石原忠三郎

二　本縣效績表彰者……四六七

1小學校教員　2一般一般教育功勞者

三　千葉縣教育會效績表彰者……四八〇

1教員　2一般教育功勞者

四　賞與……四九四

1中等學校及教員＝里村勝次郎＝小池民次＝海鹽錦衛

2府縣郡視學＝酒卷幾三郎＝田中壽治＝柏吉太郎

五　三十七、八年戰役教育功勞者行賞……四九七

第七編　第七期　大正元年より大正八年に至る

第一章　總說……五〇〇

一　大正初期の教育……五〇〇

二　世界戰爭の影響と教育……五〇五

三　世界戰爭と一般思想界の動向……五一一

自由平等の思想　過激思想

四　教育思想界の趨勢……五一三

人格的教育學の主張　公民的教育論の提唱　藝術教育論の勃興　勤勞作業主義の教育論

第二章　教育行政機關……五一七

第一節 文部省……五一七
官制の改正　教育調査會　臨時教育會議　臨時教育委員會　通俗圖書
認定　幻燈映畫及活動寫眞「フイルム」の認定　學校衛生　其の他の
官制　視學制度
第二節 千葉縣……五二三
知事其の他の官吏　處務細則　郡長委任事項　郡視學視察狀況報告
方　照會通牒文の改正　小學校一覽表

第三章 初等教育……五三四

第一節 小學校……五三四
一 概說……五三四
二 設置廢止……五三九
三 設備……五四一
四 教科課程の改正……五四五
五 教科用圖書……五四六
六 大祭祝日儀式及　御眞影拜戴並奉揭方……五五九
大祭祝日變更　大祭祝日唱歌改正　天長節祝日の歌詞及樂譜　尋常小
學校及幼稚園に　御眞影下賜　憲法發布　勅語奉讀　御眞影拜戴並奉
揭方……五六二
七 優良小學校及教育優良町村の表彰……五六三
優良小學校　教育優良町村
八 學齡兒童及就學兒童……五六九
九 學級編成……五七三
二部教授に關する施設
一〇 教育教授及訓練……五九九
教授及訓練に關する諸問事項　教育教授上の諸注意＝イ、歷史教科書
記載方改元＝ロ、體操科教授要目＝ハ、小學校令施行規則第十九條に依
る每週教授時數＝ニ、修身科に於ける作法教授＝ホ、尋常小學校の手工
科教授時數
一一 教職員……
教員の數　小學校長竝教員名稱及待遇改正　代用教員採用竝解職　普
通免許狀受領者　町村立小學校教員服制　俸給令の改正　臨時手當の
支給　旅費支給規則改正　休職給支給問題　加俸令改正　特別加俸
僻陬地指定　退隱料及遺族扶助料法の改正

一二　義務教育費國庫負擔問題……六三四
　義務教育費國庫負擔の沿革　市町村義務教育費國庫負擔法
一三　教育資金使用規程の改正……六三九
　教員疾病療治料給與準則

第二節　幼稚園……六四三
一　概說……六四三
二　各幼稚園の狀況……六四四
　1町立大多喜小學校附屬幼稚園　2町立佐原尋常高等小學校附屬幼稚園　3町立小見川尋常小學校附屬幼稚園　4船橋尋常高等小學校附屬幼稚園　5町立市川尋常高等小學校附屬幼稚園　6私立安房幼稚園　7私立菱花幼稚園　8私立成田幼稚園　9私立千葉縣教育會附屬幼稚園　10私立松戸幼稚園　11私立銚子幼稚園

第四章　中等教育……六四六
一　概說……六四六

第一節　中學校……六五二
一　概說……六五二

二　縣立中學校學則の改正……六五七
　縣立學校基本財產積立規程
三　生徒……六六〇
　行幸啓の節敬禮方　憲法發布　勅語奉讀方　兒童生徒の制服取止方
四　各學校狀況……六六四
　1縣立千葉中學校　2縣立佐倉中學校　3縣立佐原中學校　4縣立成東中學校　5縣立大多喜中學校　6縣立木更津中學校　7縣立安房中學校　8私立成田中學校　9私立大成中學校

第二節　高等女學校……六七五
一　概說……六七五
二　縣立高等女學校學則改正……六八二
　定員外入學不許可
三　各學校狀況……六八五
　1縣立千葉高等女學校　2縣立東金高等女學校　3郡立安房高等女學校　4香取郡立高等女學校　5郡立木更津高等女學校　6郡立市原高等女學校　7郡立銚子實科高等女學校　8郡立佐倉實科高等女學校　9郡立松戸實科高

目次

等女學校　10 私立成田高等女學校……六九四

第三節 中等學校教員……六九四

中等學校教員の檢定　中等學校職員の待遇

第五等 師範教育……六九六

第一節 師範學校……六九六

一 概說……六九六

師範學校長會議答申　理化學教授奬勵

二 教職員……七〇二

職員待遇

三 生徒及卒業生……七〇三

卒業者服務期間制定方

四 本縣師範學校實際狀況……七〇四

千葉縣師範學校＝1教務に關する施設＝2舍務に關する施設＝3附屬小學校に於ける施設

千葉縣女子師範學校＝教務に關する施設＝寄宿舍に關する施設＝3附屬小學校に於ける施設

第六章 實業教育……七二〇

一 概說……七二〇

實業教育費國庫補助法

二 教職員……七二一

實業學校教員養成規程の改正　實業學校教員の待遇

第二節 實業學校……七二三

一 概說……七二三

乙種農學校長會議諮問事項答申　實業學校規程の改正

二 設置廢止……七三四

三 本縣實業學校狀況……七三五

甲、農業學校……七三六

1、縣立茂原農學校　2 東葛飾郡立野田農學校　3 印旛郡立印西農學校　4 印旛郡立八生農學校　5 香取郡立小御門農學校　6 香取郡立多古農學校　7 海上郡立旭農學校　8 君津郡立望陀農學校　9 君津郡立天羽農學校　10 君津郡立周准農學校　11 君津郡立小櫃農學校　12 町立大多喜女子實業學校　13 村立大須賀農學校　14 私立良文農學校　15 私立埴岡農林學校

乙、商業學校……七四三
縣立銚子商業學校＝學則の改正
丙、工業學校（徒弟學校）……七四七
1山武郡立女子實業學校　2組合立印西女子實業學校
丁、水産講習所……七四八
概說　水産講習所處務規程
第二節　實業補習學校……七五三
概說　實業補習學校施設要項並學則標準　入退學及出席狀況報告方
實業補習學校に關する規程　實業補習學校實際の狀況
第三節　實業專門學校……七七八
千葉縣立高等園藝學校＝概說＝學則の改正＝研究生及見習生＝生徒數及入學者卒業者數
第七章　專門教育……七八四
第一節　千葉醫學專門學校……七八四
第八章　各種學校……七八八
一　概說……七八八
二　設立廢止並監督……七八八
私立學校令施行細則の發布　學校用地免租及手續……七九六
三　各種學校一覽……七九六
1自彊學館　2私立公文學校　3私立大正學館　4私立東洋學校　5私立成蹊學舍　6私立南總學校　7私立明倫學校　8私立安食學院　9私立印西學校　10私立高松學館　11私立海上高等普通學校　12匝瑳普通學校　13明倫義塾　14岩井塾　15靜和女學校　16一宮女學校　17私立安房女學校
第九章　特殊教育……八〇二
第一節　盲啞教育……八〇二
概說……八〇二
各學校の狀況……八〇三
1町立木更津訓盲院　2私立千葉訓盲院　3成田清聚學院
第二節　感化教育……八〇四
概說　1縣立生實學校　2私立成田山感化院
第十章　學校衛生……八一一
概說　近視豫防の訓令　身體檢査統計表注意　傳染病家の生徒兒童缺席取扱方　體育奬勵に關する實行事項　體力增進方法　結核豫防

に關する法令及トラホーム豫防に關する法令……八三四
第十一章　社會教育……八三四
第一節　通俗教育……八三四
概說　諸問事項及答申
第二節　青年團……八四一
概說　模範青年團の表彰
青年團狀況
1千葉郡青年團　2東葛飾郡青年團　3印旛郡青年團　4香取郡青年團　5海上郡青年團　6匝瑳郡青年團　7市原郡青年團　8山武郡青年團　9長生郡青年團　10夷隅郡青年團　11君津郡青年團　12安房郡青年團
處女會
第三節　圖書館……八五二
概說　費用負擔の區別撤廢
各圖書館の狀況
1成田圖書館　2大多喜圖書館天賞堂文庫　3總野圖書館關文庫
4東圖書館　5北條文庫　6千葉縣教育會圖書館　7布佐小學校附

屬圖書館　8杜城圖書館　9米本圖書館　10小御門圖書館　11戊申圖書館　12克復圖書館　13神代圖書館　14匝瑳郡教育會附屬圖書館
15山武教育館　16三島圖書館　17天神山圖書館
第十二章　教育會……八六一
第一節　千葉縣教育會……八六一
概說
施設事業
1教員講習所　2實科女學校　3幼稚園　4特殊教育　5通俗教育
6教育效績者表彰　7滿鮮視察團　8教科調査會　9雜誌及圖書發行
10善行者招待　11懸賞論文募集　12理科研究講習會
小池奬學資金の設定　事務所建築と敷地借用　關東聯合教育會開催
基本金募集　會長其の他の役員
第二節　郡教育會……八七三
概說
各郡教育會狀況
1千葉郡教育會　2東葛飾郡教育會　3印旛郡教育會　4香取郡教

育會　5海上郡教育會　6匝瑳郡教育會　7市原郡教育會　8山武郡教育會　9長生郡教育會　10夷隅郡教育會　11君津郡教育會　12安房郡教育會　附町村教育會

第十三章　育英事業及教員共濟會……八八一

第一節　育英事業……八八一

概說　育英資金設置並管理　育英資金貸付規程　佐倉奬學會　紀志嘉實の育英卒業

第二節　教員共濟會……八八六

概況　角田案の互助會　本縣教員共濟會

第十四章　學者及教育功勞者……八九一

第一節　著名の學者……八九一

淺井忠　依田學海　木村正辭　伊藤左千夫　平木白星　海上胤平　井上密　高森碎巖　邨岡良弼　松崎藏之助

第二節　教育功勞者……九〇三

一　文部大臣選奬效績者……九〇三

1小學校教員＝齋藤馨＝伊藤鬼一郎＝黑川彌太郎＝角田幸吉＝竹內寅次郎

2町村長學務委員＝神田眞吉＝山本八三郎

二　本縣表彰效績者……九二〇

1小學校教員　2一般教育功勞者

三　縣教育會表彰效績者……九二四

1教員　2一般教育功勞者

四　賞與……九二八

小學校長及訓導

千葉縣教育史　卷四　目次終

千葉縣教育史　卷四

第六編　第六期　明治三十九年日露戰役以後より明治の末年迄

第一章　總說

一、日露戰役以後の教育の振興

日露戰爭は本邦三千年來の歷史に未だ嘗て其の類を見ない大戰爭であるのみならず、世界歷史にも殆んど其の例を見ない回天の大戰爭であつた。而して其の戰捷の結果は、國威隆々として揚つたので、戰後の經營として教學の上にも異常の新施設と發展を見るに至つた。

明治四十四年十月三十日、天皇陛下の御名代として皇太子殿下東京高等師範學校に行啓あらせられその際文部大臣長谷場純孝に左の御沙汰を傳へさせ給ふた。即日文相は左の訓令を發した。

十月三十日

天皇陛下ノ御名代トシテ皇太子殿下東京高等師範學校ニ行啓アラセラレ其ノ際本大臣ニ左ノ御沙汰ヲ傳ヘサセ給ヘリ

健全ナル國民ノ養成ハ普通教育ノ振興ニ俟ツ其ノ局ニ當ル者益々勵精セヨ

本大臣ハ此ノ優渥ナル　聖旨ヲ拜シ感激措ク所ヲ知ラス謹テ之ヲ全國一般ニ告知ス普通教育ノ局ニ當ル者須ラク勉躬盡瘁益々教育ノ實績ヲ擧ケ以テ　聖意ニ答ヘ奉ランコトヲ期スヘシ

告森本縣知事は翌十一月十七日左の如き訓令を郡役所、町村役場、公私立學校に發した。

本年十月三十日

天皇陛下ノ御名代トシテ　皇太子殿下東京高等師範學校ニ行啓アラセラレ其ノ際文部大臣ニ御沙汰ヲ傳ヘサセ給ヒタルニ就キ十月三十一日文部省訓令第十八號ヲ以テ之ヲ全國一般ニ告知シ且其ノ心得ヲ訓令セラレタリ本官此ノ優渥ナル　聖旨ヲ拜シ感激措ク能ハス益々縣下ノ教育ヲ進メ以テ　聖慮ノ萬一ニ對フル所アラムトス苟モ普通教育ノ局ニ當ル者須ラク常ニ　聖旨ヲ奉體シ夙夜勵精益々國民教育ノ實績ヲ擧クルニ努メ以テ　聖意ニ答ヘ奉ラムコトヲ期スヘシ

想ひ起す、日露戰役中、明治三十七年七月十一日、東京帝國大學卒業式に、陛下親臨あらせられ、時の久保田文相を御前に召して、親しく「軍國多事ノ際ト雖モ教育ノ事ハ忽ニスベカラザル」旨の御沙汰を賜つた。當時國家有事の時に際し世を擧げて、戰爭に熱中し、動もすれば教育を不急の事業とし、文教の頽廢を來すの恐れあるに當り、深く文事を奬勵し給ふ、　聖慮の宏遠なる啻に教育の任にあるのみならず、我國民の齊しく恐懼感激措く所を知らざりしことは、今尙ほ昨の如く忘れざる所なるに、今亦國家思想の啓發、國民道德の振興は刻下の急務なるに際し、この優渥なる御沙汰を拜す、教育の局に當る者一層責任の重且つ大なるを加へたるものである。

更に亦此の時を以て小學校長の待遇を高めたることである。從來小學校長及正教員は判任文官と同一の待遇を受くること、明治二十四年勅令第二百十八號によりて規定する所なるが今回勅令第二百七十三號を以て「小學校長ニシテ現ニ本務月俸五十圓以上ヲ受ケ二十年以上小學校正教員ノ職ニ在リ功勞著シキ者ハ道府縣各三人ヲ限リ特ニ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ爲スコトヲ得」といふ但書を加へられた。小學校教員の地位を進めて奏任待遇を享くべき途を開かれんことは、教育社會多年の懸案で亦積年の宿望であつたので今其の希望を達し得て普通教育の爲大に祝賀したのである。抑普通教育振作の途は、學校の設備にあらず經濟の豊富なるにあらず、良教員を得るを第一義とする。教育の尊ぶべく重んずべきは其の効果の如何に因る。校舍の建築如何に輪奐の美を呈するとも、器具器械の設備如何に完全なりとも、經費如何に多額を要するとも、良教育者を得ずんば到底完全なる教育の効果を收むべきではない。されば社會が幣を厚くして良教員を招致せんことを期し、國家が小學校教員を待つに種々の方法を設けて其の位置を高めんとするもの蓋し其の意茲に存するのである。今や長くも　陛下には國民教育の忽にすべからざることを深く軫念あらせ給ひて、御沙汰を賜ひ、國家は小學校教員の任務の重且つ大にして其の待遇の甚だ菲薄なるを認めて奏任文官と同一の待遇を享けしむる途を開かる。この御沙汰を謹誦し、此の勅令を拜讀する者誰か聖恩の廣大無邊なるに感泣せざる者あらん。

小學校は明治四十年に至り尋常小學校の修業年限即ち義務教育年限を六箇年に延長し、高等小學校の修業年限を二箇年又は三箇年とし通じて小學校の修業年限を九ケ年となし、一ケ年を延長した。明治五年の學制には小學校の修業年限を八年と定めたがこれは到底行はれないので、同十二年の教育令では十六箇月以上としたが、翌十三年の改正教育令では三年になし同十九年及び二十三年の小學校令では四年又は三年であつたが同三十三年より四年に一定したのを今回は尋常小

學校の修業年限を六箇年としこの期間を義務教育年限と定め教育社界多年の懸案を實行し、これより國民教育は益々其の効力を發揮するやうになつた。この時の訓令に「固ヨリ今回ノ改正ハ未タ之ヲ以テ足レリトスルニアラスト雖モ我國現下ノ情況ハ遽ニ之ヲ六箇年以上に延長スルコトヲ許サヽルヲ以テ暫ク之ニ滿足シ其ノ完成ハ更ニ之ヲ他日ニ期セントス」とあつた。この時既に近き將來に於て次の延長を豫想して居つたのであるが、今日まで尙ほ其の延長を實現されないのは遺憾の極みである。

中學校は著しき改正はないが、明治四十四年七月實業科を新設し又體操科中に柔術、擊劍を正科として加へた。しかし實業科は從來から置いてあつた法制及經濟、唱歌と共に當分缺くことを得るとあるのでこれを置かない學校も可なり多かつた。

高等女學校は、同四十年七月規定改正の爲三年修了の高等女學校は無くなり、同四十三年十月高等女學校令及同施行規則を改正して家事裁縫に關する科目を主として修めんとする者の爲に實科を置き又は實科のみを置く高等女學校の設立を許しこれを實科高等女學校と稱せしめ高等小學校に併設することを得るやうにした。その修了年限は二年又は三年、四年で高等小學校に附設するものは二年修了のものでもよいと定めた。主として農村地方の女子に適切なる中等教育を施さんとしたのである。これより實科的各種學校の設置を企畫するもの次第に增加し、女子教育の進歩に伴ひ、郡市町村の如き公共團體に於て實科高等女學校を單獨に設置し、又は高等小學校に併設することを得せしめた。

小學校令の改正に伴つて同四十年四月、師範學校規程を制定し、師範學校制度に改正を如へた。師範學校に關しては、其の內容は明治二十五年以來格別變更はなかつたので稍時勢後れの憾があつた。然るに義務教育年限の延長によつて小學校教員の實質を向上し適良なる教員を養成して其の急需に應せねばならぬ。よつて簡易科を廢して講習科を設けしめ、女子師範學校の修業年限を男子と同じく四箇年とし更に各豫備科を置き、又從來の本科を本科第一部とし別に第二部を置くことゝした。而して第二部は男子は修業年限一年、女子は一年又は二年であつて中學校又は高等女學校の卒業生を入學せしむることにした。

實業教育は戰後產業の急激なる發展に伴ひて顯著なる發達を促し、各種の實業學校は年々其の數を增加するの盛況を呈した。明治四十四年八月、文部省は訓令を以て「甲種程度ノ實業學校修身教授要目」を定め、學校長をしてこれに準據し、適切なる教授細目を編成せしめ、特に生徒の品性を陶冶するに注意を拂はしめ、本學科教授の効果を完うせしむるやう地方長官に對し訓示した。

學校衛生は普通教育の進展するに從ひ、近年漸次進步の趨勢を示し、學校清潔方法、學校傳染病豫防及消毒方法、肺結核豫防に關する規定は努めて其の勵行を促すと共に一方には學生生徒及兒童身體檢査規程に依り每年身體檢査を施行せしめ、學生生徒及兒童の心身の發達及健康上に留意し學校衛生の施設上顯著なる成績を擧ぐるに至つた。

社會教育の施設は日露戰役前後より漸く其の必要を認められ、はじめ通俗教育の名の下に各地方に通俗講談會幻燈會等を開催し、國民精神の作興、地方改善を目的として教育上多大の効果を與へ、文部省は地方長官に對し其の奬勵に關する通牒を發してこの種教育の振興普及を促した。青年團は初め青年會といひ、其の起原は頗る古く日露戰役以後に至りて次第に組織を改めて其の面目

を一新し產業の開發、國民教育の補助、公共事業の幇助をなす等市町村の爲に極めて有益なる機關となつた。圖書館は其の施設極めて古く明治の初年より既に其の創設を見たるも其の發達遲々として振はず、明治三十二年一月圖書館令の發布により漸く各地に公私立の圖書館興りたるが、日露戰役後長足の發達をなすに至つた。

文部省の社會教育奬勵に方り內務省が恰もこれに呼應したる如く民治作興の奬勵をなしたることである。從來內務省の地方行政を監督するを見るに多くは單に形式上事務的に其の法規に背反するや否やを稽ふる等極めて消極的に止まりしが、日露戰爭前後より民治の成績を考査し模範町村を求めて其の治蹟の原動者を表彰し、又地方風化の中心となり而も世に隱れたる鄕黨の善人を尋ねて其の事蹟を世上に紹介し、或は本省より冊子を頒布し、以て治者、被治者、有志家、教育家、宗教家、青年、老人、共に協心戮力して風を矯め、俗を敦くし、民治を作興するの途を開き、大に國運の發展に資せんとするもので文部省の執れる方針と符節を合するやうに寔に政教一致の精神に暗合したりと言ふべく、將來文教振興上裨益する所多大であるであらう。（此の項野田義夫著明治教育史に據る）

本期に於ける本縣教育の狀況を述ぶるに先だち、特に記念して永久に忘るべからざることは、明治四十四年五月皇太子殿下（大正天皇）行啓の光榮に浴したることである。當時千葉縣廳舍が新に成つて落成式を擧げられ、皇太子殿下の臺臨を仰いだ。其の十九日鶴舞本縣に臨ませられ、巡啓六日、西は葛飾の野より東は利根の涯に及び、縣下各所に玉車の轍を印せられ、其の臺臨を忝うした。十九日午後千葉醫學專門學校に臺覽、二十日、午後銚子商業學校、二十一日縣立佐倉中學校、同佐原中學校、香取郡立高等女學校、二十三日縣立成東中學校、千葉縣師範學校同附屬小學校、縣立千葉中學校、縣立千葉高等女學校、二十四日縣立松戸高等園藝學校に臺臨あらせられた。千葉縣女子師範學校は偶同校職員中に發病者ありて俄然御沙汰止みとなり、特に本多侍從を御差遣相成り、同侍從は同校及附屬小學校を巡覽の後御旅館に伺候し具に同校の現狀を言上に及ばれ、又東金高等女學校には同月二十一日東宮侍從田內陸軍少將を御差遣相成り同校の狀況を視察の後同樣言上に及ばれたる由に聞く。かく十九日以來千葉町に御滯在、縣廳知事室を御旅館に充てさせられ、六日間間斷なき御精勵にて軍事、產業、教育の實際を御見學あらせられた。縣民はこの千載一遇の盛事に際會し、殿下の御英姿を拜し親しく御懿德に接して感激極りなく、永く無形の記念としこの行啓の効果を空しうさらんことを期したのである。

小學校は明治四十一年義務教育年限の延長を機とし、學校の廢合を斷行し、校舍設備の完成を促したる結果從來寺院を假用したるもの其の跡を絕ち、校舍の新、改增築されたるもの頗る多く、學齡兒童の就學率も著しく增加して漸次好成績を顯はし、外形の整頓に伴ひ內容亦充實するに努めた。

中學校は前期に於て一時に縣立中學校八校を增設したので稍々濫設の嫌ありこれを整理する必要を生じた。時の石原知事は斷然消極の方針を執り先づ佐倉中學校を堀田伯爵家より維持に要する經常費を寄附せしめて特別會計の縣立となし銚子中學校並千葉中學校の松戸分校を廢止した。然るに地元地方民はこれを喜ばず存續維持せんとし前者は銚子町外二町五箇村の組合立となし後者は新に私立松戸中學校を設立し辛うじて一時これを存置した。

高等女學校は中學校の增設に比して稍々輕視されたる傾向ありて兎角其の施設併進せず僅に一校に過ぎなかつたが、本期に至り、明治四十一年四月東金高等女學校を設立した。郡立には安房、木

更津、香取の高等女學校、市原、銚子の實科高等女學校が建設され、私立に成田高等女學校が設けられ、男子の中學校と漸く其の權衡を保つに至つた。

實業學校は石原知事の後を襲うて有吉忠一本縣知事となり、就任匆々實業教育の振興奬勵を圖り松戸中學校跡に實業專門學校令に據る松戸園藝專門學校を設立し、銚子中學校跡に銚子商業學校を新設した。尙ほ本期に於て農學校は郡立海上郡旭農學校をはじめ郡、町村立、町村組合立農學校等各地に設立されたが、後に至り多くは郡立に變更さるゝに至つた。

師範學校は、四十年四月發布の師範學校規程に依り翌四十一年二月學則を改正し、師範學校に本科第一部の外第二部一學級を設け、定員を四十人とした。學資は二部生には支給せずすべて私費とし又本科第一部生の中にも私費生若干名を置いた。講習科は三種類を設け一は小學校教員免許狀を有する者及尋常小學校正教員の免許狀を有する者の爲に必要あるもの、一は尋常小學校教員たらんとする者の爲に必要あるものとし修業期限は其の種類により六週間乃至九週間及二ケ年とし學資の補助をなすことにした。其の他學資支給の程度及服務義務等に關し多少變更する所があつた。女子師範學校は四十三年度より第二部一學級四十人を置き、尋常正教員養成の講習科を設けた。學資は師範學校と同じく二部生は私費とし一部生中には私費生若干名を置き、講習科に補助をなした。

社會教育は、文部省の奬勵の主旨に基き教育資金の中より縣教育會に交附し同會をして縣內各地に通俗講談會を開催せしめ、又縣は四十年六月より通俗巡回文庫を設け全管內を六十區に分劃して優良圖書を選定配布して縣下青年男女の閲覽に供した。其の後この事業の全部を擧げて縣教育會に交付し縣教育會圖書館事業の一としてこれを繼承實施せしめた。圖書館は前期の末より文部省の奬勵に基き漸次其の必要を認められ一般に利用さるゝことゝなり其の結果新に設置したるもの香取郡久賀村米本圖書館をはじめ公私立を合せて十を增すに至つた。青年團は縣內到る處に其の組織を見るに至り、其の事蹟の優良なるもの亦尠くない。

學校衞生は前期の施設に係り爾來漸次重要視せられ、近時に於ける發達は刮目に値するものがあるに至つた。四十四年三月學校醫設置並職務に關する細別を發布して從來の規程を改正した。

明治末年の教育は以上の如くして略々教育の制度は外形上完成した。顧れば我が邦の教育は學制の頒布ありてより四十年、其の間國運の發展、社會の進歩に伴ひ、これに順應したる教育の機關概ね備はり法令亦整頓して制度形式の上に大なる缺陷を認めないされども法令は人物を造らず、校舍器械は德性を涵養するに足らない。國民德化の基礎は、教育勅語により炳然として明なれども、之をして其の內容を充實し、其の實質の完成を圖るには、更に尙ほ今後の努力に俟たなければならぬ。

終りに臨み、明治文明史上に謹んで特筆大書せざるべからざるは明治四十五年七月三十日、聖德大業古今東西に冠絕し給へる明治天皇の崩御ましませる事と、同年九月十三日、天皇の御靈轜御發引の當夜、我が武士道の典型として古今に比類なき乃木將軍の薨去とである。

明治大帝の御不豫の報一度傳はるや、普天の下率土の濱、億兆身を捨てゝ御惱に代り奉らんとして、全國一齊に神社、佛閣に祈願をこめ、輦轂の下にある東京市民は夜となく晝となく二重橋前の砂上に跪坐して遙かに大內山の御空に懸れる愁雲の一日も早く霽れかしと、十重二十重の人垣を作つて只管に天神地祇の御加護を祈り奉つたのであつた。この光景は唯我が國に於てのみ見ること

を得るところで到底諸外國では夢にも見ることの出來ないところのものであつた。然るに億兆の赤心をこめた虔禱もその效なく、玉體を臣子七千萬の悲傷に委ね給ふて神靈聖魂は遠く去つて祖宗の列に入らせ給ふた。龍姿一度神去りまして影を潛め鳳翼を藏めて哀音九天に流れ、日月慘として光を隱くし聲あるもの皆悄として愁を帶び、七千萬の赤子は恰も慈母を失へるが如く愕然として色を失ひ、肝腑寸斷の思あるのみにして只昊天を仰いで血涙の滂沱たるのみであつた。國民は期せずして各胸に明治の歷史を繰りひろげ、只大帝の聖恩の有り難さに感激し、大帝神去りますと雖もその大御心は不朽にましますを思ひ、大帝に盡したる忠義の赤心を以て、更に倍加して皇室に盡さんとの覺悟と決心とを固めたのであつた。

かくて國民は一種いふべからざる悲痛哀愁に打たれて居る折柄、乃木將軍夫妻の殉死の報を聞き恰も電擊を受けた樣な感じであつた。日露戰勝以來民心益々奢侈輕浮に流れる傾向は依然去らず、折角戊申詔書の煥發に接しても唯皮相的覺醒を見るに止まり、世は拜金宗の奴隸となつて、社會の先覺者たるべき政治家、道德家及び教育家等の間にも往々墮落する者ありて頻りに新聞に傳へられて居た際に、武勳赫々として高峯の如く仰がれて居た大偉人のこの悲壯なる擧を報ずるや、國民は一面に於ては哀愁禁ずる能はざるものあると共に、他面に於ては軍神に對する深甚なる同情と義憤的感激とを感じて、極めて嚴肅なる國民的覺醒の態度に變つて來た。

かくて國民は次の時代たる大正の聖代を迎へて、益々國運の發展を圖らざるべからざる機運に際會し、恰も親を失ひたる者が、家督を相續する時の如き責任の感に打たれ、益々本邦固有の國民的精神を發揮して新興日本の建設へと邁進するに至つた。

二、日露戰役後の思想界

日露戰役は我が國運を賭したる乾坤一擲の大戰であつて、皇國の興廢はその勝敗の一點に懸つて居つたので、國民の覺悟と決心とは殆ど極點に達して居つただけに、擧國一致、忠君愛國、義勇奉公の赤誠を傾注して軍國に盡さんとする義憤の緊張は古今に絕するものがあつた。從つて東西古今稀有の大勝を博して平和克復するや、世界一等國の班に列し、東洋平和の確保者として、光輝ある皇國史に更に一新紀元を劃するに至つたので國民の意氣は益々揚がり、我が國民は國民的にもまた個人的にも自覺自重の精神が最も明瞭且確實に喚起するに至つた。されど又社會の一部では戰勝の餘榮に眩惑し、經濟界の好況につれて早くも奢侈淫佚の風漲り漸く輕佻浮薄に流れんとするの兆を呈し、或は危激の言論を揭げ、或は厭世の思想を說き或は墮劣なる情態を描くが如きものがあつて往々敎育上有害なる文書、圖書の發行せらるゝのみならず甚しきは極端なる社會主義を皷吹して建國の大本を藐視し、社會の秩序を紊亂するが如き危險なる思想を傳播せしめんとする輩も出で來つた。かくの如く日露戰役後の我が國の思想界は紛然雜然として混亂の狀態を現出した。

現實主義の勃興　冥想的主觀主義を棄てゝ、實際的客觀主義に移り、空想的理想を離れて現實的生活を尊重する新運動である。この運動の結果、人心は漸く從來の空想的理想主義を排して經驗的現實主義に赴く傾向を示すに至つた。

實用主義(プラグマチズム)の輸入　從來の主知主義に反對して、新に主意說を取つた哲學上の新思想である。その說は眞理は人間の目的に適合するや否やに依つて決定するものなれば、推理一

遍によつてこれを決すべきでないといふのである。この說も漸次國民思想に影響して、科學的知識を重んずる前說と密着するに至つた。

自然主義の勃興　自然主義は先づ文藝上の思潮として現はれた。この說は無理想無解決を標榜してあらゆる理想を排斥し、現實に接觸せざる人生觀を退けて、從來の文學に大破壞を試み、個人の自由なる發展を要求して熱烈なる主我思想を皷吹するをいふ。この主義は唯物的な實際主義的精神、科學的精神に刺戟せられるところが少くない。從來の文壇は、空想的にして現實に立脚せざるを以て、時代思想に影響することも少なくなかつたが、自然主義なる新興文學は、蕩然として青年の胸裡に浸染し、奔放騰逸一切の傳統を破壞して、有らゆる虛僞虛飾を排斥し、忽焉として時代の中心思潮たる觀を呈した。牧野文相は當時の軟弱なる文學に誤られ皮相なる哲學思想に煩悶し意氣銷沈したる者あるを深憂の餘り、左の訓令を發布した。

學生、學徒ノ本分ハ常ニ健全ナル思想ヲ有シ、確實ナル目的ヲ持シ刻苦精勵、他日ノ大成ヲ期スルニ在ルハ固ヨリ言ヲ俟タス殊ニ戰後ノ國家ハ將來ノ國民ニ期待スル所益々多ク今日ノ學生生徒タル者ハ其ノ責任一層ノ重キヲ加ヘタルヲ以テ各々學業ヲ勵ミ一意專心其ノ目的ヲ完ウスルノ覺悟ナカルベカラス

然ルニ近年青年子女ノ間ニ往々意氣銷沈シ風紀頽廢セル傾向アルヲ見ルハ本大臣ノ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ現ニ修學中ノ者ニシテ或ハ小成ニ安シ奢侈ニ流レ或ハ空想ニ煩悶シテ處世ノ本務ヲ閑却スルモノアリ甚シキハ放縱浮靡ニシテ操行ヲ紊リ恬トシテ耻チサル者ナキニ非ス斯ノ如キハ家庭ノ監督其ノ方ヲ誤リ學校ノ規律漸ク弛緩セルノ致ス所ニシテ今ニ於テ嚴ニ戒愼ヲ加フルニアラスンハ禍害ノ及フ所實ニ測リ知ルヘカラス

社會一部ノ風潮漸ク輕薄ニ流レムトスルノ兆アルニ際シ青年子女ニ對スル誘惑ハ日ニ益々多キヲ加ヘムトス、就中近時發刊ノ文書圖畫ヲ見ルニ或ハ危激ノ言論ヲ揭ケ或ハ厭世ノ思想ヲ說キ或ハ陋劣ノ情態ヲ描キ敎育上有害ニシテ斷シテ取ルヘカラサルモノ尠シトセス故ニ學生生徒ノ閱讀スル圖書ハ其內容ヲ精査シ有益ト認ムルモノハ之ヲ勸奬スル又頑者極端ナル社會主義ヲ皷吹スルモノ往々各所ニ出沒シ種々ノ手段ニ依リ敎員生徒等ヲ誑惑セムトスル者アリト聞ク若シ夫レ斯ノ如クシテ建國ノ大本ヲ藐視シ社會ノ秩序ヲ紊亂スルカ如キ危險ノ思想敎育界ニ傳播シ我敎育ノ根底ヲ動カスニ至ルコトアラハ國家將來ノ爲最モ寒心スヘキナリ事ニ敎育ニ當ル者宜シク留意戒心シテ矯激ノ僻見ヲ斥ケ流毒ヲ未然ニ防クノ用意ナカルヘカラス

本大臣ハ國運ニ照シ時弊ニ鑑ミ特ニ茲ニ訓示ス敎育ノ當局者及ヒ校長敎員等ハ克ク本大臣ノ旨ヲ體シ父兄保護者ト協心戮力シテ風紀ヲ振肅シ元氣ヲ作興スルニ努メ學生生徒ハ自ラ修メ己ニ克チ學業ニ成就スルニ專ニシテ上下胥ヒ率キ以テ敎育ノ効果ヲ完ウセムコトヲ期スヘシ

斯くして四十一年に至れば、所謂自然主義の小說我が文壇を風靡して此の派の作物續々として出版せられた。敎育界の多數は之を目して風俗壞亂の軟弱文學として排除したのである。

反自然主義的思想の勃興　自然主義の勃興するや、疾風迅雷も曾ならざる勢を以て、我が思想界を席捲したが、この主義の根本思想は、現實的自我思想であるから、その虛無思想と破壞思想とは、會々風俗を紊亂せしむる虞れがあるので、その反動として學者及び敎育家は熱心に反對して、古典的道德思想の復古を絕叫して國語、漢文を研究する風潮が漸く勃興するに至り、尙文壇上に於ても、眞正面より自然主義に反對する者も現はれた。

日露戰役に於ける我が國の大勝の內面的原因が、全く日本固有の武士道精神の發揮に因るもの

として武士道の鼓吹も亦この反動より隆盛を極めた。

戊申詔書の煥發　日露戰役は我が國運を賭したる大戰たりしだけに、愈々大勝を博するや、國民をして益々自國の長所を自覺せしめ自重の念を喚起せしめたが、一部國民をして戰勝の餘榮に醉はしめ、財界の好況に伴つて奢侈浮薄なる風潮を誘發したが、明治四十一年十月十三日戊申詔書煥發せられ、この風潮は一時に屏息するに至つた。眞に時弊匡救の頂門の一針として國民の思想上に多大の影響を與へた。小松原文部大臣は、地方長官會議の席上に於て右に關する訓示演說を行つた。其の大要は左の如くである。四十一年十月十五日

今回優渥ナル詔勅ヲ發セラレ今日ノ世局ニ對シテ一般臣民ノ心得ベキ要義ヲ示シ給フ克ク聖旨ヲ奉體シ各自ヲシテ其ノ本分ヲ殫サシメント欲セバ此ノ際一層教育者ヲ督勵シテ國民教育ノ任務ヲ完了センコトヲ努メシメザルベカラズ惟フニ國運ノ伸暢ニ伴ヒ外益々友義ヲ惇ウシ內益々國本ノ培養ヲ圖ルハ帝國ノ國是ニシテ國民タルモノハ擧國一致此ノ國是ノ貫徹ニ努力セザルベカラズ蓋シ忠孝ヲ重ンジ信義ヲ尙ビ勤儉事ニ從ヒ忠實業ニ服シ華ヲ去リテ實ニ就クハ我日本民族固有ノ特性ニシテ實ニ國民ノ性格タリ時勢ノ變遷ニ伴ヒ國民ノ風尙自ラ推移セリト雖モ此ノ國民ノ性格ハ古來一貫毫モ紊ルコトナクコノ特性ノ發揮ハ既往ニ於テ我國體ノ美ヲ濟シ國史ノ粹ヲ作レリ今日ノ國民ガ國家ニ對スル重大ナル責任ヲ盡サントセバ將來ニ於テモ尙一層此ノ性格ヲ涵養スルモノ主トシテ之ヲ教育ニ待タズンバアラズ　（下略）

戊申詔書の煥發と共に、二宮尊德の報德主義は當時の輕薄なる時弊を救濟するに適中したのでこの主義を奉ずる政府の大官をはじめ社會の上流に在る名望家より盛んに勸奬せられ、一時教育界を風靡するに至つた。

三、教育思想界の趨勢

日露戰役後國民の自覺が高まつた。いまゝでの如く歐米の後塵を拜するばかりが能事ではない。確實なる基礎に立つて諸說の比較研究を行ひ其の長所を採り短所を捨てゝ自己の所信を加味して獨特の教育學を組織せんとする學風が著しく興つて來た。谷本富の「新教育學講義」「系統的教育學綱要」澤柳政太郎の「實際的教育學」田中義能の「科學的教育學」溝淵進馬の「教育學講義」吉田熊次の「系統的教育學」大瀨甚太郎の「新撰教育學」小西重直の「學校教育」「現代教育の研究」野田義夫の「教育學概論」佐々木吉三郎の「教育的美學」等はこの意味に於ける代表的の著書である。これ等の著書の中には、歐米の學者の著書を參考とした點、又は其の思想を採用したる點も尠くないものもあるが前期に於ける直譯的のものとは、何れも其の選を異にして居る。

前期の半ば頃よりヘルバルト思想の反動として社會的教育學が盛んに提唱されたるが此の期に於て新に傳へられた外國教育思想のものでは獨逸のライ及びモイマンによつて唱へられた實驗教育學である。乙竹岩造の「實驗教育學」は主としてライの「實驗教育學」を譯したものである。吉田熊次の「實驗教育學の進步」はモイマンの「實驗教育學」中學校兒童の心理に關する部分を除いて其の他の研究論文を中心として著したものである。この他に稻垣末松、阿部重孝及び上野陽一のモイマンを飜譯した「實驗教育學」が出版された。ライは教育上の筋肉運動主義、意志主義、活動主義を說き、意志、行爲、運動を哲學、心理學、倫理學、生理學、生物學等の各方面より論じようとし、その所謂實驗の結果や、教育上の結論が十分確實でないと云ふ批評があるけれども、教育教授上の諸問題に就て頗る有効

な暗示を與へた。これに反してモイマンは教育的意志主義を說き、教育上の規範を立つるに怠らず、先づ專ら事實の研究に力を注ぎ、かくして教育學組織の可能を說いた。これ等の思想が先づ教育の理論的研究に深刻な刺戟を與へた。文部省學制五十年史及國民教育奬勵會教育五十年史佐々木秀一の論文に據る

第二章　教育行政機關

第一節　文部省

文部大臣は內閣總理大臣兼文部大臣であつた伯爵桂太郎が、明治三十九年一月七日、本官並に兼官を免ぜられ、內閣總理大臣侯爵西園寺公望が臨時文部大臣兼任し、三月二十七日、西園寺公望が兼官を免ぜられて、特命全權公使牧野伸顯が文部大臣に任ぜられた。四十一年七月十四日、第二次桂內閣成立して小松原英太郎が文部大臣となつたが、四十四年八月三十日、第二次西園寺內閣の成立と共に、長谷場純孝が代つてその地位に就いた。

官制の改廢　文部省官制の改正中特に記すべきは明治四十四年五月九日大臣官房の圖書課を廢して新に圖書局を置いたことである。明治三十九年六月十二日、勅令を以て帝國學士院規則を公布した。帝國學士院は文部大臣の管理に屬し、其の任務は學術の發達を圖り敎化を裨補するが其の目的である。四十年三月二十日、義務敎育年限の延長を斷行することゝなり、「小學校令」の改正を始めとして法令上種々の改正を行なつたが、これ等は夫々その章下に於いて詳述することゝする。

同年六月四日、勅令を以て「美術審査委員會官制」が公布された。美術審査委員會は文部大臣の監督に屬し、美術展覽會の出品を審査し、その他美術展覽會に關する事項を處理するものである。同年十月に第一回美術展覽會を上野公園竹の臺に開催した。これが所謂文展と稱するもので、爾來年々これを開催して次期の大正七年第十二回まで繼續した。四十一年五月二十四日、「臨時假名遣調査委員會官制」を、同年九月四日、敎科用圖書調査委員會を定め、又同年十二月、其の年五月設置した臨時假名遣調査委員會を廢した。四十四年五月九日維新史料編纂會官制を公布し、同月十六日、文藝委員會官制及通俗敎育調査委員會官制」を設定した。

視學制度　四十一年九月十日、文部省視學官及文部省視學委員職務規程を定め、文部省視學官學事視察の爲め、全國を七地方部に分け、各部擔任の視學官は、定時及臨時に主として其の擔任部內の普通敎育及甲種程度以下の實業敎育狀況を視察すべきものとし、地方部を擔任せざる視學官は、全國の專門敎育及實業敎育を視察し、或は特命に依る學事視察に從事すべきものを定められ、また文部省視學委員は文部大臣の命を受け、主として特に指示せられたる學事を視察すべきことが定められた。而して前の「文部省視學官視學規程」は廢せられた。

第二節　千葉縣

この期の知事は、前期より引續いて石原健三が在任して居たが明治四十一年三月二十八日、高知縣知事に任ぜられて本縣を去り、同日內務省參事官有吉忠一が本縣知事として來任し、四十三年六月十四日、在任二年餘にして朝鮮總督府總務長官に轉じ同日島根縣知事告森良が本縣知事となり、

大正二年六月まで三ヶ年在任した。石原知事は戰時財政緊肅の際にあつて時艱を克復すべく務めて消極政策を執り殊に前任者の中學校濫設の後を承けてこれを整理改善すべき衝に當り萬難を排して銚子中學校及松戸分校の廢止を斷行し更に時勢に鑑みて、東金高等女學校を新設し實業學校を興さんとした。有吉知事は戰後經濟界の好況に乘じ積極方針を以て諸般の經營を行ひ、先づ銚子中學校跡に商業學校を設け、松戸分校跡に園藝專門學校を置き、小學校は義務教育年限延長の實施期に膺り學校の廢合を斷行し設備の充實を圖つた。告森知事は前任者の施設經營を改善整理して其の功を全うし本縣教育發展の基礎を鞏固にした。

地方官制の改正　前期の明治三十八年四月十九日、「地方官制」改正の結果、從來の書記官參事官、視學官等の官名を廢して事務官を置くことゝなり、廳內を四部に分ち、事務官を以て其の部長に充て、教育學藝に關する事項及び學事の視察に關する事項等は第二部長の管する所となりこの時より特別任用令に依る視學官は廢止され中等學校長より入るべき途は閉されたのである。四十年七月十二日勅令第二百六十六號を以て更にこれを改正し、四部制を廢して內務部警察部の二部となし、教育に關する事項は內務部長の所管に移され、教育課は內務部の一課として事務官を以て課長とし視學官の名稱は其の後に至り漸く復歸して補職となつたが從來の特別任用令に依る視學官は全く跡を絕つた。其の他は府縣視學、郡視學、島廳視學は從來通り變りはない。

本期に於ける知事以下教育關係者は左表の通りである。

官職名＼年次	明治三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	同四十五年
知事	石原健三	同上	石原健三	有吉忠一	有吉忠一	告森良	同上
事務官 第一部長	樋口盛苗	鈴木邦義			告森良		
事務官 第二部長	三橋得三	木間瀬策三	木間瀬策三				
事務官（內務部長）		鈴木邦義	鈴木邦義	鈴木邦義	同	帆足準三	夏秋十郎
事務官（視學官 教育課長）		阿部壽準	阿部壽準	阿部壽準	田中喜介	元田敏夫	同上
縣視學	鈴木肅	鈴木肅	田中壽治	田中壽治	同上	同上	同上
縣視學	竹內周吉	竹內周吉	小林信	小林信	福中儀之助	金澤登久三	同上
縣視學	岡嚴	大賀雄次郎	大賀雄次郎	弓削幸太郎	福中儀之助	同上	同上
縣視學	大賀雄次郎	弓削幸太郎	弓削幸太郎	柳澤靜雄	柳澤靜雄	同上	同上

備考　事務官は官名で內務部長及視學官は補職である、課長は縣の職制によつて設けたものである。屬は主席のみを揭ぐ

次に郡長及郡視學の在職狀況は左表の通り

郡名	官職名	年次	明治三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	同四十五年
千葉	郡長		神田清治	同	同	同	同	同	同
	視學		島田裏	島田裏 熊田淳	熊田淳 市川源太	市川源太	熊田源太 市川淳	熊田淳	同
市原	郡長		介川常保	同	介川常保 池内才次郎	池内才次郎	池内才次郎 渡邊信	渡邊信	同
	視學		宮山宜廣	同	同	宮山宜廣 森川忠	森川忠	同	森川忠 阿部滋金
東葛飾	郡長		内藤兼雄 澤田乙三	澤田乙三	澤田乙三 石川越夫	石川越夫	同	同	同
	視學		茂呂正修	茂呂正修 有居新平	有居新平 加藤左文治	加藤左文治	同	同	同
印旛	郡長		中山欽一郎	同	同	同	同	同	同
	視學		亘理安次郎 伊藤彊	伊藤彊 入江胖	入江胖	同	入江胖 阿部滋金	阿部滋金	阿部滋金 柏吉太郎
香取	郡長		吉本健吉 脇本米司	脇本米司 大賀雄次郎	大賀雄次郎	同	同	渡邊勤	同
	視學		山中竹樹 福井清通	福井清通	福井清通 土屋權四郎 岡崎坦吉	岡崎坦吉	岡崎坦吉 村上久治郎	村上久治郎	村上久治郎 酒卷幾三郎

郡名	官職名	年次	明治三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	同四十五年
海上	郡長		太田資行 吉本健吉	吉本健吉	同	同	同	同	同
	視學		小林周輔 向井傳太郎	向井傳太郎	同	向井傳太郎 御園良樹 菅井作次郎	菅井作治郎	同	菅井作治郎 森川忠
匝瑳	郡長		小沼量平 岡巖	岡巖	岡巖 介川常保 直井綱	直井綱	直井綱 藤川佑	藤川佑	同
	視學		柏吉太郎	柏吉太郎 酒卷幾三郎	酒卷幾三郎	同	同	同	酒卷幾三郎 伊藤重威
山武	郡長		行方幹	同	同	同	行方幹 太田資行	太田資行	太田資行 大澤富二三
	視學		酒卷幾三郎	酒卷幾三郎 柏吉太郎	柏吉太郎	柏吉太郎 深山健吉	深山健吉	同	深山健吉 杉山與三郎
長生	郡長		淺沼介郎 渡邊勤	渡邊勤	同	同	同	久保三郎	同
	視學		森川忠	同	同	森川忠 金澤登久三	金澤登久三 向後與三夏 伊藤重威	伊藤重威	同
夷隅	郡長		渡邊寬藏	澤寬藏	同	同	澤山田寬藏	山田智	同
	視學		野澤常太郎	野澤常太郎 深山健吉	深山健吉	深山健吉 柏吉太郎	柏吉太郎	同	柏吉太郎 菅井作治郎
君津	郡長		大野道一 石原留吉	石原留吉	石原留吉 岡巖	岡巖	同	同	同

	郡視學	有居新平	有居新平 明石吉五郎	福井清通 杉山與三郎	杉山與三郎	同　上	同　上	杉山與三郎 深山健吉
安房	郡長	江口英房 太田資行	太田資行	同　上	同　上	太田資行 澤寛藏	澤寛藏	同　上
	郡視學	深山健吉	深山健吉 野澤常太郎	野澤常太郎	同　上	同　上	同　上	同　上

この外郡には學務擔任の郡書記ありて學事に關する諸般の事務を處理し、郡視學は主として學事の視察教育の監督指導に從事したのである。

第三章　初等教育

第一節　小學校

一、概說

我が國教育界多年の懸案であつた義務教育年限の延長は、戰後經營の第一歩として明治四十年三月二十日「小學校令及小學校令施行規則」を改正して尋常小學校修業年限を六箇年に延長した。これに伴つて高等小學校の修業年限は二箇年とし、更にこれを延長して三箇年と爲すことを得るやうにした。隨て教科目の加除及程度の變更をなし同時に代用私立小學校の廢止、教員の檢定學級數制限の緩和、補習科の時間制限廢止等種々の條に適切の改正を加へ明治四十一年度よりこれを實施することゝした。文部省は同月二十五日其の改正せる小學校令及小學校令施行規則改正の要旨並に其の施行上特に注意すべき事項に就て、北海道廳府縣に左の訓令を發した。

文部省訓令第一號（明治四十年三月二十五日　北海道廳府縣）

今般勅令第五十二號ヲ以テ小學校令中ニ改正ヲ加ヘラレ文部省令第六號ヲ以テ小學校令施行規則ノ一部ヲ改正セリ今左ニ改正ノ要旨ヲ擧ケ且其ノ施行上特ニ注意ヲ要スル事項ノ大要ヲ示サン

義務教育ノ年限卽チ尋常小學校ノ修業年限ヲ六箇年ニ延長スルハ改正令ノ主眼トスル所ナリ蓋シ從來ノ修業年限ヲ以テ義務教育ノ本旨ヲ全ウスルコトハ頗ル困難ナルニ因リ明治三十三年現行小學校令制定ノ際既ニ其ノ年限ヲ延長スルノ必要ヲ認メタルモ當時四箇年ノ義務教育スラ尙未タ普及スルニ至ラサリシカ故ニ將來ニ之カ實行ヲ期スルコトトシ其ノ準備トシテ尋常小學校ニ修業年限二箇年ノ高等小學校ヲ併置スルコトヲ奬勵スルニ止メタリ爾來義務教育ハ著シク普及スルニ至レルノミナラス尋常小學校ニ高等小學校ヲ併置シタル者亦大ニ增加シ今ヤ改正ノ時機既ニ熟セルヲ認ムルト共ニ戰後益々國民ノ智德ヲ上進スルノ必要アリ是レ義務教育ノ年限ヲ延長セラレタル所以ナリ固ヨリ今回ノ改正ハ未タ之ヲ以テ足レリトスルニアラスト雖モ我國現下ノ情況ハ遽ニ之ヲ六箇年以上ニ延長スルコトヲ許ササルヲ以テ暫ク之ニ滿足シ其ノ完成ハ更ニ之ヲ他日ニ期セントス

尋常小學校修業年限ノ延長ハ現在ノ高等小學校第一學年第二學年ヲ尋常小學校ノ範圍內ニ移シタルニ外ナラス故ニ其ノ教科目ニ關シテハ多少ノ取捨ヲ爲シタリト雖モ概ネ高等小學校第一學年第二學年ノ教科目ヲ加ヘラレタルニ過キス而シテ此等ノ教科目中手工ハ從來教育上ノ効果顯著ニシテ將來ハ必設ノ科目ト爲スノ期至ルヘキヲ以テ務メテ其ノ加設ヲ奬勵センコトヲ望ム

高等小學校ハ現在ノ第三學年第四學年ヲ第一學年第二學年トシテ仍之ヲ存續シ土地ノ情況ニ依リテハ三箇年ニ延長

スルヲ得ルコトトナレリ蓋シ義務教育ハ他日再ヒ其ノ年限ノ延長セラルルコトアルヘク又本來高等小學校ハ義務教育ヲ終リタル兒童ニ一層精深適切ナル普通教育ヲ施スヲ主トスルモノナレハ其ノ目的トスル所自ラ中學校高等女學校ト同シカラス故ニ義務教育ヲ終リ尚二三箇年間教育ヲ受ケントスル者ニシテ中學校若ハ高等女學校等ニ入リ半途ニ退學スルカ如キ者ニアリテハ寧ロ初メヨリ高等小學ニ入學シ適切ニシテ且完結セル教育ヲ受クル以テ優レリトス若シ夫レ此ノ際義務教育年限ノ延長ニ伴ヒ既設ノ高等小學校ヲ廢止セントスルカ如キハ毫モ理由ナキコトナルノミナラス更ニ必要アル場合ニ於テハ却テ之カ新設ヲ躊躇スヘカラサルナリ

義務教育年限ノ延長ハ全國一齊ニ之ヲ實施スルハ固ヨリ望ム所ナレトモ市町村ノ情況ニ依リ遽ニ之ヲ實行シ難キモノアランコトヲ慮リ特別ノ事情アルモノハ當分仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ許サレタリ是レ市町村ノ經濟ヲ斟酌シ成ルヘク便宜ノ處置ヲ許スノ旨趣ニ外ナラス

此ノ如ク義務教育年限ノ延長ハ其ノ時機既ニ熟シ加フルニ市町村ノ情況ニ依リ仍從來ノ規定ニ依ルコトヲ得シムル等便宜ノ處置ヲ許スヲ以テ改正令ノ實施ハ甚シキ困難ナキヲ信スルモ之ニ伴ヒ學級數ヲ增シ隨テ校舍ノ增築ト教員ノ增加トヲ要シ經費ノ增額ヲ來スハ免レサルノ數ナリ然ルニ市町村ノ經濟ハ十分ノ餘裕アリト云フコトヲ得ス加フルニ時勢ノ進歩ニ伴ヒ市町村ノ事業モ漸次多キヲ加フヘク單ニ教育上ノミニ就テ之ヲ見ルモ教員優待等經濟ノ增加ヲ要スヘキモノアルヲ以テ此ノ改正令ヲ實施スルニ當リテハ務メテ節約ノ方法ヲ講スルコトヲ怠ルヘカラス卽チ或ハ學級ノ編制ヲ整理シ或ハ二部教授ヲ施シ以テ校舍及教員ノ不足ヲ補フカ如キ適宜ノ方法ヲ設ケ改正令ノ實施ヲ圓滑ニスルコトヲ期セサルヘカラス蓋シ二部教授ハ之ヲ近年ノ研究ニ徵スルニ尋常小學校第一學年第二學年等幼年兒童ノ學級ニ行フトキハ其ノ教育上ノ効果ハ幾ント通常ノ教授ニ讓ラサルヲ見ル故ニ改正令實施ニ際シ經濟上必要アル場合ニ於テ一部ノ兒童ニ之ヲ行フハ時宜ニ適シタルモノタルヲ信ス殊ニ六箇年ノ單級教授ニ至リテハ若シ通學路程等ノ關係上格別ノ支障ナキ場合ニ於テハ之ヲ二部教授ト爲スヲ以テ却テ利アリトスヘシ

補習教育ハ從來常ニ奬勵シタル所ナレトモ未タ十分ニ其ノ目的ヲ達スルニ至ラサリシハ遺憾トスル所ナリ今ヤ尋常小學校ノ年限ヲ延長スルモ之ニ接續シテ設クヘキ普通ノ補習教育及實業補習教育ハ益々之ヲ奬勵スルコトヲ怠ルヘカラス今回補習科ノ教授時數ノ制限ヲ廢止シタルハ畢竟之カ施設ヲシテ一層地方ノ情況ニ適切ナラシメンカ爲ニ外ナラズ

尋常小學校教員ノ試驗檢定ニ就テハ其ノ程度ヲ進メ且試驗ヲ闕クコトヲ得ル科目ノ數ヲ減シタリ是レ修業年限ノ延長ニ伴ヒ其ノ學力ノ程度ヲ進メサルヲ得サルニ至リタルヲ以テナリ而シテ從來四箇年ノ尋常小學校ノ教員タルヘキ資格ヲ有スル者ヲ以テ改正後直ニ六箇年ノ尋常小學校ノ教員タルベキ資格ヲ認メタルカ故ニ之ニ對シテハ適當ノ方法ヲ設ケ理科其ノ他必要ナル學科目ヲ講習セシメ以テ其ノ學力ヲ補習セシメンコトヲ努ムヘシ

尋常小學校ニ於テハ授業料ヲ徵收セザルヲ本體トシ特別ノ事情アルカ爲之ヲ徵收スル場合ト雖モ學年ニ依リ其ノ額ニ差等ヲ設ケサルヲ原則トスルハ勿論ナリ然レトモ從來高等小學校ニ關シテハ授業料ノ收入ヲ以テ重要ナル財源トシテ爲セル地方少カラサルヲ以テ改正令實施ノ際高等小學校ニ於テ徵收スル授業料額ヲ超エサル限リハ尋常小學校ノ第五學年第六學年ニ於テ特ニ當分ノ內之ヲ徵收スルコトヲ許セリ是レ經濟上洵ニ已ムコトヲ得サルニ出テタルナリ而シテ之カ施行上ニ就キテハ愼密ノ査覆ヲ遂ゲ適應ノ措置ヲ爲サンコトヲ要ス代用私立小學校ハ之ヲ既往ノ實驗ニ徵スルニ其ノ成績公立學校ニ比シ著シク劣ルモノアルノミナラス今ヤ全國ヲ通シテ市町村立學校ノ施設普及セルカ爲ニ其ノ數實ニ多カラスシテ僅ニ一地方ニ偏在スルニ過キス故ニ特ニ之ヲ一ノ制度トシテ存置スルノ必要ヲ認ムル能ハサルニ至レリ是レ今回ノ改正令ニ於テ此ノ制ヲ廢セラレタル所以ナリ

本大臣ハ各地方長官カ能ク改正ノ旨趣ヲ體シ國運ノ發展ニ鑑ミ地方經濟ノ狀況ニ應シ施設誘導宜シキヲ得テ益々國

民教育ノ進歩セシメンコトヲ望ム

改正小學校令は四十一年四月一日よりこれを施行するが、第十三條及び第三十六條第一項は四十年四月一日よりこれを施行することになつて居つた。然るに新令がよく徹底せず且つその解釋上色々疑義を生ずるので四十年六月、文部省より左記の通牒を發して、改正令實施上の注意を促した。

一、修業年限四箇年ノ尋常小學校ヲ卒業シタル者及將來卒業スル者ハ義務修了者ニシテ四十一年度ニハ義務アル尋常第五第六學年兒童トナシ而シテ右卒業者ガ假令六箇年ノ尋常小學校ノ設アル市町村ニ轉住スルモ更ニ義務ヲ負ハザルヿ

二、同一ノ市町村、町村學校組合ノ公立尋常小學校ハ其修業年限ヲ異ニセルヲ許サヾルヿ

三、義務教育ノ年限ヲ延長セザル市町村又ハ小學校ノ設備不完全ナル市町村ニハ新ニ其ノ市町村立實業學校（實業補習學校ニシテ夜間休業日其ノ他正科時間以外ニ教授スルモノヲ除ク）中學校高等女學校等ノ設置ヲ許サヾルハ勿論ニ付此等ノ學校ヲ設置セントスルモノアラバ充分審査ヲ要スルヿ

町村組合又ハ郡ニ於テ前記ノ學校ヲ設置セントスル場合ニ於テモ前記ノ旨趣ニ準シ審査ヲナスヿ

四、既設ノ高等小學校ハ修業年限ノ如何ニ拘ハラズ今回ノ修正ニ依リ直ニ消滅スルモノニアラザルヲ以テ修業年限變更ノ爲メ存續セシメ難キ場合ニ於テハ廢止ニ關スル相當ノ手續ヲナサシムベキヿ

五、近來高等小學校ヲ實業學校ニ變更セントスルモノ少カラズ既設ノ學校ヲ變更スル場合ハ十分ノ審査ヲ要スベク且是等ノ内ニハ經費補助ヲ得ンコトヲ目途トスルモノナキニシモアラザルベキニ依リ十分ノ取締ヲ爲スコト

六、二部教授ハ教育上ノ効果ヲ著シク減少セザル範圍内ニ於テコレヲ實行シ爲ニ義務教育年限ヲ延長スルコトヲ得ル場合ニ於テハ寧ロ之ヲ奬勵スベキヿ

七、尋常小學校第五第六學年ノ授業料ヲ從來高等小學校ニ於テ徴收セルト同一ノ額以下ニ於テ徴收スル場合ハ地方長官限リ認可スルコトニ改メタルモ認可ヲ與ヘラルヽニ當リテハ就學ヲ妨ゲザル樣注意ヲ要ス又右ハ當分ニ限ル義ナレバ將來ハ成ルベク授業料ノ徴收ヲ廢止シ又ハ輕減シテ就學ノ便ヲ圖ルベキヿ

八、學級ノ制限超過ノ場合ニ文部大臣ノ指揮ヲ要セズトセルハ繁文省略ノ旨趣ニシテ漫ニ制限外ノ認可ヲ寛容ナラシムルノ方針ニアラザルヲ以テ之ガ認可ヲ與フルニ當ツテハ愼重審査ヲ遂ゲ且成ルベク期間ヲ限ルベキヿ

九、尋常小學校教員ノ學力ヲ補習セシムルコトハ改正令實施ニ關シ最モ緊要ナルヲ以テ成ルベク速ニ公設又ハ私設ノ講習方法ヲ設ケ獨リ正教員ノミナラズ准教員ヲモ補習セシムルヿ

十、補習科ノ教授時數ニ關スル制限ヲ廢シタルハ擅ニ其ノ教授時數ヲ多カラシメントスルノ旨趣ニアラザルヲ以テ之ヲ認可スルニ當リテハ補習科（三十三年訓令第十號參照）ノ目的ニ反セザル樣注意スベキヿ

十一、小學校令改正實施後修業年限四箇年ノ尋常小學業ヲ卒業スルニ與フル卒業證書ハ適宜ノ方法ニ依リ一般尋常小學校ノ卒業證書ト區別スル方便利ナルベキヿ

十二、修業年限六ケ年ノ尋常小學校同一市町村内ニ二校以上アル場合ニ於テ特別ノ事情アルトキハ當分其ノ内ノ一校又ハ數校ニ第五第六學年ノ兒童ハ收容セザルモ妨ゲナキコト

十三、從來ノ高等小學校ニ於テ教室ニ餘裕アルトキハ當分ノ内尋常小學校第五第六學年兒童ノ教室ニ假用スルモ妨ゲナキヿ

本縣にては新令に準據して四十一年五月「小學校令施行細則」の一部を改正し、小學校教員の檢定試驗に關する諸規則を定め、四十二年三月五日全般に亘りたる大改正を行つた。

明治四十二年四月二十三日、文部省は小學校令施行規則中に改正を加へて從來小學校の學年はすべて四月一日に始まる規定なりしを土地の情況に依りてはこの學年の外に九月一日に始り翌年八月三十一日に終る學年を置くを得ることゝした。今迄は四月一日を以て入學期日と爲し三月三十一日に滿六歳に達せざれば、縱令一日の不足なりとも翌四月一日に入學し得ざる規則なるが、かくては翌年の新學年まで一ヶ年を經過せざるべからざるを以て、種々の困難少くないので更に學年を此等兒童の爲めに九月一日新入學期を設け得る制度を設け、四月一日の入學に未だ學齢に達せざりし兒童をば、八月三十一日までに學齢に達すれば翌九月一日に入學せしめ得ることゝなりて、かゝる學級を設くる學校に入學する兒童は五ヶ月早く卒業爲し得ることゝなる。貧困者の子女で一日も早く衣食の途に立たざるを得ない者には極めて利益あることであらう。然れども進んで尙ほ一層高き學校に入學すべき兒童の爲めには尋常科卒業後九月より翌年三月まで七箇月間の間隙を生ずべければ、多少考慮を要することゝなるであらう。兎に角同學年を二學級以上設くる學校にては二期入學制を採るは極めて便利の事であらう。本縣にては、これに對して二回に亘つて次の如く內務部長より各郡長に通牒を發した。

小學校九月始學年設置ニ關スル件通牒　明治四十二年四月二十七日　教第一九一六號

今般文部省令第十二號ヲ以テ小學校令施行規則中ニ改正ヲ加ヘラレ候處右ノ內第二十五條ノ改正ハ義務年限ノ延長ニ際シ學齢兒童ノ就學ニ便ナラシメ其卒業ノ期ヲ早メシムルノ趣旨ニ外ナラス候ニ就テハ之レカ爲メニ俄ニ校舍建築其ノ他特別ノ設備ヲナシ町村ノ經濟ヲ困難ナラシムルカ如キハ固ヨリ其本旨ニ無之大ナル町村ニシテ同一學年ノ兒童ヲ二學級以上ニ編制スル小學校ノ外ハ漫ニ之ヲ實施セシメサル等便宜取捨其ノ宜シキヲ得候樣適當ノ監督方特ニ御注意相成度旨其筋ヨリ通牒ノ次第ニ有之候條爾後貴官ニ於テモ右旨趣ニ依リ御監督相成度依命此段及通牒候也

（千葉縣例規類纂）

小學校九月始學年設置ニ關スル件通牒　明治四十二年六月二十五日　教第三一九二號

小學校令施行規則第二十五條第二項ニ依ル學年設置ニ關シ監督上御注意相成度旨先般及通牒置候處該九月始學年ヲ實施スル場合ニ於テハ自然設備ノ擴張ト經費ノ增加トヲ免レサルヘケレバ豫メ十分ニ調査ヲ遂ケンコト必要ト認メ候就テハ貴郡內小學校ニシテ九月始學年ヲ設ケントスルモノアラハ先ツ同一學年ニ三學級以上ヲ有スルヲ標準トシ尙ホ本年ヨリ向フ六年間ニ於テ每年九月及四月ニ就學スヘキ學齢兒童數（出入寄留者多數ナル地方ニ在リテハ特ニ之ヲ見込ムヲ要ス）及學級數ヲ調査シ遺算ナカランコトヲ期セシメラレ度此段及通牒候也（千葉縣例規類纂）

文部省は學齢兒童就學の便を圖り四月及九月の二重學年を設けしめたるが之が爲に俄に校舍建築其の他特別の設備をなし市町村の經濟を困難ならしめてまでも實施する趣意ではなく市又は重なる町村等にて同一學年の兒童を二學級以上に編成する小學校の外は成るべく實施せしめざる方針で夫々地方廳に注意方を通牒したるを以て各府縣では大都市以外では實施したる學校少く、本縣の如きは一校もこれを設けたるものはなかつた。

四十四年七月文部省は更に「小學校令」及「小學校令施行規則」を改正した。この改正は小學校令中の改正條項ではすべて教科目に關することである。小學校令施行規則中の改正は教則、休業日、教員檢定、就學猶豫、代用教員の進退、幼稚園に關する事項等が主なる條項である。從來高等小學校の教科目中に、手工、農業、商業を加へ又土地の情況によりては英語を加へることを得しめたるも、これ等は何れも必須科目にあらずして隨意科目として課したのであつたが、これを必須科目に改め、兒童には

必ず手工なり農業なり商業なりの何れか一科を課さなければならぬことゝし、尤に其の教授時數を增加して一週六時間とした。當時高等小學校の教授時間中一科につきて六時間以上を課するものは國語を除きては他にこれだけの時間を取るものはない。これを見てもこれ等の學科に主力を注ぐことが分る。又英語は從來獨立の一教科目として土地の情況に依り加設するを得しめたるが、この改正ではこれを商業科中に加へて授くることゝなした。其の他教科の內容につきては理科の中にて女子の爲に家事を併せ授けるが如き、手工科の中にて簡易なる製圖を併せ授くる如き、孰れも該科目として實用上一層適切ならしめたのである。次に注目すべきは代用教員の進退に關することである。從來代用教員の進退は郡市長をして之を行はしめたるを以てこれを正准教員に比すれば權衡上自然に輕視せらるゝ傾きあり、隨て勤續年限も短くいはゞ腰掛に席を置くものもなきにあらず、教育上種々の惡影響を受けたること少くないのでこの改正では其の進退をすべて府縣知事に掌らしむることにした。其の他休業日に關しては夏、冬休業日、學年末休業日、府縣知事の定めたる其の他の休業日の如きも學年に依りて之を異にすることを得しめたれば養蠶、挿苗の休業の如き或學年は必要によりて休業せしむべく、或學年は休業せしめざることもあらう。教員檢定試驗は從來は學力を主とせしがこの改正では學力性行及身體につきて行ふことにし、施行規則第百四條の各號に該當の有無を問ふのみならず、其の性行をも調査し身體檢査も行ふことになした。文部省は改正の要旨と施行上特に注意すべき事項を擧げて左の訓令を發した。

文部省訓令第十三號（明治四十四年七月三十一日　北海道廳、府縣）

今般勅令第二百十六號ヲ以テ小學校令中ニ改正ヲ加ヘラレ文部省令第二十四號ヲ以テ小學校令施行規則中ニ改正ヲ施セリ因テ左ニ其ノ改正ノ要旨ト施行上特ニ注意ヲ要スル事項ノ大要トヲ擧示シ實施上遺漏ナカランコトヲ望ム

高等小學校ノ目的ハ義務教育ヲ終リタル兒童ニ對シ更ニ進ミタル普通教育ヲ施シ國民道德ヲ涵養スルト共ニ生活ニ必須ナル知識技能ヲ授ケ卒業後各種ノ事業ニ從事スルニ一層適切ナル性格ヲ得シムルニ在リ是レ從來其ノ教科目中ニ手工農業商業ヲ加ヘラレタル所以ナリ而シテ近時時勢ノ必要ニ應シ之ヲ加設スル高等小學校益々增加シ今ヤ少數ノモノヲ除ク外悉ク其ノ施設ヲ見ルニ至レルヲ以テ今回ノ改正ニ於テハ從來ノ隨意科目ヲ廢シテ必修科目ト爲シ兒童ニハ必ス手工、農業、商業ノ何レカ一ヲ課スルコトヽシ又其教授時數ヲ增加シ以テ當該教科目教授ノ効果ヲ完カラシメ高等小學校本來ノ目的ヲ貫徹セントス又英語ハ從來獨立ノ一教科目トシテ土地ノ情況ニ依リ加設スルコトヲ得シメタルモ今回之ヲ改メ商業中ニ加ヘテ之ヲ授クルコトヲ得シメ以テ該科目ヲシテ實用上一層適切ナラシメンコトヲ期セリ故ニ從來既ニ此等ノ實業ニ關スル教科目ヲ設置セルモノハ改正ノ旨趣ニ依リテ益々教員設備等ノ改善ヲ圖リ其ノ未タ之ヲ設置セサルモノニ在リテハ速ニ適切ノ施設ヲ爲サシメンコトヲ要ス但シ地方ニ依リテハ適良ナル教員ヲ得難ク隨テ今遽ニ普ク之ヲ施設セシムルコト能ハサルモノアルヘキヲ察シ特別ノ事情アルモノハ特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ缺クコトヲ得シメタリ

代用教員ノ制ハ實際ノ狀況ニ顧ミ正教員ノ不足ヲ補充スルカ爲已ムヲ得スシテ設ケラレタルモノナルモ兒童教育上ノ影響ヨリ觀レハ毫モ正教員ト異ナルモノニアラス然ルニ從來其ノ進退ハ郡市長ヲシテ之ヲ行ハシメタルヲ以テ之ヲ正准教員ニ比スレハ著シク權衡ヲ失スルノミナラス代用教員ノ勤續期間ハ頗ル短クシテ交迭頻繁ナルカ爲教育上ノ影響モ亦實ニ憂フヘキモノアリ是レ今回代用教員ノ進退ニ關スル規定ヲ改正シ其ノ進退ハ府縣知事ヲシテ之ヲ掌ラシメ以テ一層其ノ選任ヲ愼マシメ優良ナル人物ヲ得テ教育ノ改善ヲ期セントスル所以ナリ地方長官ハ宜シク此ノ

旨ヲ體シ一方ニ於テ代用教員ノ人選ヲ愼ムト同時ニ地方經濟ノ狀況ニ應シ成ルヘク其ノ俸給額ヲ增シ適當ノ人物ヲ得ルニ努ムルト共ニ他方ニ於テハ正教員補充ニ關シ益々其ノ施設ヲ進メ速ニ其ノ不足ヲ補ヒ以テ小學校教育改善ノ實ヲ擧ケンコトヲ期セラルヘシ

幼稚園ニ於ケル保育事項等ヲ小學校ニ於ケル教則其ノ他ノ如ク劃一ニ規定スルハ却テ保育ノ進步發達ヲ促ス所以ニアラサルノミナラス往々ニシテ保育ノ本旨ヲ誤ルノ虞ナキヲ保セス又從來ノ如ク保育時數ヲ制限スルハ實際上不便ナルヲ以テ適宜之ヲ伸縮スルヲ得シムルノ要アリ尙從來ノ實驗上幼兒ノ定員ヲ增加シテ實際ノ施設ニ便ナラシムルノ必要ヲ認メタリ是レ幼稚園ニ關スル規定ヲ改正シタル所以ナリ

此ノ他小學校ノ教則、休業日、教員檢定等ニ關スル規定ニ改良ヲ加ヘタルハ要スルニ從來ノ實驗ニ徵シ必要ナル改正ヲ施スト共ニ小學校教育ノ內容ノ充實改善ヲ期セントスルニ外ナラス

本大臣ハ地方長官ヲ施設監督宜シキヲ得小學校ノ教育ヲシテ其ノ本來ノ目的ヲ貫徹スルニ於テ益々適切ナラシメ其効果ヲ擧ケ以テ今回改正ノ旨趣ニ副ハンコトヲ望ム

本縣にては四十五年三月一日、この改正に準據して「小學校令施行細則」に改正を加へた。以上は主なる改正を示したものでこの間に「小學校令施行規則」及同施行細則に小改正は屢々行はれたが、こゝに至つて小學校に關する制度は殆ど完備したのである。

國語假名遣問題は多年の懸案であつて、文部省は國語調査會を設けてこれが調査を命じ、省內に於ても自ら其の調査を遂行したるが容易に決定せず、三十九年十一月文部大臣牧野伸顯は急速に之が改定の必要を認め同年十二月に至り其の成案を得たるを以てこれを高等教育會議に諮問した。高等教育會議は大多數を以て之を可決したるを以て文部省も直に教科書に採用する準備をなした。然るに貴族院及其の他より之に對して猛烈な反對論起りこれが爲文部省も改正を斷行すること出來ず遂に四十一年五月に至り臨時假名遣調査委員會と稱する者を設けて更に之が調査を委囑した。爾來幾たびか會合を重ねて將に其の成案を見んとするに當り突如政海に變動を生じ內閣の更迭を見るに至り新文部大臣小松原英太郎は同年九月を以て小學校令施行規則を改正し三十三年制定の假名の字體、漢字制限、字音假名遣に關する三種の表を廢して全部復舊の所置を斷行した。於是國語改良問題は多年の研究調査も一朝にして破壞せられ一大頓挫を來たした。今後暫くこれが改訂の望なきに至つたのは誠に遺憾の極みであつた。文部省は左の訓令を發して其の趣旨を說明した。

文部省訓令第十號（明治四十一年九月七日　北海道廳　府縣）

今般文部省令第二十六號ヲ以テ小學校令施行規則中ニ改正ヲ加ヘ小學校ニ於テ教授ニ用フル假名及其ノ字體字音假名遣竝ニ漢字ニ關スル規定ヲ削除セリ

假名ハ大體ニ於テ從來ノ規定ニ依ルヲ適當ト認ムルモ尙普通ニ行ハル、變體假名ヲ加ヘ授クルノ必要アリ漢字ノ數モ亦義務教育延長ノ結果相當ノ增加ヲ要ス是レ假名及其ノ字體竝ニ漢字ニ關スル規定ヲ削除シタル所以ナリ又字音假名遣ハ當初改正ノ際ハ兒童ヲシテ國語學習上ニ於ケル困難ヲ避ケシメントスル趣旨ニ出デタルモノナレドモ實施ノ結果ニ鑑ミ豫期ノ目的ニ副フコト能ハザルヲ認メタルヲ以テ今回國定教科用圖書改正ノ時期ニ迫レルヲ機トシ之ヲ廢止セリ惟フニ假名遣ハ時勢ノ進步ニ伴ヒ整理ヲ要スベキコト勿論ナリト雖尙益々愼重ナル研究ヲ積ミ以テ其ノ目的ヲ達センコトヲ期ス

省令改正ノ結果字音假名遣ハ小學校ニ於テモ他ノ學校ニ於ケルガ如ク古來慣用ノ例ニ依ルベク教科用圖書亦之ニ依

リテ編纂セラルベシ然レドモ字音假名遣ノ爲徒ニ國語ノ學習ヲ難澁ニシ兒童ノ心神ヲ過勞セシムルガ如キハ務メテ之ヲ避ケサルベカラザルヲ以テ敢テ繩墨ニ拘泥スルヲ要セス便宜從前ノ假名遣ヲ許容スル等取捨其ノ宜シキニ從ヒ適當ノ教授ヲ施サンコトヲ要ス

地方長官ハ事ニ兒童ノ教育ニ當ル者ヲシテ克ク此ノ意ヲ體シ以テ省令改正ノ趣旨ヲ貫徹センメンコトヲ努ムベシ

明治四十一年九月七日　　文部大臣　小松原英太郎

「小學校令施行規則」中假名及びその字體並に字音假名遣に關する規定を廢止するの可否に就て、教育實際家の間に論議の喧しかつたことは、前述の如くであるが、假名遣の過渡時代の事とて、實際に於ては教師も兒童も不慣れで不便少なくなかつたので、文部省は其の年十月一時の便法として次の如き通牒を各府縣知事に發して居る。

一、小學校令施行規則中假名及其字體竝ニ字音假名遣ニ關スル規定廢止セラレタルモ此際俄ニ舊來慣用ノ假名遣ニ依リ教授ヲ爲シ教科書中ノ假名遣ヲ舊來ノモノニ更正シテ教授ヲ爲スハ教授上及學習上混雜ヲ惹起スルノ憂ナシトセザルニツキ現在ノ教科書使用中ハ尙從來ノ字音假名遣ニ依リ教授ヲ爲スヲ妨ゲズ

但上級ノ兒童ニ對シテハ適宜古來慣用ノ字音假名遣ヲ授ケ其一班ヲ知得セシムルコト

二、改正教科書使用後ハ小學校ノ國語教授ハ當然古來慣用ノ字音假名遣ニ依ラシムベキハ勿論ナルモ强テ下級ノ兒童ニ對シテ之ヲ學習セシムルヲ要セズ且一般ノ兒童ニ對シテモ從來ノ字音假名遣ノ使用ヲ許容シ强テ之ヲ訂正セシムルヲ要セサルコト

本縣に於てはこの義務教育年限の延長せられたのを好機會として大に町村教育の統一と設備の改善及び內容の充實に力を注ぐことゝなつた。從來の寺院假用の校舍の如きは姿を消し、新裝を凝した小學校は町村の中央に聳立して、名實共に町村教化の中心となつた。

就學率の向上は本縣の最も苦心したところで前期の明治三十三年小學校令改正の際には、就學歩合は七六・三九であつたので、縣は極力その奬勵に努め、保護會の設置奬勵、貧困兒童給與規程の設定、特別學級の範圍擴張等を行つた結果、漸次好成績を示しこの期の終りには九七・〇七と躍進して面目を一新するに至つた。

明治四十四年五月縣廳舍新築落成の際、教育品展覽會を開催し、其の時記念として出版したる房總教育は、よく當時の教育狀況を盡くして居る。左に摘錄する。

現時教育の概要

明治廿三年、始めて小學校令の發布あり、本縣に於て同令を實施したるは、廿五年にして、爾來文運の大勢に伴ひ、本縣の教育も漸次發達したり。過去十年前に於ける本縣の就學歩合は、全國の平均以下に在りしかば、主として學齡兒童の就學を促し、以て小學教育の普及を圖り、兼て校舍其の他の整備を奬勵せり。四十一年義務教育年限延長を實施せらるゝや、更に之を機として、學校の廢合を行ひ、校舍の完備を促し、鋭意設備の完成を圖りたるが、其の結果として、校舍の新增改築せられたるもの多く、兒童の就學歩合の如きも、著しく增加して漸次好成績を呈し來れり。設備の完成を期すると共に、內容の改善を圖ることも、亦近時大に力を注ぎ、特に兒童訓練上に就きては、地方的風習に鑑み、禮節に爛れしめ、協同一致の念を厚うし、勤勞の氣風を振起せしむるの三要項に注意し、教授に於ては、基礎的智識を確實にし、兒童の個性に留意して適當の方法を講じ、專ら自己活動の習慣を養ひ、學術の應用に自在ならしめんことを努めり。要するに現時に於ける本縣の小學校教育は、其の普及及び設備の奬勵時代を過ぎて、內容改善の時代に進みつゝありと謂ふべし。（房總の教育）

明治四十三年三月末に於ける本縣の小學校兒童數は、尋常科十六萬一千百十七人、高等科一萬三千二百七十五人で、學級數は、尋常科二千九百六十四、高等科三百六十六であつた。而してこれに對する本科正教員數は二千二百八人で、千百二十二人の不足を告げて居る。この不足は准教員三百五十二人を以てこれを補つても、尙ほ多數の不足があり、代用教員七百五十二人を以てこれを補ふの止むを得ざる狀況であつたので、師範學校、縣教育會、各郡教育會等で盛んに准教員や尋常科正教員を養成し、また尋常正教員の學力補充講習會も開かれた。縣に於ては五ヶ年計畫を樹てゝ、師範學校の收容力を增大してこの不足を補充することにした。教員の待遇は正教員の最高級が七十五圓であつたのが、本期の終りには九十五圓となつた。受給者の最も多い七八級位のところは、三圓乃至四圓の增額であつた。

年功加俸その他の加俸も增額を圖り、教員住宅の建築費に補助を與へてその設置を奬勵し、或は住宅料の支給を奬勵したりして、教員の待遇向上を圖かるところがあつた。

教員檢定試驗も「小學校令施行規則」の改正によつて、その受驗科目の新たに加はつたものや、或は今迄試驗を闕くことを得た科目の數を減じたり、また尋常小學校教員の學力向上を圖る爲めに、一般にその程度を高めたり、或は小學校正教員免許狀授與標準を高めて、講習科目の少なき科目に對して學力補充講習を行はしめる等の事もあつて、學科の程度を高めたので、試驗は難かしくなつたが、受驗者は相當に多かつた。

教員の思想傾向は、危激の言論を揭載せる刊行物、歸省中の大學生、或は左傾の講演等を聽講した青年教員の間には、舊慣打破、秩序無視等の態度に出づる者もあつて、風紀は稍々弛緩したが、その言動が幾分過激に見える位のもので問題となる程の者はなかつた。

教育教授の內容方面に於ては、戰後教育の機運と新教育學の影響を受けて、教員の研究熱は旺盛となつて來た。教授法研究會も盛んとなつて來たが、その批評會の如きも前期の如く五段の型にはめた批評や、皮肉な個人攻擊の如き批評はなくなり、その內容實績の向上に重きを置き、その輔導の方法如何が批評の的となる傾きとなつた。また研究會、協議會の如きもよく行はれて授業を休止する樣なこともあつたので、當局から警告を發せられる樣なこともあつた。かくの如く教員の研究心が向上したので、自然、教員の讀書熱は大いに高くなつた。この外に成績品展覽會、學藝會の如きもこの頃から漸く盛んとなつた。またこの頃から文部省から選奬せられた優良小學校と稱せられる者が出來て、縣、郡、郡教育會、同支會から縣內外の學事視察に赴くことが盛んとなり、これに刺戟せられ教員の研究熱は益々熾んとなり、學校の施設も追々整備する樣になつた。

訓練方面も縣の方針もあり、且つ世相の輕佻化からして大いに注目するところとなり、兒童本位の訓練に重きを置く樣になつたが、これと反對に硬教育主義の訓練をなすものもあつた。

時局問題の影響として、理科、體操及び實業科目に重きを置き、戰後教育の現はれとしてこの方面の講習會も屢々行はれ、その施設も奬勵せられ、特に農村の高等科に於ては、必ず農業實習地を附設すべき旨を達せられ、また學校園も盛んに設けられる樣になり、かくて作業主義による陶冶が實際の問題として取扱はれることゝなつた。

二、設置廢止

明治四十年、「小學校令」及び「同施行規則」が改正せられ、翌四十一年四月から改正令の義務教育年限の延長及び高等小學校修業の年限の變更が實施せられた。その實施第一年度に於ては、左表の如く小學校の組織に大いなる異變を來すに至つた。

	尋常小學校	尋常高等小學校（二年制）	尋常高等小學校（三年制）	尋常高等小學校（四年制）	高等小學校（二年制）	高等小學校（三年制）	高等小學校（四年制）	備考
尋常科	第五學年	同	同	同				第二年次に於て第六學年を生じ新令に適合せる尋常小學校となる
		第六學年	同	同				新令に適合せる尋常小學校となる
高等科			第一學年	同				第二年次に於て高等科第二學年を生ず增築を要す
				第二學年				新令に適合せる尋常高等小學校となる
					同			第六學年のみを有する尋常小學校となる組織變更又は廢止を要す
						同		第六學年及高等科第一學年のみを有する尋常高等小學校となる組織變更又は廢止を要す
							同	第六學年及高等科を有する尋常高等小學校となる組織變更を要す

町村教育の統一と設備の改善に就ては從來も當局の腐心するところであつたが、日露戰役に遭遇して一時延期の姿となつて居つたが、義務教育年限の延長せられるに及んで、これを斷行する町村が次第に增加して來た。從來本縣に就てはこの頃まで一町村に數校の尋常小學校を有するものがあり、また單獨の高等小學校を有するものもあり、而して校舍も未だ寺院を假用するものもあつたが、義務教育年限の延長に伴つて前表の如く小學校の組織に大異變を來し、校地の擴張、校舍の新增改築を要することゝなつたので、これを機會として設備の完成を期し、大に學校の廢合整理を行ひ力めて一町村一校主義を執つた結果、尋常小學校と高等小學校とは、從來よりその數を減じ、また一般向學心の進歩によつて、高等小學校に入學する兒童の增加せる爲め、尋常高等併置の小學校は著しく增加して來た。明治四十四年現在に於ける小學校は、尋常小學校二百十二、高等小學校十三、尋常高等小學校二百七十一、計四百九十六校にして、外に尋常小學校は二十七、尋常高等小學校に九十三、計百二十の分教場があつて總計六百十六校であつた。縣では漸次尋常小學校と高等小學校とを減廢して、尋常高等併置の小學校のみとなすの方針を取り、力めて町村教育費の輕減を圖り、其の輕減し得たる經費を以て設備の完成を期することゝなつた。今この期に於ける小學校の變遷を示せば左の如くである。

年度	小學校數	小學校整理數
明治三十九年度	六七九	八
同　四十一年度	五三一	一二九
同　四十三年度	四九八	七
同　四十五年度	四九〇	六

年度	小學校數	小學校整理數
明治四十年度	六五九	二〇
同　四十二年度	五〇五	二六
同　四十四年度	四九六	二

小學校廢合の際に、校地の位置問題に關する町村內各部落の折合や、幼年兒童の通學の便宜等から分教場の指定を申請する町村が續出するので、縣では次の如く永續的の分教場には、尋常科第四

學年以下の兒童のみを置くことに限定する旨內務部長より各郡長へ左の通り通牒を發した。

小學校分教場設置ニ付通牒　明治四十一年三月二十一日　發第四七號

小學校廢合ノ際分教場指定方申出ノ向有之校數減少ト共ニ直ニ廢止セシメ難キ事情アリ一時ノ便宜處置トシテ分教場ヲ設置セシムルハ或ハ已ムヲ得サル儀ト存シ候ヘトモ萬一其ノ儘永ク獨立校ニ等シキ狀態ヲ保ツカ如キニ至ラハ遺憾ニ候條通學上萬已ムヲ得サル場合ノ外ハ分教場ニハ尋常第四學年以下ノ兒童ノミヲ置クコトニ限定相成度既ニ認可相成候分教場ニ關シテモ右同樣尋常第四學年以下ニ限リ收容スルモノト認メ詮議相成候次第ニ付併セテ御承知置相成度依命此段及通牒候也（千葉縣例規類纂）

三、設　備

この期は內容改善時代でもあつたが、また義務教育年限延長を契機としての設備完成時代でもあつた。さればこの期は戰後教育の波に乘つた內容形式の改善時代で、學制頒布以來三十餘年間中最も面目を一新した時代であつた。

學校建築　まづ一町村尋常高等小學校一校主義を以て町村教育の統一を圖り、設備の完成を期して大いに學校の廢合整理を行つた。さればこの期には縣內各町村に於て、校地の擴張變更及び校舍の增改新築が盛んに行はれた。從來一町村に數校の尋常小學校が分立して居つた所にては、校地選定の爲めに紛擾を釀す所もあつた。義務教育年限の延長當時これが實施に最も好都合であつた修業年限四箇年の高等科を併置した町村でさへも、實施二ケ年後には增築を斷行しなければならぬといふ樣な譯で、この期には學校建築の方面が可なり多忙であつた。從つてこれに關する通達が頗る頻繁に發せられて居る。而して學校建築に要する工費は多く低利資金による起債によらなければならなかつた。かくて起債を申請する市町村が多かつたので、內務省はこれに對して次の如き通牒を發して警告する有樣であつた。

○內務省通牒（明治四十年三月）

市町村起債ニ關シテハ監督上御留意相成居候義ト存シ候處近來小學校ノ改築並新營等ノ爲メ起債ヲ稟請スルモノ其ノ數甚タ少カラサル狀況ニ有之其ノ多クハ時局ノ爲メ一時工事ノ中止又ハ繰延ヲ爲シタルニ原因スルモノナルヘシト雖モ又或ハ低利資金供給ノ途アル等ニ乘シ比較的緊急ナラサルニモ拘ハラス此際改築新營等ヲ遂行セントスルモノナキヲ保セスト存シ就テハ自今公債ノ支辨ニ依リテ學校ノ改築新營ヲ爲サントスルモノニ付テハ篤ト其ノ事業ノ緩急ト財政ノ狀況トヲ審査シ已ムヲ得サル事情アルモノニ限リ進達セラルヽコトニ御取扱相成度又不要許可債ニ付テモ本文ノ趣旨ニ依リ充分御取締相成度候

この期は小學校舍建築の最も盛んな時代で、各町村は寧ろその宏壯を誇るが如く、後に建てたるは先きのものを凌ぐといふ風で、段々華を競ひ往々教授上、衛生上等の教育的價値を無視したり、また曾て文部省の發せる準則に拘泥して一律一樣に墮するの弊もあつたので、文部省は次の如く大臣より道廳長官府縣知事に對し訓令し又普通學務局長より各地方廳へ通牒を發した。

學校ノ設備ニ關スル件　明治四十二年九月四日　文部省訓令第十一號

學校教育ノ要ハ其ノ內容ニ在リテ外觀ニ存セス故ニ校舍ハ質朴堅牢ヲ旨トシ必スシモ體裁ノ完美ナルコトヲ要セス特ニ戊申詔書ノ煥發セラレシ以來教育ノ局ニ當ル者ハ善ク　聖旨ヲ奉戴シテ力ヲ之カ實行ニ盡シツヽアルハ本大臣ノ信シテ疑ハサル所ナリト雖モ義務教育年限ノ延長ト學齡兒童數ノ增加トニ伴ヒ各地ニ於テ校舍ノ建築ヲ要スルコ

ト多キ今日ニ方リテハ特ニ意ヲ用ヒ學校ノ施設ヲシテ土地ノ情況ト民力ノ程度トニ適應セシメンコトヲ要ス顧フニ曾テ學校設備準則ノ規定セラレシ以來往々一律一樣ノ校舍ヲ造ルノ弊ヲ生シ其ノ後該規程ハ改正セラレタルモ其ノ餘風ハ延イテ今日ニ及ヒ校舍建築ノ際或ハ土地ノ情況ト資力ノ如何トヲ顧ミス一樣ノ設計ニ依リテ之ヲ經營セントスルモノ之ナキニ非サルカ如シ斯ノ如キハ華ヲ去リ實ニ就ク所以ノ道ニアラサルカ故ニ宜シク土地ノ情況ヲ參酌シテ常ニ實用ヲ主トシ努メテ地方ノ民力ニ伴ハシメンコトヲ期セラルヘシ

特ニ實業學校ニ在リテハ一層實用ヲ旨トシ實地練習ニ要スル工場養蠶室其ノ他各種ノ設備ノ如キモ之ヲ施設スルニ當リテ豫メ善ク當該地方ニ於ケル實業ノ狀態ヲ斟酌シテ實際ニ適切ナラシメ生徒カ卒業ノ後ニ於テ之ヲ實施スルコトヲ得ヘキ範圍內ニ於テ成ルヘク其ノ施設ヲ簡易ニシ應用ヲ適實ニシ徒ニ理想上ノ完全ヲ求メテ却テ實用ニ迂遠ナルカ如キ弊害ニ陷ルコト勿ラシムル樣一層注意セラルヘシ實業補習學校ニ至リテハ出來得ル限リ新ニ經費ヲ要スル施設ヲ避ケ專ラ現存セル各學校ノ設備ヲ利用スル等最モ簡易ナル方法ニ依リテ教育ノ普及ヲ圖ラシムル樣指導監督其ノ宜シキヲ得ンコトヲ努メラルヘシ

明治四十二年九月四日　　文部大臣　小松原英太郎

學校建築ニ關スル注意

四十二年九月九日 西參第一一號

今般訓令第十一號ヲ以テ學校ノ建築及設備ニ關シ訓令相成候處校舍ノ建築ニ就テハ教授上衛生上適當之注意ヲ要スルハ勿論之義ニ付經費ノ許ス範圍ニ於テ相當施設相成度候尙本年二月御參考之爲配布致候學校建築設計圖案ハ其凡例ニ記載セルカ如ク單ニ一二ノ事例ヲ示シタルモノニ有之候ヘハ町村ニ於テ工事實施之際ニハ能ク實際ノ事情ニ適當スル樣取捨採擇其宜シキヲ得シムルコトニ御配慮相成度依命此段及通牒候也（文部省例規類纂）

設備費補助

文部省に於ては、明治四十三年、全國の僻陬小學校の設備費補助として普通教育奬勵費中よりこれを補助して、設備の改善を奬勵したが、本縣下に於てこの時その補助金を交付せられた小學校は、次の九校であつた。

印旛郡埜原村埜町尋常小學校
君津郡秋元村鹿野山尋常小學校
市原郡白鳥村朝生原尋常小學校
夷隅郡上野村久木尋常小學校
同　曾呂村畑尋常小學校
君津郡久留里町福野尋常小學校
同　龜山村竹世尋常小學校
同　里見村月出尋常小學校
安房郡丸村大井尋常小學校

火災豫防及防火に關する注意事項

學校に於ける火災豫防及生徒避難の方法等に關し文部省普通學務局より各地方廳へ左の通り通牒した（明治四十年六月十三日 未發普一七九號）

學校ニ於ケル火災豫防及生徒避難ノ方法等ニ就テハ曩ニ御報告ノ次第モ有之候處各府縣及本省直轄學校等ノ報告中ヨリ參考トナルヘキ事項別記ノ通摘要ニ付及御差廻候條御管下各學校ヘモ御示相成候樣致度此段申進候也

記

第一　設備ニ關スル事項

一、講堂ト校舍トノ間校舍ト寄宿舍トノ間等ニ防火戸又ハ防火壁ヲ設クルコト
二、特ニ消火用ノ井戸ヲ設クルコト
三、消火器、喞筒、水桶其ノ他消防用具ヲ備フルコト
四、寄宿舍ニ救助袋及救助索ヲ備フルコト
五、縣立學校ニ對スル防火設備ノ標準ヲ定ムルコト

六、校内中央ノ庭園ニ風致ヲ兼ネタル溜池ヲ設クルコト
七、湯沸用竈ヲ石造トスルコト
八、教場廊下等ニ吊ルス洋燈ハ金屬ノ外圍ヲ有スルモノトスルコト
九、火鉢ニハ消火後不燃物製ノ蓋ヲナシ置クコト
十、火鉢ニハ高サ三寸以上ノ脚ヲ付シ其ノ下ニ水盥ヲ挿入シ置クコト
十一、炊事場ノ梁上ヲ鐵板ニテ覆フコト
十二、寄宿生ニハ各自ニ麻繩及大風呂敷ヲ所持セシムルコト
十三、寄宿舍寢室ニ蠟燭ヲ備ヘ置クコト
十四、石油、洋燈置場ノ位置ヲ適當ノ所ニ定ムルコト竝使用ノ場所ニハバケツニ砂ヲ入レ置クコト
十五、普通消防用具ノ外隊旗及指揮旗ヲ定ムルコト

第二　消防及避難ニ關スル事項

一、非常心得其ノ他消防及避難ニ關スル規程ヲ定ムルコト
二、消防隊ヲ編制シ豫メ生徒ノ部署ヲ定ムルコト
三、學校内財産ヲ類別シ非常ノ際ノ持退順序ヲ定ムルコト
四、毎月一日消防用具ヲ檢査スルコト
五、毎年數回消防及避難演習ヲ行フコト
六、非常駐付人夫ヲ定メ置クコト
七、消防足留人夫ヲ置キ常ニ手當ヲ支給シ置クコト
八、病者非常手配竝患者移動手續ヲ定ムルコト
九、常設喞筒使用掛ヲ置キ掛員及生徒之ニ當ルコト
十、非常立退場ヲ設クルコト
十一、凡ソ烟ニ被ハレタルトキハ或ハ濕布ヲ含ミ或ハ壁ニ沿ヒ或ハ匍匐スル等ノ心得ヲ豫メ注意シ置クコト

第三　豫防注意ニ關スル事項

一、暖爐取扱方ヲ定ムルコト
二、烟筒ノ掃除ハ毎月少クモ二回以上之レヲ行フコト
三、消火壺及灰棄場ノ位置構造ニ注意スルコト
四、不寢廻番ヲ常置シ一時間一回屋舍内外ヲ巡視セシムルコト
五、毎夜生徒二名ツヽ警戒當番ニ充テ夜半交代スルコト
六、職員中火元取締掛ヲ置キ巡視警戒スルコト
七、校内各部ノ監督責任者ヲ定ムルコト
八、洋燈掃除ハ必ス午前中ニ、石油ノ出シ入レハ晝間ニ之ヲ爲サシムルコト
九、豫防及消防ニ關シ時々講話ヲ爲スコト
十、郡視學及學校長等ノ會議ニ火防上必要ナル事項ヲ訓示スルコト　（文部省例規類纂）

右學校に於ける火災豫防及生徒避難の方法等に關しては師範學校、中學校、高等女學校、實業學校等の火災に就ては其の報告の際當該學校に於ける豫防及生徒避難に關する規定實行の情況及之に關する意見等を具し成るべく詳細に報告相成たしと普通實業兩學務局長より依命通牒を發し

た。四十年十二月十九日 未發普四四七號

更に四十一年二月七日普通、實業兩學務局長より學校建築に關し防火上注意事項を左の通り通牒した。

○學校建築ニ關シ防火上注意事項　四十一年二月七日 申發普一二號

學校ニ於ケル火災豫防及生徒避難ノ方法等ニツキテハ客年六月發普一七九號通牒之次第モ有之夫々御注意相成居候事トハ存候ヘ共近時學校ノ火災ニ罹ルモノ往々有之廣大ナル建築物ヲ一朝烏有ニ歸セシムルハ甚遺憾トスル所ニ候是レ畢竟管理上ノ不注意ニモ由ルヘシト雖モ又建築ノ當時防火上ノ注意ヲ缺クコト重ナル原因ノ一ト被存候例ヘハ防火壁ノ設ナキコト各建築物間ノ距離近キニ過クルコト各建築物ヲ連絡スル渡リ廊下ノ屋根及腰羽目ハ不燃質物ヲ以テ之ヲ造リ且非常ノ際火道タラシメサル等ノ注意ヲ缺ケルコト本校ト寄宿舍トノ距離近キニ過クルコト竝ニ消火ノ設備不充分ナルコト等ハ皆其ノ一タルヘク被存候仍テ今後建築ノ際ハ特ニ是等ノ諸點ニツキ御注意相成候樣致度依命此段及通牒候也　（文部省例規類纂）

校地校舍使用　小學校の校地、校舍、校具、及び體操場は、「小學校令」第三十條に、「校舍、校地、校具及體操場ハ非常變災ノ場合ヲ除クノ外小學校ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ教育、兵事産業、衛生、慈善等ノ目的ノ爲特別ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス」と規定せられて居るが、一町村一校主義によつて町村の中央に新築せられて町村の民衆を聚合せしめるに便利な爲め、往々この規定を廣義に解釋して使用したり、また校地内に色々の碑表を建設したりするので、校舍、校地の公開使用に就ては、明治三十九年四月二十日、第二部長より左記の如く各郡長へ、また校地内へ碑表類を建設することに就ては四十三年十一月十七日、内務部長より左記の通り各郡長へ通牒が發せられたこれまた時代の反映として當時の狀況を知るに足るであらう。

○小學校々舍使用ニ關スル件依命通牒

小學校舍校地ノ公開ニ關シテハ曾テ通牒致置候次第モ有之候處校舍ハ勿論校地ト雖モ芝居若クハ類似ノ興行又ハ時事ヲ論議スル會場ニ使用スル義ハ許可不相成樣御取扱相成度依命此段及通牒候也　（千葉縣例規類纂）

○町村立小學校々地内ヘ碑表建設ノ件通牒　明治四十三年十一月十七日 教第四七五四號

小學校校々地内ニ碑表建設ノ件ニ關シテハ明治三十年十一月二十九日本縣訓令第百號ヲ以テ訓令ノ次第モ有之候處自今町村立小學校々地内ニ町村ニ於テ之ヲ建設スル場合ニ限リ一應所轄警察官署ニ照復ノ手續ヲナサシメ其回答寫ヲ添付シ稟申可致樣町村長ヘ御指示相成度依命此段及通牒候也　（千葉縣例規類纂）

運動用具設備　體育の奬勵に從つて新しき運動器具、器械が各校に新設されたが、運動中に往々負傷する兒童を生ずるので、明治四十二年一月二日、内務部長より各郡長へ左の如き通牒が發せられた。

○運動用具設備ニ關スル注意ノ件通牒　明治四十二年十一月二日 教第四五〇七號

小學校ハ兒童ノ體育ニ留意シ教育ノ完成ヲ期セサルヘカラサルハ小學校令ノ示ス所ニシテ體育ハ及フタケ活潑ナル運動ヲ課スルヲ要スルヲ以テ平素運動器具器械ノ設備ニ留意スヘキハ勿論時々之カ點檢修理ヲ怠ルヘカラス本年十月七日君津郡矢那尋常高等小學校ニ於テ同校兒童カ浮動木ニ乘リ遊戯中鐵鎖ノ一部取外レ渡リ木ノ墜落ト共ニ地上ニ轉落シ負傷後遂ニ非命ノ死ヲ見ルニ至レリ即チ是レ設備ノ堅牢ナラサリシト其ノ修繕ヲ怠リタルトニ因ルモノナルヲ以テ學校ノ管理者竝職員ハ深ク鑒ミ常ニ校舍校具ノ設備及修繕ニ注意シ苟モ右等ノ危難ナカラシメンコトヲ期セシメ候樣訓戒ヲ加ヘラレ度此段及通牒候也　（千葉縣例規類纂）

農業實習地　本縣にては實業科目として農業を加設する小學校に於ては、實習地を設くるの必要を認め、四十二年三月五日、「小學校令施行細則」の改正に當り、その第三十四條に「農業ヲ課スル高等小學校ニ在リテハ適當ノ面積ヲ有スル農業實習地ヲ設クヘシ」と規定してこれを設くることを勸奬したが、更にその普及徹底を期する爲め、四十四年一月二十六日、內務部長より自今必ず便宜の方法によつてこれを設け、教員自ら兒童を率ゐて實習に從事せしむべき旨の通牒を發した。その結果農業加設の小學校にして實習地の設けあらざるはなく、兒童は耕圃に就て實地の學習をなすと共に勤勞を尊び農業の趣味を領得するに至つた。こゝに於て眞に加設科目の實際的指導をなし得ることゝなり、從來の教科書のみによる教授から脫して、實業科教授に於ける一進境を示すことゝなつた。

教員住宅　小學校教員に對して町村より住宅料を支給することは、明治三十三年、「小學校令」改正の當時より實施して來た所であつたが、明治四十年九月二十六日、文部省令を以て教員住宅費補助に關する規程が定められて教員住宅を設くることゝなり、翌四十一年四月一日より實施せられることゝなつた。

市町村立小學校教員住宅費補助ニ關スル規程　明治四十年九月二十六日　文部省令第三十號

第一條　明治四十年勅令第二百十七號第二條ニ依リ北海道地方費及府縣ニ於テ市町村立小學校教員住宅費ニ補助スル場合ハ本令ノ規程ニ依ルヘシ

第二條　住宅費補助ハ教員住宅ノ新築又ハ改築ノ場合ニ於テ市町村町村學校組合又ハ其區ニ對シテ之ヲ爲スモノトス

前項補助ノ步合及條件竝補助金交付ノ方法ハ地方長官之ヲ定ム

第三條　住宅費補助金ノ殘餘ハ市町村立小學校教員加俸令ニ依ル加俸資金ニ編入スベシ

第四條　本令中市町村町村學校組合及其ノ區ニ關スル規定ハ市町村制ヲ施行セサル地方ノ小學校設置區域ニ適用ス

附　則

本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ施行ス

教員住宅費に關する規程が發布せられ、その補助金として年々百萬圓を交付せられることゝなつたが、全國六萬八千人の正教員に配分すれば、その一人割は甚僅少となる譯であるから、これを最も有效に使用する一法として住宅新設增設の際にのみ用ひしめることゝしたこれに就て澤柳文部次官は次の如く語つた。

○教員住宅費補助に關する文部次官の談話（明治四十年十月）

規程は極簡單にして地方の便宜に任せたるも、余は左の一二の希望あり。

一、從來も教員住宅の設け全くなかりしにはあらざれども、往々にして教師の體面を保ち得べきやを疑ふべきものありき、故に今後新設增設の際には斯ることなき樣に注意し少くとも家族の居間と客間とを別にして、たとへ來客ありても家族は家族にて團欒を維持し得へき程なるを要す、もとより質素節約は一つなれども、教員をして安んじ樂んで住居せしめんには亦相應の用意なかるべからず。

二、大都會の地にて一坪の地も其價數十圓乃至百圓に上ることとなれば、多少の庭園にて滿足せざるべからざるも、村落にては坪一圓乃至一圓五十錢が關の山なれば、啻に庭園とのみいはず。二十坪乃至三十坪の園地を附屬せしめむことを望む。

然れば教員は野菜を栽培して農業上の趣味を得べく、且つ多少家計の補助となるべし。又その一方には花卉を植えて朝夕の娯樂、自然と接觸する等種々の利益を得べければ之が教育上に顯はるゝ効果は決して尠少ならざるべし。

三、以上の他設立の順序よりすれば(イ)多級小學校にては先つ校長住宅より始め、五十年を期して、漸次一般教員に及ぼすべく(ロ)又一般に教員が住宅を得難き地方より始むるは當然なるべく(ハ)尚又寒村僻地にては之が設置によりて多少良教員を得らるゝ便となるべければこの方を先にせんことを要す。

本縣にては翌四十一年二月十二日、教員住宅費補助規則を定めて、建築工事費の三割以内の補助をなすことゝし、四月一日よりこれを實施したが其の後間もなく文部省の教員住宅費補助に關する規程第二條第一項の改正に從ひ、更に改正を行つた。左の通り。

明治四十年文部省令第三十號市町村立小學校教員住宅費補助ニ關スル規程中左ノ通改正ス

明治四十一年五月八日　　文部大臣　男爵　牧野伸顯

第二條第一項ヲ左ノ如ク改ム

住宅費補助ハ教員ノ住宅ヲ建設シ又ハ教員ニ住宅料ヲ給與シ若ハ教員ニ住宅ヲ供給スル爲賃借料ヲ支拂フ場合ニ於テ市町村町村學校組合又ハ其ノ區ニ對シテ之ヲ爲スモノトス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

町村立小學校教員住宅費補助規則　明治四十一年六月十九日　千葉訓令第四十五號

第一條　町村立小學校教員住宅費ノ補助ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ毎年三月末日迄ニ郡長ヲ經由シテ知事ニ願出ツヘシ但シ住宅建設費ノ補助出願期限ハ五月末日トス

一　住宅建設費ノ補助ニ關シテハ建築工事ノ設計、圖面、豫算額但シ家屋ヲ買上ケテ住宅ノ建築ニ代ヘントスルモノニ在リテハ家屋ノ圖面及買上價格

二　住宅料ノ補助ニ關シテハ住宅料ノ月額及其ノ支給規定

三　住宅賃借料ノ補助ニ關シテハ家屋ノ構造、坪數及賃借料ノ月額

第二條　住宅費ハ必要ト認ムルモノニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ左ノ歩合ニ依リ之ヲ補助ス

一　住宅建設費ノ補助ハ建設費豫算ノ三割以内但シ特別ノ事情アルモノニ對シテハ五割迄

二　住宅料及住宅賃借料ノ補助ハ住宅料及賃借料ノ二割以内

第三條　住宅建設費ノ補助ヲ受クヘキ住宅ノ建築工事竣功シタルトキハ直チニ之ヲ屆出テ竣功檢査ヲ受クヘシ竣功檢査ニ依リ建築工事豫定ノ設計ニ適合セスト認ムルトキハ補助金ノ一部ヲ減スルコトアルヘシ建築工事二月末日迄ニ竣功セサルトキハ補助金ヲ交付セス

第四條　住宅費ノ補助金ハ左ノ時期ニ之ヲ交付ス

一　住宅建設費ノ補助金ハ建築工事竣功檢査ノ後但シ家屋ヲ買上ケテ住宅ノ建築ニ代フルモノニ在リテハ其ノ買上ノ手續ヲ完了シタル後

二　住宅料及住宅賃借料ノ補助金ハ五月末日

第五條　住宅建設費ノ補助ヲ受ケテ建設シタル住宅ハ知事ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ處分シ又ハ他ノ目的ニ使用シ若ハ其ノ使用料ヲ徴收スルコトヲ得ス若シ之ニ違反スルトキハ補助金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシム

第六條　住宅料ノ補助ヲ受ケタルトキハ補助期間住宅料ノ支給ヲ減スルコトヲ得ス

附　則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條本文ノ出願期限ハ本則施行ノ際ニ限リ七月末日トス

第四條第二號ノ補助金交付ノ時期ハ本則施行ノ際ニ限リ八月末日トス

こゝに於て續々教員住宅が設けられるに至つたが、校地外に於ける土地及び建築物の所有權移轉登錄稅課否が問題となつた。これに對して明治四十一年七月二十四日、文部省普通學務局長より次の如く通牒があつた。

○官普一一七號（明治四十一年七月二十四日）

小學校ノ教員住宅ニ關スル登錄稅課否ノ件ニ付別紙ノ通某縣ノ照會ニ對シ回答致候爲參考此段申進候也

明治四十一年七月廿四日　　文部省普通學務局長　松村茂助

千葉縣知事　有吉忠一殿

記

小學校教員住宅ヲ學校敷地以外ニ設置センカ爲土地若クハ建物ヲ購入スル場合ニ於ケル所有權移轉ノ登記ハ明治廿九年法律第廿七號登錄稅法第十九條ノ所謂府縣郡市町村其他公共團體ニ於テ公用ニ供スル不動產ノ登記トシ登錄稅ヲ免除セラルヽ儀ニ候哉差懸リタル事情有之候條至急何分ノ義御指示相成度此段及照會候也

小學校ノ教員住宅ニ關スル登錄稅課否ノ件ニ付御照會ノ趣了承右ハ御意見ノ通リト存候此段及回答候也

年　月　日　　局　長

（千葉縣例規類纂）

四、教科課程及教育教授

明治四十年三月の小學校令改正の根幹をなすものは、義務教育年限を六箇年に延長したことである。これが爲めに從來の高等科は一、二學年の下學年を切り取つて從來の尋常科に附け加へて義務教育としたので、新しき高等科は從來の三四年が一二學年となつた。尙時勢の進運に適應せしめる爲めに土地の情況に依り一箇年延長して三箇年とすることも出來ることゝなつた。而してその實施は翌四十一年の四月からであつた。

尋常小學校の教科目は

修身、國語、算術、日本歷史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ　土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

となつた。高等科は加設、隨意の科目について

前項教科目ノ外手工、農業、商業ノ一科目又ハ數科目ヲ加フ其ノ數科目ヲ加ヘタル場合ニ於テハ兒童ニハ農業、商業ヲ併セ課スルコトヲ得ス

土地ノ情況ニ依リ英語ヲ加フルコトヲ得

農業、商業、英語ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

としてある。

尋常科に日本歷史、地理、理科が新たに加はり、從來加設科目であつた圖畫、唱歌及び女兒の爲めの裁縫が前記三科目と共に必須科目となつたのは、從來の高等科の一二學年が新尋常科の五六學年

となつたのであるから、教科目もこれに伴つて共に移動した迄の事である。高等科には從來二箇年制、三箇年制、四箇年制と三種類あつたが、その四箇年制のものに英語はこれを加へることを得とあつたのを土地の情況に依りて改めたのである。

各學年の課程表は、從來の四箇年制高等科の一、二學年が新しい尋常科に移動しただけで、別に變りはなかつた。

本縣に於ける明治四十四年現在高等科の加設科目を見ると地方の情況に適應して實業または英語を加設せるものもあり、實業科目中加設の最も多數を占めて居るのは、農業科の二百四十一校で、手工科は九十二校、商業科は十二校、農業科と手工科とを併課するものが一校であり、英語科を加設して居るものが六校あつた。

修身教科書に關する訓令　文部省に於ては國定教科書發行以來歳月を經過しこの間に世運の進歩と義務教育年限延長等の爲め國定教科書の修正を行つたが、修正教科書は勅語の旨趣に基き、忠孝の大義を明かにし國民固有の特性を發揮せしめることに特に留意するところがあつたので、明治四十三年三月二十八日、訓令を發してその教授に就て注意を與へた。これに就て本縣にても同年五月三日訓令を郡役所、師範學校、町村役場、町村立小學校に發し特に本縣の地方的風習の矯正に就て注意を促がすところがあつた。

○文部省訓令第二號（明治四十三年三月二十八日北海道廳、府縣）

今般小學校ニ於ケル修身教科書ヲ修正編纂セリ此ノ修正ニ就キテハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠孝ノ大義ヲ明ニシ國民固有ノ特性ヲ發揮セシムルニ於テ特ニ意ヲ致セリ自今小學校ヲシテ此教科書ヲ用ヒ兒童ヲシテ反復誦讀克ク其ノ要領ヲ會得シ深ク之ヲ心ニ銘セシメ以テ實踐躬行ニ資センコトヲ努メシムヘシ然リト雖モ修身科ハ教育ノ主腦ニシテ德育ハ教員ノ最要ノ任務ナリ宜シク教員ヲシテ教科書ニ依リ兒童ニ道德上ノ知識ヲ與フルノミナラス常ニ德性ノ涵養ニ留意シ時ニ隨ヒ機ニ應シ切實ナル指導訓誨ヲ與ヘ躬ヲ以テ範ヲ兒童ニ示シ薫染感化ノ効ヲ收メ以テ克ク此ノ重要ナル教科ノ目的ヲ貫徹センコトヲ期セシムヘシ

○小學校修身科教授上注意ノ件　明治四十三年五月三日　千葉縣訓令甲第二十三號

郡役所、師範學校、町村役場、町村立小學校

今般文部省ニ於テ修正編纂セラレタル小學校ノ修身教科書ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ我國忠孝ノ大義ヲ明ニシ國民固有ノ特性ヲ發揮セシムル上ニ於テ特ニ意ヲ致サレタルモノトス自今縣下小學校ニ於テ此ノ教科書ヲ教授スルニ當リテハ從來ノ如ク口授ニ偏セス兒童ヲシテ教科書ヲ充分ニ反覆誦讀克ク其要領ヲ會得セシメ特ニ格言ノ如キハ之ヲ理解セシムルト共ニ必ス深ク心ニ銘セシメ以テ實踐躬行ニ資セシメムコトヲ勗ムヘシ

然リト雖モ修身科ハ教育ノ主腦ニシテ德育ハ教員ノ最要任務ナレハ單ニ教科書ノ誦讀ニ依リ道德的智識ノ一班ヲ授クルノミヲ以テ足レリトスヘキニアラス宜シク教員自ラ人格ノ修養ヲ重ネテ率先躬行之レヵ範ヲ兒童ニ示シ土地ノ情況兒童ノ生活狀態及ヒ其ノ個性ニ應シ切實ナル指導訓誨ヲ與ヘ以テ德性ノ涵養ニ深ク留意スルト共ニ之レカ實踐ヲ督勵シ兒童ヲシテ自ラ進ンテ道德的活動ヲ行フニ至ラシメ依テ此ノ重要ナル教科ノ目的ヲ貫徹センコトヲ努ムヘシ

特ニ本縣ノ地方的風習ニ關シテハ訓練上一層ノ注意ヲ要スルモノアリ就中禮節ニ嫻レシムルコト一致協同ノ念ヲ養フコト勤勞ノ氣風ヲ振起セシムルコト等ノ點ニ關シテハ宜シク適切ナル方案ニ依リテ之レカ改善ノ實ヲ擧ケンコトヲ期スヘシ

裁縫科に於ける雛形教授の廢止　從來裁縫科教授に於て雛形によつて教授し、これに使用する物指は雛尺または雛形尺であつたが、今回教授の實際化を期する爲めと、一方には法律の認めざる度器を使用せしめることの不可なること及び兒童をして尺度の觀念を混亂せしめる虞ある爲め、明治三十九年三月十日、文部省は左記の通牒を發してこれを廢止せしめることにした。

○小學校其他ノ學校ニ於ケル雛形ニ依ル裁縫教授竝之ニ使用スル雛尺廢止方　三十九年三月十日　午發普六四號

近來小學校ヲ始メ其ノ他ノ學校ニ於テ裁縫教授ノ際雛形ニヨリテ教授シ生徒ヲシテ雛尺又ハ雛形尺（鯨尺七寸ヲ全長トシ最小目盛ヲ其ノ二百分ノ一トナシタルモノ）ト稱スル法律ノ認メサル特種ノ度器ヲ使用セシムルモノ不少哉ニ被見受候處元來土地ノ情況ニヨリ實物ノ材料ヲ得カタキ場合又ハ實物教授ニ入ルヘキ準備ノ爲等特別ノ必要アル場合ノ外ハ勉メテ實物ヲ用ヒテ教授シ其ノ技能ニ習熟セシムルコト必要ニ有之又假令雛形教授ヲ爲ス場合ニ於テモ雛尺ヲ使用セシムルハ距離ノ觀念ヲ混亂セシムル虞有之候ニ付普通ノ法定度器（曲尺若ハ鯨尺）ニ依リ便宜其ノ二分ノ一等ニ換算シテ使用セシメ現ニ雛尺ヲ使用スル學校ニ在リテハ當該學校ノ本學年度限リ斷然廢止致候樣夫々御示達相成度依命此段及通牒候也

追テ主トシテ裁縫ヲ修ムル學校ニ在リテ教授上特ニ必要ト爲ス場合ニ於テハ必シモ本文ニ依ラサルモ妨ナキ儀ニ有之候尚農商務省ニ於テ度器取締上不日雛形尺ノ發賣禁止相成候事ト存候ヘ共教授ノ目的ノ爲法律ノ範圍内ニ於テ使用致候丈ハ勿論差支無之候條此段申添候也　（文部省例規類纂）

實業科の奬勵　明治四十年三月二十日、「小學校令」を改正し高等科の教科目には、從來の教科目の外に手工、農業、商業の一科目または數科目を加へ、土地の情況によつては英語を加ふることを得ることゝし、なほ農業、商業、英語はこれを隨意科目となすことを得ることゝした。本縣にては四十三年三月五日、「小學校令施行細則」に改正を加へ「農業ヲ課スル小學校ニ在リテハ適當ノ面積ヲ有スル農業實習地ヲ設クヘシ」と規定して大いに實業科目に力を注いだ。文部省にては同年十二月二十四日、左記の如き訓令並びに通牒を發して農業實習地の施設方を奬勵すると共に、實業科教授の改善振興を講ぜしめた。これに對して本縣にては翌四十四年一月二十六日、内務部長より各郡長に通牒を發して自今各學校は必ず便宜の方法により農業實習地を設け、教員は自ら兒童を率ひて實習に從事せしめ、以て勤勞を尊び農業の趣味を領得せしむべき旨を示達した。こゝに於て本縣内各小學校の高等科は皆實習地を設け、兒童は耕圃に就て實地に學習をなし得る樣になつた。

○文部省訓令第二十六號　（明治四十三年十二月二十四日）

近來各地方ノ高等小學校ニ於テ概ネ農業又ハ商業ノ教科目ヲ加設スルニ至レルハ尋常小學校卒業者ニ對シ更ニ普通教育ヲ施シ品性ヲ陶冶シ常識ヲ進ムルト共ニ其ノ將來ノ生活ニ緊切ナル素養ヲ與フルニ於テ最モ適當ノ施設ナリトス然レトモ農業科加設ノ學校ニシテ往々實習地ノ設備ヲ缺クモノアルハ頗ル遺憾トスル所ナリ抑々農業科ニ於テハ兒童ヲシテ其ノ學ブ所ヲ實地ニ應用セシムルニ非サレハ農業ノ趣味ヲ領得セシメ勤勞ヲ尊重スルノ習慣ヲ養ハシムルニ足ラサルヲ以テ自今力メテ實習地ヲ設置シ教員自ラ兒童ヲ率ヒテ耕耘ニ從事シ以テ本教科目加設ノ趣旨ヲ貫徹セシメンコトヲ期セラルヘシ但シ實習地ハ必スシモ學校ノ附屬地タルヲ須ヒス適當ナル土地ヲ借入レテ之ニ充ツルモ亦可ナリ若シ已ムヲ得サル場合ニ在リテハ兒童ヲシテ各自父兄ノ農作地ニ於テ實習ヲ爲サシムル等便宜ノ方法ニ據ルコトヲ妨ゲズ要ハ町村ノ經濟ト地方ノ事情トヲ斟酌シテ相當ノ施設ヲ爲サシムルニ在リ又商業科ニ在リテハ其教授ヲシテ土地ノ實際ニ適切ナラシムルト共ニ商業道德ノ涵養ニ努メシメ以テ本教科目ノ成績ヲ擧ゲシメンコトヲ期セラルベシ

高等小學校加設農業科又ハ商業科施設ニ關スル注意　四十三年十二月二十四日　戊發普四九二號

今般文部省訓令第二十六號ヲ以テ高等小學校ノ實業ニ關スル教科目ノ施設ニ關シ訓令ノ次第モ有之候處近時各地方ノ高等小學校ニ於テ農業科ヲ加設スルモノヽ中約半數ハ實習地ヲ設ケ此等ハ其成績概ネ佳良ナルモ實習地ノ設ケナキモノニアリテハ成績モ亦十分ナラサルノ實況ニ有之候就テハ農業科ヲ加設スル場合ニ於テハ自今必ス便宜ノ方法ニ依リ教員自ラ兒童ヲ率キテ實習ヲ爲サシムル樣御施設相成度尙此等實業ニ關スル教科目ヲ擔任スル教員ノ養成ニ關シテハ既ニ夫々御計畫相成居候儀トハ存候得共將來益々師範學校ニ於ケル實業科ノ教授ヲ改善セラルヽハ勿論或ハ教員ノ爲ニ特別講習ノ方法ヲ講セラルヽ等十分該科加設ノ効果ヲ完ウセンコトヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

（文部省例規類纂）

○高等小學校實業科教授ニ關スル件通牒　明治四十四年一月廿六日　教第五一一〇號

高等小學校農業科ノ教授ヲシテ適切有効ナラシムル爲メ農業實習地ヲ設置スヘキ旨本縣小學校令施行細則第三十四條ヲ以テ規定セラレ候處近時各郡共右實習地ヲ設クルモノ漸次多キヲ加ヘタルハ頗ル喜フヘキ狀態ナルモ未タ普及ノ域ニ達セス遺憾ノ次第ニ付自今必ス便宜ノ方法ニ依リ實習地ヲ設ケ教員自ラ兒童ヲ率ヒテ實習ニ從事セシメ以テ勤勞ヲ尊ヒ農業ノ趣味ヲ領得セシメラレ候樣御施設相成度又商業科ニアリテハ土地ノ實際ニ適切ナラシムルト共ニ商業道德ノ涵養ニ努メシメラレ度其筋ヨリ訓令竝ニ通牒ノ次第モ有之ニ付依命此段及通牒候也　（千葉縣例規類纂）

同年七月二十九日、「小學校令」に改正を加へられ、實業科目は必修科目となり、小學校に於ける實業科は大いに發展するに至つた。

特別教授施行　義務教育年限延長の結果、貧困または雇傭等の關係による兒童の特別取扱として特別學級編制に就ては、學齡兒童の條にも述べて置いたが、右に就て明治四十三年八月三十日、高知縣の伺出に對して文部省は同年九月二十一日、次の如き通牒を發して、事情已むを得さる場合はこれを行はしめることゝした。

○尋常小學校特別教授施行　四十三年八月三十日　發第一三九三號　高知縣伺

小學校義務年限延長ノ結果學齡兒童中尋常小學校第四學年修了後ニ至リ貧困ノ事由ニ依リ往々缺席者ヲ出シ種々督勵ヲ加フルモ實効ヲ擧ケ難キ遺憾有之候殊ニ本縣ニハ特種部落多ク如上ノ狀況ハ概シテ該部落ニ於テ之ヲ見ル次第ニ候就テハ嚴重ナル監督ノ下ニ左記ノ方法ヲ施行シ是等兒童學習ノ途ヲ開キ實効ヲ擧ケ候樣致度候條何分ノ御指揮相成度此段相伺候也

尋常小學校特別教授施行方法

一、尋常小學校第四學年ヲ修了シタル學齡兒童ニ付就學猶豫ヲ申立タルトキハ郡市長ニ於テ正則ノ教授ヲ受ケ難シト認ムル者ニ限リ當該學校ヲシテ特別教授ヲ行ハシムルコトヲ得

二、特別教授ノ修業期間ハ二箇年トス但シ年齡滿十二年以上ノ者ニ就テハ六箇月迄ニ短縮スルコトヲ得

三、特別教授ハ放課後又ハ夜間其ノ他便宜ノ時間ニ之ヲ施行シ其ノ毎週教授時數ハ十二時以上トス

四、郡市長ニ於テ土地ノ情況ニ依リ特別教授ヲ施行セシムル必要アリト認ムル學校ニ就テハ豫メ其ノ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

右普通學務局通牒　四十三年九月二十一日　戊高普六五號

本年八月三十日發第一三九三號ヲ以テ小學校特別教授施行ノ件御伺出相成候處右ハ特ニ聞置カレ候條御了知相成度依命此段及通牒候也

追テ本文施行ニ就テハ事情不得止者ニ限リ收容セシメラレ度尙施行方法第二項中『二箇年』ヲ『二箇年以上』ニ

『六箇月』ヲ『一箇年』ニ御訂正ノ上御施行相成度此段申添候也

五、國定教科書

小學校用國定教科書が制定せられてより既に五ヶ年を經過して時運の進歩と共に義務教育年限の延長も實施せられたので、これを修正して明治四十一年度より使用せしめる豫定であつたが、都合により四十二年度より使用せしめることゝなつた。そこで四十年、文部大臣官房圖書課長は各地方長官に對し、左記の如く現行高等小學校第一、第二學年並に第三、第四學年の用書は、新規定に依る尋常小學校第五、第六學年並に高等小學校第一、第二學年の用書に充てしめることゝなつた。

文部省通牒（明治四十年）

兼テ修正編纂中ノ國定教科書使用期ハ來四十一年四月ヨリノ豫定ニ有之候處今般都合ニ依リ同四十二年四月ニ變更ノ事ニ省議決定相成候就テハ來年即チ明治四十一年ニ於テハ各學年トモ總テ現行教科書使用可相成ニ付テハ現行高等小學校第一第二學年並ニ第三、第四學年ノ用書ハ新規定ニ依ル尋常小學校第五第六學年並ニ高等小學校第一第二學年ノ用書ニ充ツベキ儀ト御承知相成度此段及通牒候也

この期に入つて本縣に於て採定または廢止した國定教科書は、下記の如くであるが、本縣が國定教科書に關して特筆大書すべきは、この期に「書キ方手本」に甲種、乙種の別を設けたるが、この乙種の筆者として、多年本縣師範學校、同女子師範學校、千葉中學校に教諭として習字科を擔任し、且多數の手本を著して全國に令名を博したる香川熊藏翁が其の選定に當つたことである。

本縣では明治四十二年十二月二十八日、教科用圖書の改正を行ひ、翌四十三年四月一日より使用せしむることにした。國定教科書採定以來使用した教科書は全部改正を行つた。其の改定したる教科用圖書は左の通り。

尋常小學校

教科目	圖書名	冊數	著作者	發行者	圖書名	冊數	著作者	發行者
修身	尋常小學修身書教師用	第一學年第二學年第三學年第四學年二冊		高等小學修身書教師用	第一學年第二學年二冊			
	尋常小學修身掛圖	一組		尋常小學修身書兒童用	第一學年第二學年第三學年第四學年二冊			
	高等小學修身書兒童用	第一學年第二學年二冊						
國語	尋常小學讀本	第一學年乃至第六學年十二冊		尋常小學書方手本乙種	十一冊			
算術	尋常小學校算術書教師用	第一學年乃至第六學年六冊		尋常小學算術書兒童用	第三學年乃至第六學年四冊			
	高等小學校算術書珠算教師用	一冊						
日本歷史	尋常小學日本歷史教師用	第一學年 一冊		尋常小學日本歷史兒童用	第一學年 一冊			
	小學日本歷史	二 一冊						
地理	尋常小學地理	第一學年 一冊		小學地理	一冊			
	小學地理附圖尋常小學校用	一冊						

高等小學校

教科目	圖書名	冊數	著作者	發行者	圖書名	冊數	著作名	發行者
理科	尋常小學理科書教師用	第五學年第六學年二冊	文部省	株式會社國定教科書共同販賣所				
修身	高等小學修身書教師用 高等小學修身書新制第三學年用	第三學年第四學年二冊 一冊			高等小學修身書兒童用	第三學年第四學年二冊		
國語	高等小學讀本 高等小學書方手本	五乃至八四冊 第三學年第四學年四冊			高等小學讀本新制第三學年用 高等小學書方手本新制第三學年乙種	二冊 二冊		
算術	高等小學算術書教師用 同　兒童用 高等小學算術書珠算教師用	第三學年第四學年二冊 第三學年第四學年二冊 一冊			高等小學算術書新制三學年教師用 同　新制第三學年兒童用	一冊 一冊		
日本歷史	高等小學日本歷史 小學日本歷史新制高等小學校第二學年用	卷一　一冊 一冊			小學日本歷史	四　一冊		
地理	高等小學地理 小學地理新制高等小學校第三學年用	卷一　一冊 一冊			小學地理 小學地理附圖高等小學校用	四　一冊 一冊		

圖畫	高等小學毛筆畫手本男子用 高等小學鉛筆畫手本男子用 小學校教師用幾何畫法	第三學年第四學年二冊 第三學年第四學年二冊 圖之部一冊說明之部一冊			高等小學毛筆畫手本女子用 高等小學鉛筆畫手本女子用	第三學年第四學年二冊 第三學年第四學年二冊		
農業	小學農業書	二冊	文部省	大日本圖書株式會社				
圖畫	尋常小學毛筆畫帖教師用 尋常小學鉛筆畫帖教師用	一冊 一冊			尋常小學毛筆畫帖兒童用 尋常小學鉛筆畫帖兒童用	男子用二冊 女子用二冊 男子用二冊 女子用二冊		

四十三年二月十五日縣令第七號を以て圖畫教科書を左の通り改正され、同年四月一日より使用さるゝことゝなつた。

尋常小學校

四十四年三月二十八日縣令第二十六號を以て更に全般に亘りて改正を行ひ同年四月一日より施行し四十二年十二月縣令第八十七號は本令施行と共に廢止された。

尋常小學校

教科目	圖書名	冊數	著作者	圖書名	冊數	著作者
修身	尋常小學修身書　教師用	四冊	文部省	高等小學修身書　教師用	第一學年　二冊	文部省
	尋常小學修身掛圖	卷一　卷二　卷三　卷四			第二學年　卷一　卷二　卷三　卷四　四冊	
	高等小學修身書　兒童用	第一學年　一、二　二級　二冊	同	尋常小學修身書　兒童用		同
國語	尋常小學讀本	卷一乃至卷十二　十二冊	文部省	尋常小學書方手本　乙種	十一冊	文部省
算術	小學算術書　教師用	第一學年乃至第六學年　六冊	文部省	尋常小學算術書　兒童用	第三學年乃至第六學年　四冊	文部省
	高等小學算術書　珠算教師用	一冊	同			
日本歷史	尋常小學日本歷史教師用	卷一　上　一冊	同	尋常小學日本歷史兒童用	卷一　卷二　二冊	文部省
地理	尋常小學校地理　兒童用	卷一　卷二　二冊	同	小學地理附圖　兒童用	一冊	同
理科	尋常小學理科書　教師用	第五第六學年用二冊	同	尋常小學理科掛圖	第五第六學年用二綴	同
	尋常小學理科書　兒童用	第五第六學年用二冊	同			
圖畫	尋常小學毛筆畫帖教師用	一冊	同	尋常小學毛筆畫帖兒童用	第三第四學年　二冊 第五第六學年男子用二冊 第五第六學年女子用二冊	同
	尋常小學鉛筆畫帖教師用	一	同	尋常小學鉛筆畫帖兒童用	第三第四學年　二冊 第五第六學年男子用二冊 第五第六學年女子用二冊	

唱歌	尋常小學讀本唱歌	一冊	同		

高等小學校

明治四十四年千葉縣令第六十號ヲ以テ國語ノ欄改正

教科目	圖書名	冊數	著作者	圖書名	冊數	著作者
修身	高等小學修身書　教師用	第三、第四學年二冊	文部省	高等小學修身書　兒童用	第三、第四學年二冊	文部省
	高等小學修身書	新制第三學年　一冊	同			
國語	高等小學讀本	卷上一卷ノ二　二冊	同	高等小學讀本	七、八　二冊	同
	高等小學讀本	新制第三學手用二冊	同	高等小學書キ方手本乙種	第一學年上下　二冊	同
	高等小學書方手本	第四學年上下	同	高等小學書キ方手本乙種	新制第三學年用上下二冊	同
算術	高等小學算術書　教師用	第一學年　一冊	同	高等小學算術書　教師用	第四學年　一冊	同
	高等小學算術書　兒童用	新制第三學年　一冊	同	高等小學算術書　兒童用	第一學年　一冊	同
	高等小學算術書　珠算教師用	第四學年　一冊	同	高等小學算術書　兒童用	新制第三學年　一冊	同
日本歷史	高等小學日本歷史	卷ノ一卷ノ二　二冊	同	小學日本歷史	第三學年用　一冊	同
地理	小學地理	四冊	同	小學地理	新制高等小學第三學年用　一冊	同
	小學地理附圖　高等小學校用	一冊	同			
理科	高等小學理科書　教師用	第一學年	同			
		一冊				

圖畫	高等小學毛筆畫帖男兒用	第一學年	一冊	同	
	高等小學毛筆畫帖女兒用	第一學年	一冊	同	
	高等小學鉛筆畫帖男兒用	第一學年	一冊	同	
	高等小學鉛筆畫帖女兒用	第一學年	一冊	同	
	小學校教師用　幾何畫法	圖ノ部說明ノ部	一冊		
英語	小學校用文部省英語讀本教師用	卷ノ一	一冊	同	小學校用文部省英語讀本生徒用	一、二、三	三冊	同
農業	小學校用農業教科書教師用	一、二	二冊	同	小學農業書生徒用	卷ノ一卷ノ二	二冊	同
					高等小學毛筆畫手本男兒用	第四學年	一冊	文部省
					高等小學毛筆畫手本女兒用	第四學年	一冊	同
					高等小學鉛筆畫手本男兒用	第四學年	一冊	同
					高等小學鉛筆畫手本女兒用	第四學年	一冊	同

更に四十五年二月二十七日縣令第十七號を以て四十四年三月縣令第二十六號本縣小學校教科用圖書中尋常小學校の修身、日本歷史、高等小學校の國語、算術、地理、理科、圖畫の各教科書を左の通り改正した。

尋常小學校

教科目	圖書名	冊數	著作者	圖書名	冊數	著作者
修身	尋常小學修身書教師用	卷一乃至卷六	六冊	文部省	尋常小學修身書兒童用	卷一乃至卷六	六冊	文部省
	尋常小學修身掛圖	一、二	二綴	同				
日本歷史	尋常小學日本歷史教師用	卷一	一冊	同	尋常小學校日本歷史兒童用	卷一、卷二	二冊	同

高等小學校

教科目	圖書名	冊數	著作者	圖書名	冊數	著作者
國語	高等小學讀本男子用	卷一乃至卷四	四冊	文部省	高等小學讀本女子用	卷一、卷二	二冊	文部省
	高等小學讀本	新制第三學年	二冊	同	高等小學書キ方手本男子用乙種	第一學年上下	四冊	同
	高等小學書キ方手本女子用乙種	第一學年用上下	二冊	同	高等小學書キ方手本乙種	新制第三學年用上下	二冊	同
算術	高等小學算術書教師用	第一、第二學年	二冊	同	高等小學算術書教師用	新制第三學年	一冊	同
	高等小學算術書兒童用	第一、第二學年	二冊	同	高等小學算術書兒童用	新制第三學年	一冊	同
	高等小學算術書珠算教師用		一冊	同				
地理	高等小學地理兒童用	卷一、卷二	二冊	同	小學地理	新制高等小學第三學年用	一冊	同
	小學地理附圖高等小學校用		一冊	同				
理科	高等小學理科書教師用	第一、第二學年	二冊	同	高等小學理科書兒童用	卷一	一冊	同
圖畫	高等小學毛筆畫帖男兒用	第一、第二學年	二冊	同	高等小學毛筆畫帖女兒用	第一、第二學年	二冊	同
	高等小學鉛筆畫帖男兒用	第一、第二學年	二冊	同	高等小學鉛筆畫帖女兒用	第一、第二學年	二冊	同
	小學校教師用　幾何畫法	圖ノ部說明ノ部	一冊	同				

南北兩朝正閏問題

明治四十一年一月十九日發刊の讀賣新聞は、當時の同新聞主筆として本縣師範學校出身にて高等師範學校文科を卒業したる豐岡茂夫は社說として南北兩朝對立問題の輕々に論議すべきにあらざることを述べ、更に「小學校國定歷史教科書」に及び文部省の當局を攻擊

するところがあつた。即日二三學者間の論戰となり、更に政治問題と化し、遂に事件は益々擴大して朝野の大問題となり、學者といはず有らゆる新聞、雜誌は悉く口を揃へてこの問題を論じ、歷史教科書の改訂を叫び、世論は益々熾烈を極め嘖々擾々或る者は國民の公論に訴へよと絶叫し、或る者は大日本國體擁護團を組織して檄文を全國に飛ばし、或る者は公開講演を開いて輿論の喚起に努める等、この問題は本期に於ける教育時事問題中の大問題であつた。豊岡茂夫は其の間終始先頭に立ちて一身を堵して輿論の歸向に務めた。文部省はこの世論の囂々たるに鑑み、同年三月十日、岡田文部次官の名を以て各地方官廳に、小學日本歷史科書教授上の注意事項に添へて左の如き南朝を正統とする通牒を發した。

○岡田文部次官の通牒

今回本省ニ於テ現行兒童用小學日本歷史教科書ノ修正ニ着手相成候就テハ別冊ノ通各小學校教員ニ御指教相成度依命此段通牒候也

而してその注意事項といふのは次の如きものであつた。

現行兒童用小學日本歷史教科書ノ別記ノ御歷代表ニ教授スヘシ教科書中南北兩朝天皇及ヒ年號ノ並記等該表ノ旨趣ニ牴觸スル部分ハ勿論兩朝對等的叙述ノ嫌アル廉ハ教科書修正完了スルニ至ル迄總ヘテ別記御歷代ヲ正統トスルノ主義ニ依リ教授スルヲ要ス

尙御歷代表ハ後醍醐天皇ヨリ後村上後龜山ヲ經テ直チニ後小松天皇トナリ別ニ南朝ノ長慶天皇ヲ認メサルヲ以テ今上陛下ハ神武天皇ヨリ百二十一代ニアタラセ玉フ事トナル也

さしもに喧々囂々たりし南北兩朝正閏問題は、玆に於て漸く沈靜するに至つた。一新聞記者の演說がかくまで輿論を喚起し遂に文部省をして教科書を訂正せしめたるは全く豊岡氏の至誠の然らしむる所に由る。

新制高等科第三學年修身教科書　修身教科書は、尋常科用六卷、高等科用二卷を以て各一系統として教材を排列したものであるが、義務教育年限延長と共に新制の第三學年を設けたので、これに使用せしめる爲めの修身教科書を編纂した。これに就て明治四十三年四月十四日、文部次官より次の如く通牒を發して內容の概觀を示し、且つこれを補習科または地方青年團體の教科書に充つべきことを達せられた。

○文部次官ノ通牒（各地方長官宛）

今回編纂ノ高等小學修身書新制第三學年用書ハ我國體ニ基キ忠孝一致ノ大義ニ關スル道德ノ教旨ヲ詳細ニ編述シ我民族固有ノ特性ヲ發揮シ帝國臣民ノ思想ノ根抵ヲ鞏固ニシ且實際生活ニ適切ナル心得ヲ授クルヲ旨トシ最後ニ戊申詔書ノ大意ヲモ說明シタル者ニ有之候其內容及程度等補習科又ハ地方青年團體ノ講習等ニモ適當ノ者ト存シ候條可成使用誦讀セシムヘシ

明治四十三年四月十四日　　文部次官　岡田良平

國定算術教科書の解答書並教科書類似の出版物等使用取締　從來の算術書には獨學に便する爲め必ず解答が附いて居たが國定算術教科書兒童用には特に文部省の方針を以て解答を附けなかつた。從つて兒童は豫習復習の際に不便を感ずることが少なくなかつた。利を見るに敏なる書肆はこれを奇貨措くべしとして國定算術書の解答書を發行して坊間に販賣するに至るや兒童等喜んでこれを購求する有樣であつた。然るにこれには往々誤謬もあつて兒童の教育を阻害するこ

とが少くなく且つ文部省の方針にも反するので、文部省にては明治三十九年四月、次の通り文部次官より通牒を發してこれが取締方を命じた。

○國定算術教科書ノ解答書竝教科書類似ノ出版物等使用取締方　三十九年四月十六日、二十日午發圖八三號

近來國定算術教科書ニ對シ其解答書ヲ發行セルモノ有之候處右等ノ解答書ヲ學校兒童ニ持タシムルハ有害ニ付既往及將來トモ當省ニ於テ其發行ヲ許諾スヘキ筈無之從テ右等ノ發行者ハ著作權法ニ依リ當然僞作者ト見做スヘキモノニ有之候就テハ右僞作ニ關スル取締方目下夫々相運居候ヘトモ學校兒童ヲシテ此ノ如キ圖書ヲ購入セシメサル樣貴官ニ於テモ十分御取締相成度尙又教科書類似ノモノニシテ何々筆記帳ト稱ヘ或ハ國定教科書ニ模擬シタル出版物ヲ發賣セルモノ尠カラス學校ニ於テハ教科書ト同一ノ取扱ヲナシ兒童ヲシテ之ヲ購入ヲ强フルモノモ有之哉ニ相聞エ不都合ニ付是亦相當御取締相成度此段及通牒候也　（文部省例規類纂）

民間製作の理科掛圖使用並實物標本器械類購入方注意　教育教授の思潮が進歩して實驗教育に重きを置く樣になつたことは既述した通りであるが、また戰後經營の教育上から理科教授に重點を置く樣になり、これが實際教授上にも影響して實驗觀察を重視するに至つた結果、尋常小學校理科書の內容に基き民間に於て多數の掛圖を製作して學校に賣り歩るく者が相當に多くなり、また理科教授に要する實物、標本、器械類も多く賣り出されたが、これ等は多額の金額を要する事として學校當事者に取つては少なからぬ惱みであつた。これに對して文部省は明治四十一年八月十八日、次の如き圖書課より通牒を發して注意した。

○尋常小學校理科書內容ニ基キ民間ニ於テ製作ノ掛圖使用竝實物標本器械類購入ニ關スル注意　四十一年八月十八日申發圖一五六號

近來民間ニ於テ本省編纂尋常小學理科書ノ內容ニ基キ多數ノ掛圖ヲ製作シテ同書教授上ノ便ニ供スト唱ヘ之カ購入ヲ諸學校ヘ勸誘スルモノ少カラサル趣相聞エ候然ルニ本書ハ成ルヘク實物事實ノ觀察實驗ニ依リテ教授セラルヽコトヲ目的トシ掛圖ヲ用ヒサレハ教授困難ナリト認メタル教材ニ對シテハ本書中掛圖ヲ用フヘキコトヲ明記シ而シテ其掛圖ハ本省ニ於テ特ニ之ヲ製作シ以テ教授者ノ便ニ供シ居ル次第ニ候又教授ノ實際ニ當リ實物事實ト共ニ簡單ナル掛圖若シクハ黑板畫ヲ用ヒテ說明スルコトハ固ヨリ必要ノ場合モ可有之候ヘトモ猥リニ多數ノ掛圖ヲ使用シテ實物事實ノ取扱ヲ疎ニスルコトアラハ是本書編纂ノ精神ニ反スルノミナラス到底本科教授ノ目的ヲ達シ得ヘカラサル義ニ有之候間不必要ノ掛圖購入ノ爲メニ多額ノ失費ナカラシムル樣御注意相成度命ニ依リ此段及通牒候也

追テ理科教授ニ要スル實物標本器械類ノ如キモ各地ノ事情ニ隨ヒテ成ルヘク容易ク得ラルヽモノヲ用ヒシムルコト本省理科書編纂ノ精神ナルニ付キ購入上篤ト注意セシメラルヽ樣致度此段申添候也　（文部省例規類纂）

六、大祭祝日及御眞影教育勅語謄本取扱方

大祭祝日儀式用唱歌　本縣小學校に於ける大祭祝日の儀式用歌詞及び樂譜は、明治二十五年三月、千葉縣令第四十三號及び同年四月千葉縣告示第二十號によるものを使用して來たが明治四十一年五月二十九日前記の縣令及び告示を廢止し、左記の如く明治二十六年八月、文部省告示第三號文部省選定の歌詞及び樂譜を採用する旨內務部長より各郡長へ通牒を發した。

○小學校祝日大祭日ノ儀式ヲ行フ際ニ於ケル唱歌ニ關スル件通牒　明治四十一年五月廿九日教發第一〇一號

今般明治二十五年三月千葉縣令第四十三號小學校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供スル歌詞及樂譜ニ關スルノ規定ヲ廢止セラレ從テ同年四月千葉縣告示第二十號ノ歌詞及樂譜モ自然廢止セラレ候就テハ爾後小學校ニ

於ケル祝日儀式用唱歌ハ明治二十六年八月文部省告示第三號文部省選定ノ歌詞及樂譜ニ依ルヘキモノニ候條其旨各小學校ヘ御指示相成度爲念此段及通牒候也　（千葉縣例規）

紀元節に於ける遙拜式　建國の大義を領得せしめ忠孝の念を鞏固ならしめるために、紀元節の式の外に式後皇靈殿なる神武天皇の御靈に對して遙拜式を行ふこともこの期から始まつた國體明徴運動である。明治四十四年四月地方長官會議の際文部大臣の注意事項に端を發して德島縣より文部省へ照會となり。尋で文部省の回答となり、やがて紀元節に於ける遙拜式は全國に波及するに至つたものと思はれる。これに關する德島縣よりの問合文及び文部省の回答文は、次の通り文部省の例規となつた。

○紀元節ニ學校生徒ノ遙拜ハ敬意ヲ失ハサル便宜ノ方法ニ依リ施行　明治四十四年八月十七日　德島縣問合　內學第四四六三號

本年四月地方長官會議ノ際貴省大臣ヨリ御注意事項中學校生徒ヲシテ我カ建國ノ大義ヲ領得セシメ忠孝ノ念ヲ鞏固ナラシムル爲メ每歲紀元ノ佳節ニ當リ各學校ニ於テハ小學校令施行規則中ニ規定セル式ノ外尙職員ハ兒童ヲ率ヒテ遙拜ヲ爲スヘシ云々ト有之右ハ小學校令施行規則ニ規定セル儀式後ニ於テ明治八年八月十八日式部寮達追加地方官員拜禮式ニ準シ講堂又ハ運動場等便宜ノ地ニ遙拜所ヲ設ケ皇靈殿ナル神武天皇御靈ニ對シ遙拜シ可然義ト存候ヘ共聊カ疑義ノ點有之候間何分ノ御回示相成度候也

追テ本文遙拜ハ紀元節ニ限リ行フ義トハ存候ヘ共爲念併セテ問合ニ及候也

右普通學務局回答　明治四十五年二月八日　德普一二八號

客年八月十七日內學第四四六三號ヲ以テ小學校ニ於ケル紀元節ノ遙拜方ニ關シ御問合相成候處客年地方長官會議ノ際當省大臣ヨリ注意事項中遙拜云々ノ件ハ敬意ヲ失ハサル便宜ノ方法ニ依リ各學校ヲシテ取計ハシメラレ可然ト存候此段及回答候也　（文部省例規）

御眞影下賜に關する件　御眞影は從來一般私立學校へは御下賜の例はなかつたのであつたが今後は私立中學校又は私立高等女學校で設備よく整ひ基礎堅固で優良の成績と認むる學校には公立學校同樣御下賜の詮議ある趣にて內務部長より各郡長に左の通り通牒を發した。

御眞影下賜ニ關スル件依命通牒　明治四十三年十一月十五日　敎第四六七六號

天皇
皇后兩陛下御眞影ハ從來一般私立學校ヘ御下賜相成ラサル例ニ有之候處今後ハ私立中學校又ハ私立高等女學校ニシテ基礎鞏固ニ設備整頓シ成績優良ト認メ且中學校ニ在リテハ徵兵令上ノ認定ヲ與ヘラレタルモノヘハ公立學校同樣御眞影御下賜ノ詮議可相成趣ニ有之候條右拜戴方出願ノ學校有之候ハヽ貴官ニ於テ愼重ニ御調査ノ上御影奉藏ノ位置構造並ニ宿直室ノ圖面等ヲ徵シ貴官ノ意見ヲ具シ御進達相成度依命此段及通牒候也　（千葉縣例規）

御眞影奉揭位置　明治四十一年十月、皇太子殿子の御寫眞を下賜せられしにつき、宮城縣よりの照會に對し文部省の回答は次の通りであつた。

○兩陛下及皇太子殿下御寫眞奉揭位置　明治四十一年十月二十一日　宮城縣照會　敎第八二五五號

從來三大節等ニハ
兩陛下ノ御眞影ヲ甲號ノ通奉揭候處今回
皇太子殿下ノ御寫眞御下賜相成候學校ニ於テハ之カ奉揭ニ方リ乙號通ニテ可然哉至急御回報相煩度此段及照會候也

甲號

皇后陛下
天皇陛下

乙號

皇太子殿下
皇后陛下
天皇陛下

右秘書課回答　四十一年十月二十三日
甲第二五九號

本月二十一日付教第八二五五號ヲ以テ　兩陛下及皇太子殿下御眞影奉揭方御照會相成候處右ハ御申越ノ通リニテ差支無之候間左樣御了承相成度此段及回答候也　（文部省例規）

教育勅語及戊申詔書奉讀方　教育に關する勅語及び戊申詔書の御趣旨を一層徹底せしめる爲め、その煥發日に於ても、これを奉讀して當日を記念し且つ聖旨の貫徹せしめることゝなり、明治四十二年十月八日、內務部長より各郡長及び各縣立學校長に對して左記の如く通牒が發せられた。

戊申詔書奉讀式ノ件通牒

明治四十一年十月二十八日當廳ニ於テ戊申詔書奉讀式擧行ノ際本縣知事ヨリ訓示相成候次第モ有之候處（各官公署學校、各種團體產業組合等ニ於テハ）各煥發ノ當日ヲ紀念センカ爲メ詔書奉讀式ヲ擧行シ以テ　聖旨ノ貫徹ヲ圖ルヘキ樣御取計相成度依命此段及通牒候也　備考（　）內ハ縣立各學校長ヲ除ク

教育ニ關スル勅語奉讀ノ件

教育ニ關スル　勅語奉讀式擧行之儀ニ就テハ明治二十三年十二月二十七日本縣ヨリ論達相成候次第ニ有之候處（各學校ニ於テ）尙ホ煥發ノ當日ヲ紀念トセンカ爲メ　勅語奉讀式ヲ擧行シ諄々誡告ヲ與ヘ以テ　聖旨ノ貫徹ヲ圖ルヘキ樣御取計相成度依命及通牒候也　縣立學校長ハ括孤內ヲ除ク

教育勅語の趣旨を徹底せしむる適當の方法　教育に關する勅語の趣旨を徹底せしめる施設方法としては、三大節及びその煥發日等の式日に於て學校長より誨告するばかりでなく、在校兒童、生徒に對して暗誦暗寫または字句の略解或は各段の意味並びに全篇の御趣旨を解釋せしめる等學年に應じて夫々適切なる取扱をして居る所であるが、全國師範學校長會議に於て、左記の如く小學校兒童卒業後も永くその趣旨を奉體實踐せしめる方案が決議せられて、明治四十年九月十六日、文部省から各地方長官、各高等師範學校に宛てゝその答申並に協議事項が配布せられた。

○小學校兒童卒業後永ク教育ニ關スル勅語ノ趣旨ヲ奉體實踐セシムヘキ適當ノ方法ニ關スル師範學校長會議答申ノ旨趣貫徹取計方　四十年九月十六日　未發普三四三號

曩ニ本省ニ於テ開會相成候全國師範學校長會議要項今般印刷候ニ付　部及送付候條左記ノ通御配布相成度尙右諮問答申竝協議事項中適切ト認ムヘキ事項モ不尠候ニ付現行法規ノ範圍內ニ於テ地方ノ情況ヲ斟酌シ相當御施設相成候樣致度特ニ小學校兒童ヲシテ卒業ノ後永ク教育ニ關スル勅語ノ趣旨ヲ奉體實踐セシムヘキ適當ノ方法ニ關スル答申ハ大體ニ於テ適當ト被認候ニ付地方ノ情況ニ依リ便宜御參酌ノ上貴官下各學校ヘ周知セシメ十分其ノ旨趣ヲ貫徹セシムル樣御取計相成度依命此段及通牒候也

全國師範學校長會議答申抄錄

小學校兒童ヲシテ卒業ノ後永ク教育ニ關スル勅語ノ趣旨ヲ奉體實踐セシムヘキ適當ノ方法

第一　小學校兒童ヲシテ卒業後永ク教育勅語ノ趣旨ヲ奉體實踐セシメンニハ小學校在學中ニ聖旨ノ存スル所ヲ十分ニ會得セシメ且聖旨ニ基キタル良習慣ヲ訓練センコトヲ要ス其ノ方法ニ至リテハ現ニ一般小學校ニ行ハルヽ所ノモノヲ一層切實有效ナラシムル樣實行セハ可ナリト信スレトモ尙左ノ方法ニヨリテ其ノ足ラサル所ヲ補フヲ必要

トス

(一)小學校在學中ニ兒童ヲシテ聖勅ノ謂誦ニ熟達セシムル樣教育スルコト

(二)聖勅ノ大體及各德目ニツキ其ノ趣旨ヲ發揮スルニ足ルヘキ適當ノ歌詞歌曲ヲ文部省ニ於テ撰定シ之ヲ普ク各小學校ニ於テ教授セシムルコト

(三)小學校ノ最後ノ一學年ニ用ヒシムヘキ修身書ハ特ニ聖勅ノ衍義ヲ以テ之ニ充テ且其ノ裝釘ヲ堅牢優雅ニシ卒業後モ永ク之ヲ保存シ生涯遵守スヘキ經典トナサシムルコト

(四)修身教授及一切ノ訓誡、訓話等ハ成ルヘク聖勅ノ語句ニ歸結セシムルコト

第二　教育勅語ノ趣旨ニヨリテ教育ヲ施スヲ以テ單ニ學校內ノ事業トシ家庭及社會ニ於テハ殆ント之ヲ顧ミサルカ如キ觀アルハ從來ノ一大缺點ナリトス故ニ小學校卒業者ヲシテ家庭ニ於テモ社會ニ於テモ其ノ曾テ學校ニ在リシトキト同樣ニ常ニ聖勅ノ趣旨ヲ奉體實踐セシムル樣適當ニ指導センコトハ實ニ目下ノ急務ナリ其ノ方法ハ幾多之アルヘク且土地ノ情況等ニヨリ必スシモ劃一ノ方法ヲ執リ難キ事情ナキニアラスト雖左ニ列記スルモノヽ如キハ之ヲ適當ニ採用スルトキハ相當ノ效果アルヘキヲ疑ハサルナリ

(一)青年會、處女會、母ノ會、戶主會ノ類ヲ組織シテ時々之ヲ開催シ每回必ス聖勅ノ趣旨ニツキ訓話スルコト

(二)補習學校又ハ青年夜學會等ノ補習教育機關ノ普及ヲ奬勵シ聖勅ニ基ケル小學校教育ノ效果ヲ一層確實ニシテ生涯ヲ通シテ拔クヘカラサル道德的基礎ヲコノ青年時期ニ於テ與フルコト

(三)各市町村ノ普ク圖書縱覽ノ便ヲ得シムルノ設備ヲナシ聖勅ノ趣旨ヲ敷衍說明スルニ足ルヘキ通俗ニシテ趣味アル多クノ圖書ヲ備ヘ且通俗講話會ヲ開設シ自然ニ聖旨ノ存スル所ヲ復習シ感奮興起スル所アラシムルコト

(四)通俗揮毫家庭用勅語讀本ノ類ヲ適當ノ方法ニヨリテ編纂シ之ヲ一般家庭ノ讀ミ物トシテ普ク採用セシムル樣誘導スルコト

(五)學校內ノ諸儀式、展覽會、運動會等ニ廣ク卒業者ノ列席又ハ參會ヲ求メ聖勅ノ趣旨ヲ復習スルノ機會ヲ與フルコト

(六)適當ノ方法ヲ以テ卒業者ノ善行ヲ表彰シテ聖旨ノ奉體實踐ヲ奬勵スルコト

(七)聖勅ノ捧讀ハ之ヲ學校內ニ限ラスシテ一般ノ儀式會合及祭典等ノ場合ニモ成ルヘク之ヲ行フノ習慣ヲ作ラシムルコト

第三　凡ソ道德ノ教育ハ言論ニ訴ヘテ其ノ實行ヲ責ムルヨリモ寧ロ躬行實踐ノ範ヲ示シテ之ヲ感化スルヲ以テ本義トス、是ヲ以テ前二項ニ述ヘタル諸方法モ果シテ其ノ效ヲ奏スルヤ否ヤハ地方精神界ノ中心タルヘキ小學校訓導特ニ校長ノ其ノ人ヲ得ルヤ否ヤニ關スルコト頗ル大ナルモノアリ故ニ小學校長ノ任命ハ特ニ之ヲ愼重ニシテ品性優良ノ人材ヲ採用シテ其ノ待遇ヲ厚クシ永年同一地方ニ勤續シテ德風ノ感化ヲ洽ク學校ノ內外ニ及ホシ眞ニ獻身的ニ聖勅ノ趣旨徹底ニ盡力スル所アラシメンコトヲ要ス　(文部省例規)

七、學齡兒童及就學兒童

年々增加する學齡兒童、小學校兒童に就學及び出席の督勵をなすと共に、これを收容する校舍の新增改築を行ひ、また就學率及び出席率の向上には頗る腐心するところであつたが、この期に入つては漸次好成績を呈して面目を一新するに至つた。

學齡兒童の激增　この期に於ける學齡兒童及び小學校兒童の各年に於ける增加を見るに人口增加の高率を示せる地方の事とて、左表の如く驚くべき激增振りを示して居る。

年度	學齡兒童數	學齡兒童增加數	小學校兒童數	小學校兒童增加數
明治三十九年度	二一二、三三八	八、四三九	一五〇、九四三	六、九六五
同　四十年度	二一六、三〇七	三、九六九	一五六、七六一	五、八一八
同　四十一年度	二二〇、三一四	四、〇〇七	一六四、三八四	七、六二三
同　四十二年度	二二三、六〇九	三、二九五	一七五、九二七	一一、五四三
同　四十三年度	二二四、一八一	五七二	一八二、九四四	七、〇一七
同　四十四年度	二二二、二一六	△一、九六五	一八五、八二七	一、八八三
同　四十五年度	二二〇、九三五	△一、二八一	一八六、一七六	三四九

備考

一、明治四十一年度より義務教育年限を延長し、尋常科六年、高等科二年乃至三年となる。

二、明治四十四、五年度に於て、學齡兒童の減少したるは、學齡簿の整理を嚴重に施行したる結果、從來該簿上に存在せし學齡超過のものを抹消したると、明治三十七八年戰役の影響として、其の當該年度に於て出生數の減少に伴ひ、本年度に於て學齡に達すべき兒童の比較的少なかりしに據る。

就學及出席督勵　就學率及び出席率の向上を期するには積極的にこれを奬勵すると共に一面には消極的に不就學及び缺席の原因をよく調査してこれを防止するにある。而してこの頃に於ける不就學及び缺席の原因は、明治初年頃と異なり主として貧困に基因するのであるから、明治四十五年二月六日、左記の訓令及び通牒を發して、就學事務を檢閲してその整理を行はしむると共に、學齡兒童保護會、貧困兒童給與規程を設けて貧困兒童の救濟を行はしめ、また特別學級を設けて年長兒童、子守兒童及び被傭兒童の出席を促し、以て大いに貧困兒童の就學及び出席を督勵した。これによつて前期に於て定められたこれ等に關する訓令や通牒等は、自然廢止せられることゝなつたのである。

學齡兒童就學督勵ニ關スル訓令　明治四十五年二月六日　教訓令甲第一號

本縣ニ於ケル學齡兒童ノ就學ハ年ヲ逐フテ漸次進歩ノ狀況ヲ呈シ明治四十三年三月ニ於テハ學齡兒童百人中九十七人一分八厘ニ達セリ然レトモ之ヲ全國平均就學歩合九十八人一分ニ比スレハ猶及ハサルコト九分二厘ニシテ道府縣ノ成績順位ヨリ見レバ第三十八位ニ當リ不就學兒童數ハ實ニ五千五百有餘人ノ多キヲ算ス是レ義務教育ノ普及上頗ル遺憾トスル所ナリ而シテ此不就學兒童ノ大部分ハ貧困ノ理由ヲ以テ就學猶豫ヲ訴フルモノニシテ普通ノ學齡兒童ト同一方法ニ據リテ教育ヲ施サンコト頗ル困難ナリト認ム依テ是等ノ貧困兒童ヲ救濟スル爲町村ニ於テ適當ナル方法ヲ執リ或ハ學齡兒童保護會ヲ設置シ學用品其ノ他ノ學資給與方法ヲ講シ若ハ特別學級ヲ設ケテ其ノ就學ヲ容易ナラシムル等土地ノ狀況ニ當リ適切ナル方法ヲ行ヒ苟モ貧困ノ理由ニ依リ不就學ニ終ルカ如キ者ナカラシメ以テ普ク昭代ノ恩澤ニ浴セシメンコトヲ努ムヘシ

小學校令施行規則第八十條ニ因ル學齡簿ハ就學事務ノ基礎ナレハ其ノ記入ヲ精確ニシ異動アル毎ニ加除訂正ヲ怠ルコトナク郡長ハ時々關係諸帳簿ト對照シテ其ノ檢閲ヲ行フハ勿論毎年一月乃至二月中ニ於テ定期檢閲ヲ施行シ苟モ取扱緩慢ニ流ルルカ如キモノアラハ嚴ニ督勵ヲ加ヘテ之ヲ整理セシメ其ノ結果ヲ當廳ニ報告シ以テ就學事務ノ整理進捗ヲ期スヘシ

明治四十五年二月五日　　千葉縣知事　告森良

○學齡兒童就學督勵ニ關スル件依命通牒　明治四十五年二月六日　敬第六五九號

本年二月六日付本縣訓令甲第一號ヲ以テ學齡兒童就學督勵ノ件ニ關シ訓令相成候處本縣學齡兒童就學奬勵ノ實績ヲ擧クルニハ貧困兒童ヲ救濟スル事目下ノ急務ト認メラレ候儀ニ付其趣旨御了知ノ上別紙學齡兒童保護會準則ヲ參考シ各町村ニ之ヲ設置セシメラレ就學督勵ハ單ニ町村當局者ノ職務上ノ義務タルノミナラス町村民モ亦一致シテ之レカ任ニ當リ家ニ不學ノ徒ナク邑ニ文盲ノ輩ナカラシメンコトヲ期セシメラレ度若シ町村ノ事情今俄ニ學齡兒童保護會ヲ設ケ能ハサル儀モ有之候ハヽ町村ニ於テ相當ノ方法ヲ講シ其ノ救濟方法ヲ確立セシメラレ度候尙又特別學級ノ設置ハ從來年長者ニノミ適用セラレ候處今回別紙特別學級ニ關スル事項書ノ通リ更ニ其ノ範圍ヲ擴張シテ一般貧困者ニモ適用致候間必要アル町村ニハ之ヲ設置セシメテ貧困者ノ就學ヲ容易ナラシメ文明ノ恩澤ニ浴セシメ候樣御指示相成度候尤斯ル取扱ヲ認容スルハ特別理由ノ存在スルモノニ限ルハ勿論ノ儀ニ付十分監督ヲ加ヘラレ度候也

追而明治三十四年一月千葉縣訓令甲第五號明治卅五年二月千葉縣訓令甲第十二號並ニ明治三十五年二月二十日內發第一一五號特別學級設置ニ關スル通牒明治三十七年一月七日內三發第一號學齡兒童就學義務猶豫免除標準ニ關スル通牒ハ自然廢止ノモノト御了知相成度爲念申添候

學齡兒童保護會準則

第一條　本會ハ何町(村)學齡兒童保護會ト稱シ本町(村)內ノ學齡兒童ヲ保護シ義務教育ノ普及ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條　本會ノ目的ヲ達センカ爲メニ左ノ事業ヲ行フ

一、貧困兒童ノ就學ヲ奬勵シ且ツ之レカ救濟ヲナスコト

二、就學兒童ノ出席ヲ督勵スルコト

第三條　本會事務所ヲ本町(村)役場內ニ置ク

第四條　本會々員ヲ分ツテ左ノ三種トス

一、通常會員　會費トシテ毎月金何錢ヲ納ムルモノ

二、特別會員　何ケ年間毎年金何圓ヲ納ムルモノ又ハ一時ニ金何圓ヲ納ムルモノ

三、名譽會員　本會ニ對シ特ニ功勞アルモノニシテ役員會ノ決議ニ據リ推選シタルモノ又ハ一時金何圓以上ヲ寄附シタルモノ

第五條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會　長　一　名

一、幹　事　若干名

一、評議員　若干名

第六條　會長副會長(評議員)ハ會員ノ公撰ニ由リ其ノ他ノ役員ハ會長之ヲ指名囑託スルモノトス

第七條　會長ハ會務ヲ總括ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長ノ事故アルトキハ其ノ代理ヲナス

幹事ハ會務ヲ掌理ス

評議員ハ本會ニ關スル重要ナル事項ヲ議ス

第八條　本會ノ事業ハ會費寄附金又ハ郡町村ノ補助金ヲ以テ之ヲ行フ

第九條　會計年度ハ四月ニ始マリ翌年三月ニ終ルモノトス

第十條　會長ハ毎年一回庶務會計ノ報告ヲナスモノトス

第十一條　貧困兒童給與規程ハ別ニ之ヲ定ム

貧困兒童給與規程準則

第一條　學用品等ヲ給與スヘキ兒童ハ役員會ニ於テ之ヲ協定ス其給與ヲ停止スヘキ場合亦同シ

第二條　貧困ノ程度ニ依リ給與スヘキ兒童ヲ左ノ三種ニ分ツ

甲　辨當料・被服料學用品ヲ給スヘキモノ

乙　辨當料（被服料）學用品ヲ給スヘキモノ

丙　學用品ヲ給スヘキモノ

第三條　給與品ノ豫定價格左ノ如シ

一、辨當料一日何錢（三錢內外）

二、被服料一ケ年何圓

三、學用品料一ケ年

學年	教科書	筆墨紙	其ノ他	計
尋常第一學年	何程	何程	何程	何程
尋常第二學年	同	同	同	同
尋常第三學年	同	同	同	同
尋常第四學年	同	同	同	同
尋常第五學年	同	同	同	同
尋常第六學年	同	同	同	同

第四條　辨當料ハ前月中ノ出席日數ヲ調査シ翌月五日迄ニ被服料ハ四月十月ノ二期ニ學用品中教科書料ハ四月十月ノ二期ニ其ノ他ハ毎月之ヲ給與ス被服料、學用品料ハ現品ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ

第五條　給與ハ兒童ノ訓育ニ弊害ヲ及ホサヽル方法ニ依リ之ヲ行フモノトス

第六條　給與金品ノ收受ハ其都度取扱者ニ於テ受拂簿ニ記入捺印スルモノトス

○特別學級設置ニ關スル事項

一、特別學級ニ編入スヘキ兒童ハ年長者及子守若クハ被雇者等ニシテ普通學級ニ編シ能ハサル特別理由アル者ニ限ルコト

二、特別學級ノ教授ハ正教科ノ時間外ニ於テ行フコトヲ得ルコト

三、特別學級ノ教授細目ハ別ニ之ヲ定ムヘキコト

四、特別學級ノ兒童ハ其成績ヲ考査シ某學年ニ編入シ若ハ卒業ヲ認定スルコト

五、特別學級ニ編入スヘキ兒童ハ町村長ニ於テ其ノ事情ヲ詳具シ郡長ノ承認ヲ受クヘキコト

六、特別學級ヲ設置シタルトキハ受持教員各學科毎週授業時數教授ノ終始時刻男女別兒童數ヲ具シ知事ニ報告セシムルコト

七、正教科ヲ教授スル教員ニシテ特別學級ノ教授ヲ兼任シ其ノ教授時數一週三十二時間ヲ超過スルトキハ小學校令施行規則第百五十九條ニ據リ手當金ヲ給スルコト（千葉縣例規類纂）

本縣の就學歩合は、明治二十五年小學校令實施の際には五六・七にして三十三年同令改正の際には七六・三九に上ぼり各府縣の第三十六位であつた。爾來これが向上に努力した結果、この期に於ては左表の如く躍進するに至つた。

年度	就學歩合	小學校兒童出席歩合	年度	就學歩合	小學校兒童出席歩合
明治三十九年度	九五・六四	九四・三二	明治四十年度	九六・三四	九一・四六
同　四十一年度	七六・八二	九一・七〇	同　四十二年度	九七・一八	九〇・八一
同　四十三年度	九七・〇三	九〇・〇五	同　四十四年度	九六・七三	九〇・〇六
同　四十五年度	九七・〇七	八九・六二			

物價騰貴に依る缺席兒童救濟　明治四十四五年頃、米價その他一般物價は頓に騰貴して細民は生活難に苦しむ有樣であつた。從つて細民の子弟中には食物缺乏の爲め缺席し、或は缺課する者を生ずるに至つた。文部省にては四十五年六月二十日、普通學務局長より左の如き通牒を地方廳に發してこれが保護救濟方を命じた。

明治四十五年六月二十日發普二〇九號

○小學校兒童中物價騰貴ニ伴ヒ缺席スル者等ノ爲保護救濟方

近來米穀其ノ他一般物價ノ騰貴ニ伴ヒ小學校兒童中往々食物缺乏等ノ爲缺席又ハ缺課スル者有之趣ニ相聞ヘ候處此ノ如キハ教育上甚遺憾ノ次第ト被存候ニ付市町村費又ハ有志者ノ寄附金等ヲ以テ兒童ニ晝食及學用品ヲ給スル等便宜ノ方法ヲ設ケ此等不幸ノ兒童ヲ保護救濟スルト同時ニ課外ニ於テ適宜其ノ地方ニ適切ナル作業ヲ爲サシメ幾分ノ學資ヲ得シムル等相當ノ方法ヲ講シ以テ兒童ノ出席ヲ奬勵シ教育ノ効果ヲ減セシメサル樣此際特ニ御配慮相成度依命此段及通牒候也

追テ教育基金令第八條ニ依リ教育資金ノ一部ヲ以テ本文學齡兒童ニ關スル經費ヲ補助セラルヽハ勿論差支無之ニ付必要ニ應シ相當補助相成候樣致度尙本件ニ關シ特ニ御施設相成候事項ハ即時御報告相成度此段申添候也（文部省例規類纂）

全學年缺席兒童の取扱　この期には義務教育の年限延長があり、且つ物價も騰貴したので貧困兒童の就學及び出席には尠からざる支障を來し、所謂長期缺席兒童なるものを生じ、その督勵に教師は惱んだものである。貧困兒童の保護救濟の爲めには既述の如く保護會の設立貧困兒童給與規定の制定、特別學級の編制をなす等種々の方策を講じたものであつたが、細民は幼兒が手足纏ひとなつて勞働の妨げとなるので、これが子守として已むを得ず幼兒の兄姉の就學または出席を停止するものがあつた。かゝる狀態であるから僅少なる學用品位を支給する貧困兒童の救濟よりも寧ろ父兄の救濟を必要とする位であつた。しかし父兄を救濟する譯には行かぬので所謂長期缺席兒童なる者を生ずるに至つたのである。而してこの長期缺席兒童の取扱は實際頗る厄介な問題となつて居た。これに對する佐賀縣の照會につき文部省は次の如き回答を與へた。

第六六號　佐賀縣照會

尋常小學校兒童正當ノ事由ナク全學年缺席者ハ學齡簿及學籍上不就學者トシテ取扱ハルヘシ　**四十二年二月十六日發佐學**

尋常小學校在學兒童（就學義務アル者）ニシテ正當ノ事由ナク年度內全ク出席セサル者ハ翌學年ノ始ニ於テハ缺席トシテ取扱フヘキ哉將タ就學トシテ學齡簿及學籍簿ハ取扱ヒ可然歟至急何分ノ御回報ニ預リ度此段及照會候也

右普通學務局回答　四十二年九月十六日　西佐普八一號

本年二月十六日發佐學第六六號ヲ以テ御照會相成候尋常小學校在學兒童缺席ノ件ニ就テハ七月二日發佐學第六六號ヲ以テ御回答ノ次第モ有之候處右ニ就テハ小學校令施行規則第九十一條乃至第九十四條ノ規定モ有之尙到底出席セシムルヲ得サル者ナルトキハ同規則第八十四條ニ依リ相當處理セシムヘキモノニシテ御照會ノ如キ場合ハ無之儀ト

被存候ヘトモ事實上如此者有之候ハヽ不就學者トシテ御取扱相成候方可然ト存候條御了知相成度此段及回答候也

（文部省例規類纂）

小學校兒童學費節約　教育の進歩に伴ひ小學校兒童の使用する學用品その他の費用漸次增加の傾向を來し、これが爲めに保護者の負擔を加重せしめて兒重の就學及び出席を困難ならしめるので、明治四十五年六月二十一日、文部省より左記の如く普通學務局長より通牒を發した。

小學校兒童學用品其ノ他ノ費用節約方　明治四十五年六月二十一日　發普二二二〇號

近時小學校兒童ノ使用スル學用品其ノ他ノ費用漸次增加ノ傾向アリ之カ爲ニ保護者ノ負擔ヲ重カラシメ兒童ノ就學及出席ヲ困難ナラシムル場合モ尠カラサル趣ニ有之候處右ハ教育普及上甚遺憾ノ次第ト存候ニ付相當取締ノ方法ヲ設ケ是等ノ費用ヲ節約セシメ成ルヘク就學及出席ヲ便ナラシムル樣此際特ニ御配慮相成度依命此段及通牒候也

（文部省例規類纂）

兒童團體の鐵道乘車賃割引　義務教育年限延長の結果尋常小學校兒童中にも十二歳以上の就學者を生ずるに至つたので、團體旅行に限り十二歳以上の兒童に十二歳以下の兒童と同一に取扱ふことゝなつた。これに對して明治四十三年十二月十九日、普通學務局より次の如く通牒が發せられた。

尋常小學校兒童團體ニ限リ汽車賃ヲ十二歳以下ト同一ニ取扱フ　四十三年十一月二十二日　戊愛普一一七號

小學校兒童團體旅行ノ汽車賃ニ關シテハ十二歳以上ノ者ト十二歳以下ノ者ト其取扱ヲ異ニセラレ居候處從來尋常小學校ハ修業年限四箇年ナリシヲ以テ十二歳以上ノ就學者ハ殆無之團體旅行ノ際ニ於ケル汽車賃等ニ關シ別ニ不便ヲ不感打過居候然ルニ先般義務教育年限六個年ニ延長被致候結果尋常小學校ニアリテモ十二歳以上ノ就學者アルヲ免レサル儀ニ立チ至リ且又尋常高等小學校ヲ增設スル狀況ト相成候就テハ是等兒童團體旅行ノ際ハ少數ナル十二歳以上ノ者ノ爲ニ汽車賃支出ノ途ニ困シ不便ヲ感スル事多々有之候趣ヲ以テ各府縣ノ教育會等ヨリ右者等ノ汽車賃ヲ十二歳以下ノ者ト同一ニ取扱ハル、樣貴院ニ對シ交渉方申出候次第モ有之候條特別ノ御詮議ヲ以テ小學校兒童團體旅行ノ際ハ汽車賃ヲ總テ十二歳以下ノ者ト同一ニ御取扱相成候樣致度此段及照會候也

右鐵道院回答　四十三年十一月二十八日　營第一二一九號

小學校生徒ニ對スル團體乘車賃金ヲ總テ十二歳以下ノ小兒トシテ取扱フ義ニ關シ愛普第一一七號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ尋常小學校生徒ニ限リ御來意ノ通リ取扱可致候間右樣御了知相成度候

右各地方廳各高等師範學校ヘ普通學務局通牒　四十三年十二月十九日、四十四年一月十日戊官普一六六號

今般小學校兒童團體旅行ノ汽車賃ニ關シ總テ十二歳以下ノ者ト同一ニ取扱ハルヘキ樣本省ヨリ鐵道院ニ對シ及照會置候處右ニ就キ別紙ノ通回答有之候條（貴管下小學校ニ對シ其旨）御通達相成度依命此段及通牒候也

（高等師範學校ヘハ括孤內削除通達ヲ承知トス）（文部省例規類纂）

小學校兒童取締方　小學校兒童が學校往復の途中または校庭に於いて、粗暴の行爲をなしまたは危害を及ぼす等の事故を起すことがあり、これが爲めに該兒童の擔任教員、校長、父兄間に往々困難なる問題をも惹起し、延ては教育上に支障を來たす惧れもあるので、明治三十九年六月二十三日、第二部長より各郡長に對して、次の如き通牒を發した。

○小學校兒童取締ノ儀ニ關シ注意ノ件通牒　明治卅九年六月廿三日　發第一七四號

小學校兒童取締ノ儀ニ就キテハ明治三十六年十一月內三發第二六五號ヲ以テ通牒ノ次第モ有之候處近來學校往復ノ

途中又ハ校庭等ニ於テ往々粗暴ノ行爲アルノミナラス危害ヲ及ホス場合モ有之哉ニ候處右ハ教育ノ効果ニ關シ深ク遺憾トスル所ニ有之候條自今右等不都合ノ者無之樣篤ク教誡ヲ加フヘキ旨各小學校ヘ御諭達相成度依命此段更ニ及通牒候也

追テ本文ノ如キ危害ヲ及ホシタル場合ニ於テハ其情況遲滯ナク御報告相成度此段申添候也　（千葉縣例規類纂）

各小學校は兒童に對して、切出小刀、ナイフ等の如き刄物の携帶を禁し、教室に鉛筆削器等を備付くる等それ〴〵其の取締に充分の注意を拂ふやうになつた。

小學校兒童調査　明治三十三年以來高等小學校生徒數を報告することゝなつて居たが四十三年十月十八日、縣訓令を以てこれを廢止し、左記の如く毎年十月一日現在による小學校兒童數を調査報告せしめることゝなつた。

小學校兒童調査報告　明治四十三年十月十八日　千葉縣訓令甲第六十三號　郡役所　町村役場

町村長ハ其ノ町村內各小學校ノ兒童ニ關シ毎年十月一日現在ニ依リ別表ヲ調製シ十月十日限リ郡長ニ報告スヘシ

郡長ハ町村長ノ報告ヲ取纏メ別表ヲ調製シ十月二日限リ知事ニ報告スヘシ

本年ニ限リ町村長ノ報告ハ十月二十五日迄トシ郡長ノ報告ハ十月末日迄トス

明治三十二年十月千葉縣訓令乙第三十三號高等小學校生徒報告ハ之ヲ廢止ス

（別　表）

何郡（何町村）內小學校尋常小學校第六學年以上ノ兒童ニ關スル調　明治何年十月一日現在

學校名 ＼ 種別	兒童數						前學年卒業者數			中等學校入學者數		
	男	女	尋常小學校第六學年	高等小學校 第一學年	第二學年	第三學年	計	尋常小學校	二學年ノ高等小學校	三學年ノ高等小學校	計	中學校ニ入學	高等小學校ニ入學	其ノ他ノ學校ニ入學
何々尋常小學校	男	女												
〃〃〃〃〃〃	〃〃	〃〃												
計	〃〃	〃〃												
何々尋常高等小學校	〃〃	〃〃												
〃〃〃〃〃〃	〃〃	〃〃												
計	〃〃	〃〃												
何々高等小學校	〃〃	〃〃												
〃〃	〃〃	〃〃												
計	男	女												

合計	男	女

備考　中等學校入學者數（前學年卒業者ニ就キ調査スルモノトス　（教育法規）

就學兒童比較表　文部省の調査に係る明治四十二年度に於ける各道府縣學齡兒童百人中就學兒童比較、同省第三十七年報を以て發表した。同表によれば全國中就學兒童の最高位を占むるは岡山縣の九九、七八にて最低位は沖繩の九五、五四で本縣は全國中三十八位である。各府縣の順位は左表の通り。

岡山	九九、七八	廣島	九九、七二	奈良	九九、六四	佐賀	九九、二五				
山形	九九、二二	福岡	九九、二〇	香川	九九、二〇	石川	九九、一五				
京都	九八、九一	和歌山	九八、九〇	宮崎	九八、八五	大分	九八、八四				
熊本	九八、七八	福岡	九八、七五	山梨	九八、七二	德島	九八、七二				
鹿兒島	九八、六九	島根	九八、六三	高知	九八、六二	山口	九八、六一				
三重	九八、五三	富山	九八、五三	靜岡	九八、四七	福井	九八、三二				
栃木	九八、二九	埼玉	九八、二二	宮城	九八、二二	愛媛	九八、二二				
長崎	九八、一三	北海道	九七、九六	岐阜	九七、八九	茨城	九七、八六				
嚴手	九七、八五	長野	九七、八三	兵庫	九七、六三	新潟	九七、五一				
愛知	九七、三〇	千葉	九七、一八	滋賀	九七、〇四	東京	九七、〇三				
秋田	九六、九六	鳥取	九六、六七	青森	九六、四七	群馬	九六、三〇				
大阪	九六、二九	神奈川	九五、六五	沖繩	九五、五四	平均	九八、一〇				

學校生徒の服忌　服忌の制は從前「京家の制」及び「武家の制」と兩樣あつたが、明治七年十月十七日、左記の如く太政官布告を以て「京家の制」を廢し、「武家の制」に依るべき旨が達せられ居る。

第百八號（明治七年十月十七日布告）

服忌ノ儀追テ被ニ仰出一ノ品モ可レ有レ之候得共差向京家ノ制武家ノ制兩樣ニ相成居候テハ法律上不都合有レ之ニ付自今京家ノ制被レ廢候條此旨布告候事

「武家の服忌令」中、「定式」に屬するものを次に掲げよう。

親族ノ關係	忌	服	親族ノ關係	忌	服
父	五十日	十三ヶ月	嫡母	十日	三十日
繼父	十日	三十日	夫	五十日	十三ヶ月
妻	二十日	九十日	夫ノ父母	三十日	百五十日
祖父母	二十日	九十日	曾祖父母	二十日	九十日
父方母方	三十日	百五十日	伯叔父母 父方母方	十日	二十日
高祖父母	十日	三十日	養父母	三十日	百五十日
嫡子	二十日	五十日	養子	十日	三十日
子	十日	三十日	孫	三日	三十日
嫡孫	十日	三十日	兄弟姉妹	二十日	九十日
曾孫	三日	七日	從兄弟姉妹	三日	七日
異父母兄弟姉妹	十日	二十日			

甥　姪　三日　七日

斯くの如き孝悌の至情を表明せる制度も世の變遷と共に忘れられ勝ちとなり、且つ兒童生徒等は精勤賞を得られざらんことを憂ふる等の關係上、この制は殆ど廢絶姿であつたので、四十年八月、岡田文部次官より左記の如く通牒を發し、我が醇風美俗を表はせるこの制度に基き適宜の取扱をなさしむる樣訓示した。

○學校生徒ノ服忌ニ關スル通牒（明治四十四年八月）

學校生徒ノ服忌ニツイテハ明治七年太政官布告第百八號ヲ以テ規定相成リ候儀ニ有之候處、近來小學校其他諸學校ニ於テ往々其ノ生徒ノ父母祖父母等ノ死亡ニ際シ右ノ制度ヲ等閑ニ附スルガ如キモノアルヤニ相聞エ道德教育上頗ル遺憾ノ次第ト被存候就テハ小學校及中學校程度ノ諸學校ニ於テ自今生徒ヲシテ服忌ニ關スル心得ヲ會得セシメ又之ニ當リタル者ニ對シテハ相當期間休業ヲ認可シ尙試驗ノ時日等ニ對シテハ特別ノ取扱ヲ爲ス等、便宜ノ方法ヲ講シ以テ苟モ孝悌ノ至情ヲ傷ハシメサル樣深ク注意スベキ旨御示達相成度依命此段及通牒候也

本縣にては教員並に生徒の服忌に就て、四十四年八月二十五日、左記の如く內務部長より各郡長及び各縣立學校長に宛て通牒するところがあつたが、同年九月四日、重ねてその取扱等に就て通牒を發した。

○教員生徒ノ服忌ニ關スル件通牒　明治四十四年八月廿五日　內務部長ヨリ　各郡長　縣立各學校長ヘ　教第三四三八號

服忌ノ制ハ夙ニ明治七年太政官布告第八號ヲ以テ規定相成居候儀ニ有之候處近來小學校其ノ他諸學校ニ於テ往々其ノ生徒ノ父母、祖父母等ノ死亡ニ際シテモ右ノ制度等ヲ等閑ニ附スルカ如キモノ有之ヤニ相聞エ道德教育上頗ル遺憾ノ次第ト被存候ニ就テハ小學校及中等程度ノ諸學校ニ於テハ自今生徒ヲシテ克ク服忌ニ關スル心得ヲ會得セシメ又之ニ丁リタル者ニ對シテハ相當期間休業ヲ認可シ尙試驗ノ時期等ニ際シテハ特別ノ取扱ヲ爲ス等便宜ノ方法ヲ講シ以テ苟モ孝悌ノ至情ヲ傷ハシメサル樣「公立學校長ヘ御示達相成度」（縣立學校長ヘハ）「深ク御注意相成度」依命此段及通牒候也　（千葉縣例規類纂）

○教員生徒ノ服忌等ニ關スル件通牒　明治四十四年九月四日　內務部長ヨリ　各郡長　縣立各學校長ヘ　教第三五〇六號

本年八月二十五日教第三四三八號ヲ以テ服忌ニ關スル件及通牒候處教員及生徒ノ服忌ニ中リタルモノニシテ出校セサルモノハ勤務調査上缺勤若クハ缺席トシテ取扱相成候向モ往々有之候處右ハ自今缺勤若クハ缺席ニ計入セス忌引トシテ御取扱相成度此段及通牒候也

追テ賜暇、出張、大祭祝日ノ出校等ハ何レモ出勤出席又ハ缺勤缺席ニ計入セスシテ別ニ御取扱相成度右申添候也

（千葉縣例規類纂）

八、教　職　員

この期に於ては義務教育年限が延長せられ、諸角度より教育が高潮せられたので、その局に當る教員の優遇とその學力の向上が講ぜられたのは、教育界にとつてはまことに喜ぶべき現象であつた。

小學校長の奏任待遇　明治四十四年十月二十八日、勅令第二百七十三號を以て「市町村立小學校長及教員名稱及待遇法」が改良せられて小學校長中道廳府縣內に各三人を限り特に奏任文官と同一の待遇を受けることになつた。この改正に依つて小學校教員の地位は愈々高まり、教育尊重教員優遇の實が擧つた。その內申の際の取調事項は文部省普通學務局長より各地方廳に次の如くで

あつた。

○小學校教員奏任待遇內申ノ際取調具申事項　明治四十四年十一月二十四日　發普五六五號

先般勅令第二百七十三號ヲ以テ市町村立小學校長及教員名稱及待遇ニ關スル勅令中改正相成候處右勅令該當者ハ左記事項ニ依リ御取調ノ上來ル十二月十日マテニ御內申相成度依命此段及通牒候也

記

一　小學校長ニシテ奏任文官ト同一ノ待遇トナスヘキ者アルトキハ地方長官ハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ內申セラルヘキコト

1　本人ノ履歷書

2　功勞著シト認メラレタル事由

二　前項該當者ハ成ルヘク小學校教育效績規程ニ依リ選奬セラレタル者ノ內ヨリ之ヲ選拔スルコト

三　在職年數ハ正教員トシテ市町村立小學校ニ勤務シタル一切ノ年限ヲ通算スヘク其ノ年數ハ勤續ヲ必要トセサルコト　（文部省例規類纂）

本縣にては翌十一月十四日、この優遇令の徹底方に就て、次の如き訓令を各郡長に發した。

○小學校長優遇ニ付郡長ニ訓令ノ件　（明治四十四年十一月十四日）

千葉縣訓令第三四號

本年十月二十八日勅令第二百七十三號ヲ以テ小學校長及教員名稱及待遇中ニ改正ヲ加ヘラレ市町村立小學校長ニシテ功勞顯著ナル者ニハ時ニ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ賜フコト、ナレリ是レ小學校教員ノ任務極メテ重大ナルニ顧ミ特ニ優遇ノ意ヲ明カニセラレタルニ外ナラス故ニ各郡長ハ宜シク地方經濟ノ狀況ニ應シ施設誘導其宜シキヲ得小學校長及教員ヲシテ勅令改正ノ趣旨ヲ體シ一層奮勵シテ其本分ヲ盡シ以テ小學教育ノ實績ヲ擧ケンコトヲ期セシムヘシ　（千葉縣例規類纂）

尋で四十五年三月四日、奏任待遇たる小學校長の進退に就て、文部省秘書課より各地方廳へ左記の如く通牒があつた。

○奏任官ヲ以テ待遇セラル、市町村立小學校長ノ任免休職懲戒ニ關スル取扱手續　明治四十四年三月四日　職乙第七〇八號

記

一　市町村立小學校長ニシテ奏任官ヲ以テ待遇セラルヘキ者アルトキハ地方長官ハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ヘ內申セラルヘキコト

（イ）本人ノ履歷書（任免休職及最終俸給ノミヲ揭記シタル在職年數表　叙勅內則取扱手續書式第一ニ準ス　一通竝學業任免賞罰等ノ事項ヲ年月日順ニ記載シタルモノ二通）

（ロ）功勞著シト認メラレタル事由

前項該當者ハ成ルヘク小學校教育效績狀規程ニ依リ選奬セラレタル者ノ內ヨリ之ヲ選拔スルコト

在職ノ年數ハ正教員トシテ市町村立小學校ニ勤務シタル在職年數（休職期間ヲ除ク）ヲ通算スヘク其ノ年數ハ勤續ヲ必要トセサルコト

二　奏任官ヲ以テ待遇セラルヽ市町村立小學校長ニ轉任休職又ハ退職ヲ命セントスルトキハ豫メ其ノ事由ヲ具シ文部大臣ニ稟請シ認可ヲ經テ之ヲ執行セラルヘキコト

三　奏任官ヲ以テ待遇セラルル市町村立小學校長ニシテ轉任休職又ハ退職ヲ命セラレタルトキ若クハ自然退職者ト

爲リタルトキハ遲滯ナク之ヲ文部大臣ニ報告スルコト

四　奏任官ヲ以テ待遇セラル、市町村立小學校長ニ對シ懲戒處分ヲ行ハントスルトキハ豫メ其ノ事由ヲ具シ文部大臣ニ稟請シ認可ヲ經テ之ヲ執行セルヘキコト　（文部省例規類纂）

尙ほ小學校長の奏任待遇該當者として內申する內規としては、本務月俸五十圓以上を受け、二十ケ年以上小學校正教員の職に在り、且つ小學校教員效績狀規程に依り選奬せられたる者の內より、一道府縣內に於て三人以內に限られて居たので、これに推薦せられることは小學校教員の最高の名譽とするところであつた。本縣に於て初めてこの待遇を受けたのは、印旛郡木下尋常高等小學校長柳澤千貫であつた。今その略歷を左に揭げること〻する。

明治五年學制頒布の當初、小學教育に從事し、同十年現任小學校に轉してより以來勤續三十五年に及ひ、精勵多年一日の如く、其の效績一般の推奬する所となり、其の溫良謹直なる資性と、諄々敎へて倦まざる熱心とは克く鄕黨を薰化し、一町の恩師とし慈父として推服せざるものなきに至れり。されば明治二十八年十月文部大臣より普通免許狀を授與せられ、同三十六年三月本縣小學校中優良なるものと認められ賞牌を受け、同三十八年二月普通教育上功勞勸からざるの故を以て本縣より彰功狀及金圓を賜はり、同四十二年二月文部大臣より功績者に選奬せられ金百五十圓を下賜せらるゝ等、其の他千葉縣教育會をはじめ、公私團體より表彰せられたること擧げて數ふべからず。實に稀有の良教育家といふべし。今回文部大臣が小學校教員の待遇を進むるや第一回に銓衡の榮を得たるは實に同氏の榮譽なるのみならず、本縣教育社界の名譽として祝喜するものなり　（千葉教育雜誌）

本縣小學校教員數　この期に於ける本縣小學校教員數は次の如くである。

年度	小學校教員數	小學校教員增加數
明治三十九年度	二、八〇九	
同　四十一年度	三、一八六	三一五
同　四十三年度	三、六八三	二九二
同　四十五年度	三、八二九	七

尙ほこの期の第一年たる明治三十九年一月現在の調査に據る小學校數學級數、正教員數、准教員數、正教員不足數、准教員差引不足數等の各郡別統計を示せば次の如くである。

小學校教員調査表　（明治三十九年一月一日調）

郡名	小學校數	學級數	正教員數	准教員數	正教員不足數	准教員差引不足數
千葉	五三	一七六	一四二	一九	三四	一五
市原	四四	一三七	九四	一四	四三	二九
東葛飾	七四	三四〇	一九〇	八六	一五〇	六四
印旛	八五	二二八	一七〇	二一	五八	三七
香取	六九	二八五	一七〇	三九	一一五	七六
海上	二五	一三七	八一	一三	五六	四三
匝瑳	一五	七七	五七	七	二〇	一三
山武	七一	一九三	一四六	二七	四七	二〇
長生	四八	一八一	一二八	三五	五三	一八

夷隅	五五	二一〇	一四八	三八	六二	二四	
君津	七一	二四四	一七八	二七	六六	三九	
安房	七六	三九八	二四一	四八	一五七	一〇九	
合計	六八六	二、六〇六	一、七四五	三七四	八六一	四八七	

教員養成講習　著しき人口增加の過程にある本縣にては、義務教育年限延長以前より小學校兒童增加の爲め教員の不足を告げて居たのであるが、明治四十一年義務教育年限延長の結果、縣下各小學校の兒童數、學級數は俄に激增して、小學校の廢合を行つた位ではこれが緩和をなし得ず、既述の如く驚くべき教員の不足を生ずるに至つた。本縣にてはこれが爲めに五ケ年計畫を以て男女師範學校生徒收容力を增加してこれが對策を講ずるところがあつたが、早急の間に合はぬので應急策として從來からあつた師範學校の尋常小學校本科正教員養成の爲めの講習科を四十一年四月よりその定員を倍加して二學級となし、また女子師範學校にも同時に同一の講習科を新設して、尋常小學校本科正教員の養成に力めた。また縣教育會及各郡にても尋常科准教員養成講習會を開いてその養成を圖り、以て焦眉の急に應ずることゝした。而してその修了の際に臨時檢定試驗を行ひ、合格者には所定の教員免許狀を授與した。

小學校正教員免許狀文部大臣に授與申請方　義務教育年限延長の結果、尋常小學校教員は勿論一般の教員も學力の補習を必要とするに至りたるを以て、小學校令施行規則第百七條第六號該當者(無試驗檢定)にして、同第百十八條に依り府縣知事より文部大臣に小學校正教員免許狀授與申請の場合にも、その調査標準を高め且つ成績拔群なる者に限り授與することゝなつた。これに就て明治四十年五月三日、文部省より各地方長官に對して、次のその調査標準並にその申請方に就て普通學務局長より地方廳に通牒を發した。

○小學校正教員免許狀授與申請調査標準並申請方　四十年五月三日　未發普一四六號

先般小學校令及同施行規則改正ノ結果尋常小學校教員ハ勿論一般ノ教員ニ就テモ自然學力ノ補習ヲ要スヘク候ニ付テハ小學校令施行規則第百七條第六號該當者ノ學力ニ關シテモ今後其ノ程度ヲ高メ且一層精密ノ調査ヲ要スル儀ト存候就テハ同第百十八條ニ依リ小學校正教員免許狀授與申請ノ場合ハ自今別記ノ調査標準ニ依リ愼重調査ヲ遂ケラレ其ノ成績拔群ナル者ニ限リ御申出相成候樣致度依命此段及通牒候也

追テ本文ニ依リ申請ノ場合ハ別紙書式ノ履歷書ヲ添付シ尙本人ノ成績ニ關シテハ實地視察ヲ遂ケラレタル上御申請相成度又三十三年十月二十七日子普甲二八三四號及三十九年七月十日發普一八一號通牒ハ自然廢止相成候儀ト御承知相成度此段申添候也

調査標準

年齡男子ハ凡三十年以上女子ハ二十五年以上ニシテ左ノ資格ヲ有シ小學校ノ教育ニ從事シ其ノ成績佳良ナル者但シ丙項第二號ニ就テハ年齡ノ制限ヲ要セス

甲、小學校本科正教員

左ノ事項ニ該當シ小學校令施行規則第百八條（改正規定）ノ學科目及程度ニ準シ相當ノ學力ヲ有シ特ニ理科、數學ニ關シ補修ノ經歷（學校又ハ公私設ノ講習等ニ出席セル者）アル者

一、尋常小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有シ五箇年以上小學校ノ教育ニ從事シ現ニ其ノ職ニ在ル者

二、小學校准教員ノ免許狀ヲ有シ五箇年以上高等小學校ノ教育ニ從事シ現ニ其ノ職ニ在ル者

乙、尋常小學校本科正教員

小學校准教員若ハ尋常小學校准教員ノ免許狀ヲ有シ五箇年以上小學校ノ教育ニ從事シ現ニ其ノ職ニ在ル者但シ小學校令施行規則第百十一條（改正規定）ノ學科目及程度ニ對照シ相當ノ學力ヲ有シ特ニ理科、算術ニ關シ補修ノ經歷

學校又ハ公私設ノ講習等ニ出席セル者アル者ニ限ル

丙、小學校專科正教員

左ノ事項ニ該當シ高等小學校（現行小學校令ニ依ルモノハ修業年限四箇年、改正令ニ依ルモノハ二箇年）卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

一、五箇年以上小學校ノ專科教授ニ從事シ現ニ其ノ職ニ在ル者但シ教授シタル科目ニ限ル

二、圖畫、音樂、體操、裁縫、手工、農業、商業、英語ノ一科目若ハ數科目ニ關シ師範學校本科第一部ノ學科程度ト同等以上ノ程度ニ於テ之ヲ教授スル學校ノ卒業者但シ免許スヘキ學科目ハ卒業シタル科目ニ限ル

附記

上申書ニハ前記標準ノ何レノ項ニ該當スルモノナルヤヲ明記シ其ノ丙項ノ二ニ該當スルモノニ在リテハ其ノ學校ノ學科及程度、修業年限、毎週教授時數等ヲ附記スルヲ要ス

履歴書

住所族籍「原籍及現住地ヲ列記スヘシ」

氏名

何年何月生

學業	
年月	年月數	學業
自何年何月 至何年何月	何年何箇月 （各科目ノ時數記入）	官(公)(私)立何學校ニ於テ何學科修業若クハ講習 「府縣立ハ其府縣名、郡市立ハ其府縣郡市名其ノ他公立私立ハ府縣郡市町村名ヲ學校名ノ上ニ冠スヘシ以下之ニ倣フ」
何年何月		官(公)(私)立何學校ニ於テ何學科卒業證書ヲ受ク　證書寫別紙ノ通
何年何月		何學校何學科ノ教員免許狀ヲ受ク　免許狀寫別紙ノ通
何〃	〃	〃〃〃〃

業務		
年月	年月數	業務
自何年何月 至何年何月	何年何箇月	何府(縣)何郡(市)何町(村)立(私立)何尋常(高等)(尋常高等)小學校訓導(准訓導)(教員)在職月俸何圓 但本科(專科何教科目)正(准)教員勤務 「在職中增俸シタルモノハ月俸「何圓乃至何圓」トシ最初ノ額ト最終ノ額トヲ記スヘシ以下之ニ倣フ」 「尋常高等併置ノ小學校ニ在職ノモノハ但書ノ「本科」若クハ「專科」ノ上ニ尋常高等ノ區別ヲ記スヘシ以下之ニ倣フ」
自何年何月 至何年何月	何年何箇月	何府(縣)何郡(市)何町(村)立(私立)何尋常(高等)(尋常高等)小學校雇勤務月俸何圓 但本科(專科何教科目)擔當

自何年何月 至何年何月	何年何箇月	何府(縣)何郡(市)何町(村)立(私立)何尋常(高等)(尋常)(高等)小學校長兼勤
自何年何月 至何年何月	何年何箇月	官(公)(私)立何學校何職月俸何圓 但何學科擔當
何々	、	、、、、、
賞	罰	
年月日	事	項
何年何月日	何廉ニ付何々ヨリ何賞ヲ受ク	
何年何月日	何廉ニ付何々ヨリ何罰ヲ受ク	
何々	「懲戒書等アレハ其ノ寫ヲ添フヘシ」	
、、、、、		
雜		
年月	事	項
自何年何月 至何年何月	「前諸項ニ記載シ難キ事項ハ此部ニ記載スヘシ」	
何々	、、、、、	
	以上	

參照「、、、」ハ朱書ナリ　（文部省例規類纂）

しかるに小學校教員不足の折柄とて、その稟申をなし以てその不足を補はんとする府縣が多く、且つ學力補習の不充分なる者すらあるに及んだので、同年二月九日、文部省はこれに就て、左記の如き注意の通牒を普通學務局長より地方廳に發した。

○尋常小學校教員無試驗檢定ニ依リ小學校本科正教員免許狀授與稟申ニ關スル注意　四十年十二月九日　未發普四三一號

小學校令ノ改正ニ伴ヒ尋常小學校教員ノ學力ヲ補習スル爲メ何レノ地方モ盛ニ講習會ヲ開設シ改正令實施ノ準備中ナルニ拘ラス地方ニヨリテハ補習ノ經歷不十分ナル尋常小學校正教員ニ對シ無試驗檢定ニ依リ小學本科正教員ノ免許狀ヲ授與セントシテ稟申相成候向モ有之候處目下ノ最大急務ハ學力ノ充實ニ在リテ資格ノ昇進ニ存セサルハ勿論ノ儀ニ候ヘハ特ニ拔群ノ者ニ對シ上申相成候場合ニ於テモ本年八月發普第二〇三號通牒ノ講習程度ニ比準シ資格相當ノ補習經歷ヲ有スル者ニ就キ教育上ノ成績ヲモ考ヘ一層嚴密ナル調査ヲ遂ケラレ候樣致度依命此段及通牒候也

（文部省例規類纂）

教員の學力補充講習　時勢の進運に伴ひ大いに戰後教育經營の爲めその局に當る教員の學力を補習する必要と、また義務教育年限延長の結果、從來の高等科第一二學年が新しき尋常科第五六學年となり、新規に尋常科に理科、地理、日本歷史等の教科が加はつたので、尋常科正教員の學力を補充して、實質的に義務教育年限延長の內容を充實せしめる爲めに小學校本科正教員及び尋常小學校本科正教員の免許狀を有する者を現職の儘入學せしめる講習科を師範學校及び女子師範學校に開設した。その講習期間は前者は六週間、後者は九週間であつたが、前者に對する學力補習講習は、本縣は他府縣に率先して明治四十年四月よりこれを開始し、後者に對しては、同年八月よりこれを開始した。蓋しこの種の講習は當時の教育界にとつては、極めて緊要の施設であつたので、文部省

は四十三年六月二十七日、左記の如き通牒を普通學務局長より各地方廳へ發してこれが開催を勸奬するところがあつた。

○小學校本科正教員講習要項竝開申方　四十三年六月二十七日　戊發普二二五號

小學校教育ノ主腦タル小學校本科正教員ノ學力ヲ補習セシムルコトハ現下極メテ緊要ノ施設ト被認候ニ付貴道廳、府縣ニ於テ先年來御施行ノ尋常小學校本科正教員ノ講習結了相成候ハヽ、左記ノ要項ニ依リ小學校本科正教員ノ講習ヲ開設セラレ候樣致度尙右御計畫ヲ定メラレ候ハヽ、直ニ其施設要項ヲ具シ御開申相成度依命此段及通牒候也

追テ本文講習ニ關シ必要アルトキハ本年四月十三日戊發普一〇六號通牒ノ趣旨ニ依リ教員資金ノ一部ヲ使用シ得ル筈ニ有之候爲念此段申添候也

記

一、小學校本科正教員ニシテ免許狀受得ノ日ヨリ凡五筒年以上ヲ經過シタル者ニ就キ成ヘク順次ニ講習ヲ行フコト

二、講習ハ師範學校ニ設クル講習科及巡回講習ノ二種トシ其ノ一又ハ二ヲ設置スルコト

三、巡回講習ハ講習員ノ通學シ得ルヲ度トシ各郡市適宜ノ場所ニ設ケ師範學校教員ヲ講師トシ順次巡回セシムルコト

四、講習開設ノ爲必要ニ應シ師範學校ノ教員ヲ增置スルコト

五、講習人員ハ一學級凡四十人トスルコト

六、講習ノ學科目ハ小學校教科目中ヨリ便宜選擇スルコト

七、講習ノ期間ハ一箇月以內トシ學科目ノ數ニ依リテ之ヲ定ムルコト

八、講習終了ノ際其ノ成績ヲ考査スルコト

九、講習員ニハ俸給ノ外成ルヘク相當ノ旅費又ハ手當ヲ給スルコト但シ旅費又ハ手當ハ通學シ得サル場合ニ限ルコト

十、免許狀受得後五箇年以內ノ者ニ對シテハ每年一回一週間師範學校ニ召集シ教育上ノ指導ヲ與フルコト　（文部省例規類纂）

本縣にては同年四月、女子尋常小學校正教員の爲めに女子師範學校に、尋常小學校本科正教員講習科を設けて、その學力の向上を圖かつた。かくて小學校本科正教員講習は四十三年度尋常小學校本科正教員講習は翌四十四年三月まで間斷なく續行して、殆ど縣下の全教員の講習を終はり、所期の目的を達したので一旦これを閉鎖した。この講習が本縣初等教育界に貢獻したことは言ふまでもなく、その斯界に及ぼせる影響に至つては蓋し甚大なるものがあつた。

實地指導の實施及其の他　本縣にてはこれまで小學校の內容實質を改善する目的を以て、前述の如く小學校本科正教員尋常小學校正教員を師範學校に收容し六週間又は九週間の期間を以て講習をなし來りしが四十四年度を以て悉く完了するに至つたので、四十五年四月より更に師範學校教諭及訓導を縣下各小學校に派遣し實地に就き當該學校職員と共に研究してこれを指導することゝした。其の方法は先づ一郡を數部に區分し其の部より更に一校を選擇しこれに部內各學校職員を集合せしめ師範學校職員出席して實地教授をなさしめたる上、批評研究し、翌日再び同一人に教授を試ましめてこれを指導し、斯くて一校につき二日乃至三日間これを行ひ、全く巡回指導の意味にて順次全縣下に及ぼす方針を執つた。當時に於てこの方法は最も嶄新で且有効なるものであつた。而して其の學科は最初技能的教科に屬する圖畫、唱歌、手工等より着手し、漸次すべての教

科に及ぼす計畫であつた。其の他この年度より師範學校卒業生又は試驗檢定に依り免許狀を得たる教員中就職後、五ヶ年以内の者を召集し一週間の見込にて學術補習の講習を開始し又實業科講習も開催することになつた。實業科の講習は師範學校の卒業生若くは試驗檢定合格者に對しては茂原農學校に於て農業科の講習を開き、農學校卒業者又は農業專科教員に對しては師範學校に召集して教育に關する學科を主として講習した。これ等巡回指導の方法及其の他の講習が實施されたので其の効果著しく顯はれ、本縣教育の內容實質の改善上一層見るべきものがあるに至つた。

普通免許狀授與者　明治四十三年六月二十一日小學校教員普通免許狀授與定員計算方を左記文部省普通學務局長の通牒の如く變更した。

○小學校教員普通免許狀授與定員計算方變更　四十三年六月二十一日　戊發普二四一號

小學校令施行規則第百十六條ニ依リ普通免許狀ヲ授與可相成員數ニ就テハ去ル三十年十二月十八日付酉文甲八九七號通牒ニ基キ算出候處小學校本科正教員數算出上ニ關シ當省年報改正ノ結果正確ナル數ヲ得難キコトニ相成候ニ付本年度以降ニ於テハ左記ニ依リ計算スルコト、變更相成候條可然御了知相成度依命此段及通牒候也

記

一　前々年度文部省年報掲載貴道廳（府縣）小學校本科正教員（尋常小學校本科正教員ヲ含ム）員數ノ二百分ノ一（文部省例規類纂）この期に至り多年本縣教育に從事し、品行端正、授業熟練、學術優等の廉により文部省より普通免許狀を授與せられた者は、次の如くであつた。

明治三十九年三月の授與者

山武郡千代田尋常高等小學校訓導兼校長　磯邊謙吉　印旛郡佐倉尋常高等小學校訓導兼校長　入江　胖
夷隅郡勝浦尋常高等小學校訓導兼校長　瀧口莊壽　安房郡保田尋常高等小學校訓導兼校長　早澤健之亟
香取郡古城尋常高等小學校訓導兼校長　高木卯之助　長生郡日新高等小學校訓導兼校長　山田精吾
匝瑳郡東陽尋常高等小學校訓導兼校長　椎名村之助　東葛飾郡野田尋常高等小學校訓導兼校長　角田幸吉

明治四十三年五月の授與者

千葉郡二宮尋常高等小學校訓導兼校長　高橋勝五郎　印旛郡成田尋常高等小學校訓導兼校長　熊切儀吉
印旛郡遠山尋常高等小學校訓導兼校長　內海左門　香取郡多古第一尋常高等小學校訓導兼校長　向後榮太郎
香取郡小見川尋常高等小學校訓導兼校長　岩城　東　海上郡飯岡尋常高等小學校訓導兼校長　伊藤龜之助
同郡飯沼女子尋常高等小學校訓導兼校長　青木與四郎　匝瑳郡共興尋常高等小學校訓導兼校長　宇野　謙
山武郡大平尋常高等小學校訓導兼校長　藤田雅太郎　同　郡福岡尋常高等小學校訓導兼校長　市東吉五郎
同　郡松尾尋常高等小學校訓導兼校長　朝比奈　逞　同　郡本納尋常高等小學校訓導兼校長　鈴木作樂
同　郡新治尋常高等小學校訓導兼校長　平賀傳次郎　夷隅郡瑞澤尋常高等小學校訓導兼校長　宇野八十八
同　郡千町尋常高等小學校訓導兼校長　荻野與惣八　君津郡久留里尋常高等小學校訓導兼校長　浪久敬之助
同　郡小櫃尋常高等小學校訓導兼校長　藤田長之助　君津郡視學　杉山與三郎
安房郡館山尋常高等小學校訓導兼校長　富田嘉松　同　郡白濱尋常高等小學校訓導兼校長　鈴木安太郎

千葉縣師範學校訓導兼教諭　岩瀨甚藏　千葉縣女子師範學校訓導　中島義平

教員の進退　町村立小學校教員にして退職したる者、または休職滿期に依り退職したる者を再採用するに就て、本縣にては明治三十九年一月十七日、第二部長より各郡長に宛て左記の如く、退職の日より滿一ヶ年を經過せざれば採用すべからざる旨の內牒を發した。

小學校教員退職等ノ者採用ニ關スル內規ノ件　明治卅九年一月十七日　秘乙第一號

町村立小學校教員ニシテ退職ヲ命シ又ハ休職滿期ニ依リ退職トナリタルモノヲ採用ノ件ニ關シ左記ノ通リ內規相定メラレ候條其旨御了知ノ上御取扱相成度依命此段及內牒候也

記

町村立小學校教員ニシテ疾病ノ故ヲ以テ退職ヲ命シタル者若クハ疾病ニ依リ休職ヲ命シタル者ニシテ滿期退職トナリタル者ハ其日ヨリ滿一ケ年ヲ經過スルニアラサレハ教職ニ採用セサルモノトス

但特別ノ事由アルモノハ其事實ヲ查覈シテ之ヲ採用スルコトアルヘシ　（千葉縣例規類纂）

小學校令施行規則第百二十七條に依り教員に休職または退職を命ずる場合には、左記の如く文部省よりは明治三十九年四月十八日、本縣よりは同月二十一日、夫々通牒を發してその事由を愼重に調査の上、事情已むを得ざる場合に限り本人の略歷を添付し、上申すべき旨を達せられた。

小學校教員休職特別處分上申ノ際略歷添付方　三十九年四月十八日　午發普一二九號

小學校令施行規則第百二十七條ニ依リ教員ニ退職ヲ命セラルヽ場合ニ關シテハ明治三十六年十月普甲三〇〇四號ヲ以テ特ニ及通牒置候處休職ニ關シテモ愼重御調査ノ上其ノ事由ニ依リテハ可成改善ノ道ヲ講セラレ已ムヲ得サル場合ニ於テ休職處分御上申相成候際ニハ本人ノ略歷添付相成候樣致度依命此段及通牒候也　（文部省例規類纂）

小學校教員休退職ニ關スル件依命通牒　明治卅九年四月廿一日　收受第二八四六號

小學校教員ニ對シ小學校令施行規則第百二十七條ニ依リ特別處分トシテ休職若シクハ退職ヲ上申セラルヽ場合ニ於テハ愼重御調査ノ上其事由ニ依リテハ可成改善ノ道ヲ講セラレ已ムヲ得サル事情ノ爲御上申相成候際ハ本人ノ略歷（勤務年數、現俸、賞罰等）添付相成候樣致度依命此段及通牒候也　（千葉縣例規類纂）

教員は分教場勤務を餘り喜ばなかつた。それで學校長または管理者が時々これを變更する樣な所もあつたが、かゝる狀態では分教場兒童の教育上障害を及す惧れがあるので、明治四十一年十月十二日、內務部長より各郡長に左記の如き通牒を發して爾來郡長より勤務辭令を交付せしめ、その都度內務部長に報告せしめることゝした。

小學校分教場勤務教員ニ關スル件依命通牒　明治四十一年十月十二日　教第五二四號

町村立小學校分教場勤務ノ教員ハ學校長又ハ管理者ニ於テ時々變更セシムル向モ往々有之候樣及聞候得共右ハ教育上障害不勘義ニ付爾今分教場勤務者ハ貴官ニ於テ勤務辭令ヲ交付シ其ノ都度御報告相成度此段依命及通牒候也

（千葉縣例規類纂）

代用教員の採用及其の指導　義務年限延長の結果、甚だしく正教員の不足を來し准教員を以てこれを補ふも猶ほ不足を告げる狀態であつたので、已むを得ず代用教員を以て漸くその不足を補充したが、教員不足の折柄とてその人選上に遺憾の點も尠くなかつたので、明治四十三年六月二十四日、內務部長より各郡長に次の如き通牒が發せられた。

代用教員採用ニ關スル注意ノ件通牒　明治四十三年六月廿四日　教第三〇〇九號

町村立小學校代用教員採用ニ關シテハ其經歷身元等詳細調査ノ上御採用ノコトヽ存候得共採用後ニ於テ不都合ヲ發見シ解職ヲ爲ス向往々有之候處右ハ採用當時調査不充分ノ結果ト被認候條自今一層詳細ナル調査ヲ遂ケ御採用相成度右及通牒候也　（千葉縣例規類纂）

正教員不足の爲め一時の應急策として准教員及び代用教員を採用してこれを補つたが、その數が頗る多く且つこれ等をして一學級を擔任せしめ實際教授に當らしめて居たので、かくては學力

及び經驗に乏しき教員が多くなり、折角義務教育年限を延長してもその內容の充實を期し難いので准、代用教員等の指導問題が叫ばれる樣になつた。これに就て文部省にては明治四十三年十月二十四日、左記の通牒を普通學務局長より發してこれを指導せしめることゝした。

小學校准教員、代用教員ハ本科正教員指導及代用教員ノ人選竝學校長主席訓導等ノ授業及專科正教員ノ學級擔任ニ關スル注意　四十三年十月二十四日　戊發普三九七號

小學校ニ於ケル准教員及代用教員ハ本科正教員ノ職務ヲ助クヘキモノニシテ單獨ニ兒童ノ教育ヲ擔任スヘキモノニアラヲルハ勿論ノ儀ニ有之候處近時數學級ニ對シテ正教員ト准教員又ハ代用教員ヲ配置スル場合ニ在リテモ往々獨立シテ一學級ヲ擔任セシムル向モ有之趣ニ有之教育上遺憾不尠候ニ付准教員及代用教員ハ自今必ス本科正教員ヲシテ指導セシムル樣特ニ御注意相成度又代用教員ノ人選方ニ就テハ從來相當御注意相成居候儀ト被存候ヘトモ此際一層其人物ニ留意シ志操賢實ニシテ品行方正ナル者ヲ選擇セシメラレ候樣御配慮相成度依命此段及通牒候也

追而學校長主席訓導等ニシテ學級ヲ擔任スルニ拘ハラス實際授業ヲ爲サス又專科正教員ヲシテ學級ヲ擔任セシムル向モ有之候哉ニ相聞ヘ候間是亦相當監督方御注意相成度候也（文部省例規類纂）

代用教員の任免は從來郡長の職權に屬して居つたが、明治四十四年七月三十一日、「小學校令施行規則」の改正に依つて准教員同樣府縣知事の司るところとなつた。本縣にては左記の如く四十五年三月二十九日、縣訓令甲第十號を以てその進退は四月一日より縣知事の行ふところとなつた。

郡役所　町村役場　町村立學校

小學校令施行規則中ニ改正ヲ加ヘタル結果本年四月一日ヨリ代用教員ノ進退ハ知事ニ於テ之ヲ行フコトトナリタルモ改正令施行ノ際現ニ代用教員ノ職ニ在ル者ハ別ニ辭令ヲ用ヰス引續キ知事ニ於テ任命セラレタル者ト心得ヘシ郡長ハ本年四月一日現在ニ依リ代用教員名簿ヲ調製シ本人ノ履歷書ヲ添ヘ四月十日迄ニ知事ニ報告スヘシ

同年五月、帝國教育會に於て第四回全國小學校教員會の開催せられた際、文部省は准教員及び代用教員の指導に關する諮問をなした。これに對する同會の答申は次の如きものであつて、當時教育界に於てこれが指導は時節柄緊切な問題として叫ばれて居つた際とて、頗る適切なる答申であつた。

○准教員代用教員指導方　明治四十五年七月十二日　雜普二〇四號

本年五月帝國教員會ノ開催ニカヽル第四回全國小學校教員會議ニ對シ本省ヨリ左記ノ通諮問相成候處別紙寫ノ通答申有之候ニ付爲御參考及御差廻候也

記

小學校ニ於テ准教員代用教員ヲ指導スル適切ナル方法如何

右ニ對スル決議

准教員及代用教員ハ其性質上正教員ノ指揮ヲ受ケテ教育事業ニ從事スヘキモノナルヲ以テ之カ指導ノ要領ハ其職責ヲ盡サシムルヲ主眼トナスヘシト雖モ亦他面ニ於テハ其進歩向上ノ輔導ヲナシ以テ他日正教員タルノ素質ヲ與フルノ用意アルヲ要ス其指導法左ノ如シ

一　准教員及代用教員ハ學校長又ハ優良ナル正教員ノ下ニ配屬セシムルコト

二　學級及教科目ノ配當ハ准教員及代用教員ノ能力ト學校ノ事情トヲ斟酌シテ之ヲ定ムルコト

三　教材ノ研究教授ノ準備及教案ノ作製ニ就テハ日々之カ指導ヲナシ成績物ニ就テハ其都度要領ヲ示シテ處理セシ

ムルコト

四　常ニ實地教授ニ就キテ指導ヲナシ又ハ時々示範教授ヲナスコト

五　小學校令施行規則第三十三條ニ依リ修身其他合同教授ヲ爲シ得ヘキ教科目ハ便宜學級ヲ合セテ教授シ又ハ教授セシメテ之カ指導ノ機會ヲ作ルコト

六　便宜兒童ノ成績ヲ考査シ其結果ニヨリテ指導方法ヲ考定スルコト

七　訓練及事務ニ就テハ其簡易ナルモノヨリ始メテ漸次能力ヲ要スルモノニ及ホスコト

八　重要ナル命令、賞罰、家庭トノ交渉其他學級ヲ代表スル場合ニハ正教員ノ指揮ヲ受ケシムヘキコト

九　以上ノ諸般ノ外時々會合ヲ開キテ教育事務ノ統一ヲ圖リ諸般ノ指導ヲナスコト

十　讀書又ハ講習會研究會ノ出席等ニ關シ成ルヘク修養上ノ便利ヲ與フルコト　（文部省例規類纂）

教員俸給令の改正　明治三十年一月四日、勅令第二號を以て小學校教員月俸額を規定したが、その後歳月を經るに從ひ物價騰貴し生活費も向上するに及んだので、明治四十年五月二十五日、勅令第二百十六號を以て增額された。

○勅令第二百十六號

明治三十年勅令第二號中左ノ通改正ス

第三條　市町村立小學校ノ本科正教員月俸ノ平均額ハ人口十萬以上ノ市ニ在リテハ二十四圓、其他ノ市及市ニ準スヘキ町村ニ在リテハ二十圓、其他ノ町村ニ在リテハ十六圓トス

前項市ニ準スヘキ町村ハ地方長官ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第五條中「專科教員及補助教授スル本科准教員」ヲ「專科正教員及補助教授スル教員」ニ改メ「町村長」ノ下ニ「町村學校組合長」ヲ加フ

第六條　本科正教員及准教員ノ月俸ハ左表ノ金額ヲ下スコトヲ得ス

	本科正教員	准教員
高等小學校　男	十二圓	九圓
高等小學校　女	十圓	七圓
尋常小學校　男	十圓	七圓
尋常小學校　女	八圓	六圓

附則

本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

世運の進展に連れ物價は漸次騰貴し、一般俸給生活者の生活は爲めに一層の脅威を感ずるに至つたので、四十二年三月五日、本縣令第十三號を以て「小學校令施行細則」が改正せられて、小學校教員の俸給額も左表の如く改正せられた。

小學校教員月俸額　（明治四十二年三月五日縣令第十三號）

職名		一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
本科正教員	上	七十五圓	六十圓	五十圓	四十圓	三十圓	二十三圓	十八圓	十五圓	十三圓
	下	六十五圓	五十五圓	四十五圓	三十五圓	二十六圓	二十圓	十六圓	十四圓	十二圓

	上	下
専科正教員	四十圓	三十五圓
准教員	二十圓	十八圓

	上	下
専科正教員	三十圓	二十五圓
准教員	十六圓	十五圓

	上	下
専科正教員	二十二圓	二十圓
准教員	十四圓	十三圓

	上	下
専科正教員	十八圓	十六圓
准教員	十二圓	十一圓

	上	下
専科正教員	十五圓	十四圓
准教員	十圓	九圓

	上	下
専科正教員	十三圓	十二圓
准教員	八圓	

	上	下
専科正教員	十一圓	十圓
准教員		

	上	下
専科正教員	九圓	八圓
准教員		

其の後物價は頻りに續騰して俸給生活者は一般の痛苦を感ずるに至つたので、四十五年三月一日、本縣令第二十號を以て「小學校令施行細則」を改正し、またもや左表の如く教員月俸額の増額を行なつた。

小學校教員月俸額（明治四十五年三月一日縣令第二十號）

職名		一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
本科正教員	上	九十五圓	七十圓	六十圓	五十圓	四十圓	三十圓	二十四圓	二十圓	十六圓	十三圓
	下	八十圓	六十五圓	五十五圓	四十五圓	三十五圓	二十七圓	二十二圓	十八圓	十四圓	十二圓
専科正教員	上	五十圓	四十圓	三十圓	二十四圓	二十圓	十六圓	十三圓	十一圓	九圓	
	下	四十五圓	三十五圓	二十七圓	二十二圓	十八圓	十四圓	十二圓	十圓	八圓	
准教員	上	二十五圓	二十圓	十六圓	十三圓	十一圓	九圓				
	下	二十二圓	十八圓	十四圓	十二圓	十圓	八圓				

今これを前俸給額と比較すると、本科正教員の一級上俸は從前七拾五圓であつたのが、今回九拾五圓に増額し、專科正教員の一級上俸が四拾圓であつたのが、五拾圓に増額され、准教員の一級上俸が二拾圓であつたのが、二拾五圓と増加されたのであつた。また代用教員も從前最高額が二拾圓であつたのが、二拾五圓に増額され、同年四月一日より實施することになつた。

教員旅費支給規則改正　小學校教員の旅費は明治三十三年十二月、本縣令第百號を以て定められた「小學校令施行細則」の内に規定せられて居つたが、その後相當の歳月を經過し、且つ物價騰貴の爲め旅費額増額の必要を認めて明治四十二年三月五日、本縣令第十三號を以て「小學校令施行細則」を改正し、左表の如く同年四月一日よりこれを施行した。

小學校教員旅費（明治四十二年三月五日縣令第十三號）

區別	汽車賃 一哩ニ付	船賃 一海里ニ付	車馬賃 一里ニ付	宿泊料 一夜ニ付	日當 一日ニ付
正教員	四錢	四錢	十五錢	郡内八十錢 郡外一圓	郡内四十錢 郡外五十錢
准教員	三錢	三錢	十錢	郡内七十錢 郡外八十錢	郡内三十錢 郡外四十錢

四十三年七月二十日、本縣令第六十七號を以て再び旅費の支給額の増額を行つたが、今回は新しく食卓料、移轉料をも支給せられることゝなつた。

小學校教員旅費（明治四十三年七月三十日縣令第六十七號）

種別		鐵道賃一哩ニ付	船賃一海里ニ付	車馬賃一里ニ付	宿泊料一夜ニ付	日當一日ニ付	食卓料一夜ニ付	移轉料
正教員	縣內	三錢	四錢	二十錢	一圓	五十錢	九十錢	二十圓以內
	縣外	三錢	四錢	二十五錢	一圓二十錢	八十錢	九十錢	三十圓以內
准教員	縣內	二錢	三錢	十五錢	八十錢	四十錢	六十錢	十圓以內
	縣外	二錢	三錢	二十錢	一圓	六十錢	六十錢	十五圓以內

更に四十五年三月一日、本縣令第二十號を以て「小學校令施行細則」に改正を加へ、三度教員旅費の改正を行なつた。

小學校教員旅費（明治四十五年三月一日縣令第二十號）

種別		鐵道賃一哩ニ付	船賃一海里ニ付	車馬賃一里ニ付	宿直料一夜ニ付	日當一日ニ付	食卓料一夜ニ付	移轉料
正教員（奏任待遇ヲ受クル學校長ヲ兼務ス者）	縣內	四錢	五錢	二十五錢	一圓五十錢	一圓	一圓三十錢	三十圓以內
	縣外	四錢	五錢	三十錢	二圓	一圓五十錢	一圓三十錢	五十圓以內
正教員（判任待遇者）	縣內	三錢	四錢	二十錢	一圓	五十錢	九十錢	二十圓以內
	縣外	三錢	四錢	二十五錢	一圓三十錢	八十錢	九十錢	三十圓以內
准教員	縣內	二錢	三錢	十五錢	八十錢	四十錢	六十錢	十圓以內
	縣外	二錢	三錢	二十錢	一圓	六十錢	六十錢	十五圓以內

今回の改正は、前回のものに奏任官を以て待遇せられた校長兼務者に對する旅費を追加したものである。

教員加俸令改正　明治三十三年三月、勅令第百三十三號を以て市町村立小學校教員加俸令が制定されたが、教員優遇の趣旨より明治四十二年二月十八日、勅令第十二號を以てこれが改正を行つた。

○勅令第十二號（明治四十二年二月十八日）

市町村立小學校教員加俸令中左ノ通改正ス

第三條　小學校教員ニシテ五年以上同一府縣內ノ市町村立小學校ニ勤續シ地方長官ニ於テ成績佳良ナリト認メタル者ニハ年功加俸ヲ給ス

年功加俸ハ本科正教員ニ在リテハ年額二十四圓乃至三十六圓トシ專科正教員及准教員ニ在リテハ年額十二圓乃至二十四圓トス但シ年功加俸ヲ受ケタル後勤續五年ヲ加フル毎ニ本科正教員ニ在リテハ年額十八圓乃至二十四圓專科正教員及准教員ニ在リテハ年額十二圓乃至十八圓ヲ加フルコトヲ得

第六條　年功加俸ヲ受クル者懲戒處分ヲ受ケタルトキハ年功加俸ノ一部又ハ全部ノ支給ヲ停止スルコトヲ得

年功加俸ヲ受クル者ニシテ地方長官ニ於テ成績佳良ナラスト認メタルトキハ年功加俸ノ支給ヲ止ム

第七條　市町村立尋常小學校ノ本科正教員ニシテ單級學校ニ勤務スル者ニハ年額三十六圓以下ノ特別加俸ヲ給ス

市町村立尋常小學校ノ本科正教員ニシテ多級學校ノ一學年乃至四學年又ハ五學年ヲ以テ編制シタル學級ヲ擔任スル者ニハ二十四圓以下ノ特別加俸ヲ給スルコトヲ得

市町村立尋常小學校ノ本科正教員ニシテ僻陬ノ地ニ勤務スル者ニハ年額十八圓以下ノ特別加俸ヲ給スルコトヲ得

但シ前二項ニ依リ特別加俸ヲ受クル者ハ此ノ限ニ在ラス

僻陬地ノ市町村立尋常小學校ノ本科正教員ニシテ前三條ニ依リ特別加俸ヲ受ケ五年以上同一學校ニ勤續スル者ニハ年額十八圓以下ヲ加給ス

附　則

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

この改正令を従前の加俸令と比較すると、改正令には正教員を本科正教員と專科正教員の二種に分ち、従來の正教員の第一次年功加俸額二十四圓を、本科正教員は二十四圓乃至三十六圓に、專科正教員を十二圓乃至二十四圓とし、従前の正教員の第二次加俸額十八圓を、今回の改正令は本科正教員は十八圓乃至二十四圓に、專科正教員は十二圓乃至十八圓に改めた。また従來單級擔任の正教員には特別加俸年額二十四圓を給することになつて居たのが、今回は三十六圓に增加された。尙ほ僻陬地特別加俸は従來十八圓であつたのが、今回は第一次を十八圓とし、第二次即ち特別加俸を受けてから尙ほ五箇年間その學校に勤續した者には、十八圓以下の特別加俸を給することが出來る樣になつた。この外明治四十一年より義務教育年限が延長されたので、第一學年乃至第四學年、また は第五學年を以て編制した學級即ち准單級を擔任する正教員には、二十四圓以下の特別加俸を給することが出來る樣になつた。

教育費國庫補助法の改正　従前教員年功加俸の爲め國庫より補助する金額は學齢兒童數及び就學兒童數に比較して配賦して居つたが、これは受給者を標準としたものでなく、妥當を缺く場合が多いので、四十二年三月十一日、法律第五號を以て補助金の半額を正教員數に、半額を五年以上同一府縣内に勤續する正教員數に比例して配賦することに改めた。

○法律第五號（明治四十二年三月十一日）

市町村立小學校教育費國庫補助法中左ノ通改正ス

第三條　第一條ノ補助金ハ其ノ半額ハ市町村立小學校ノ本科正教員數ニ他ノ半額ハ市町村立小學校ノ本科正教員ニシテ五年以上同一府縣内ニ勤續スル者ノ數ニ比例シテ之ヲ北海道及府縣ニ配賦ス

附　則

本法ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

この改正に就て、小松原文部大臣は帝國議會に於てその理由を次の如く説明して居る。

○小松原文部大臣の説明

本案提出の理由を一應説明を申上げて置きたいと存じます、本案提出の理由は大要理由書に揭げてございまする通りでありまして、現行の規定に依りますれば本法に依つて各府縣に配賦いたします小學校教員に對する年功加俸資金は各府縣に於ける學齢兒童及就學兒童の數に比例して分配を致して居るのでございます、然るに小學校教員の年功加俸を受くべき者の數は必しも學齢兒童及就學兒童の數に比例しないのであります正教員の數の少い地方、若くは教員の異動の多い地方に於きましては自ら資金に餘裕を生じ、正教員の比較的多くして勤續年數の多い地方に於きましては此資金に不足を生ずるといふ實況になつて參つたのであります、それ故に此規定に改正を加へまして將

來は正教員の數、又正教員にして五年以上勤續する者の數に比例を致して資金の分配を致すことにしたい之に依つて各府縣に於ける小學校教員に對する年功加俸に付いては公平を期するやうに致したいと申すのが改正の理由の大體でございます云々。（千葉教育雜誌）

而して右の市町村立小學校教育費國庫補助法第三條正教員數算出方に就いて、明治四十二年三月十八日、文部省令第九號を以て次の如く指示せられ同年四月一日から實施せられた。

○市町村立小學校教育費國庫補助法第三條正教員數算出方　明治四十二年三月十八日　文部省令第九號

市町村立小學校教育費國庫補助法第三條ノ市町村立小學校ノ本科正教員數及市町村立小學校ノ本科正教員ニシテ五年以上同一府縣內ニ勤續スル者ノ數ハ補助金ヲ配賦スヘキ年ノ前年三月末日ニ於ケル現在數ニ依ルモノトス

附　則

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

其の後明治四十四年二月十一日明治天皇には畏くも時の內閣總理大臣桂太郎を御前に御召しになり、賜はつた勅語の中に「人心動モスレハ其ノ歸向ヲ謬ラントス政ヲ爲ス者宜ク此ニ鑒ミ倍々憂勤シテ業ヲ勸メ教ヲ敦クシ以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘシ」との御言葉がある。大御心の存する所を恐察し、政府は教育振興の第一着手として年々一百萬圓を支出し、小學校教員の年功加俸及び特別加俸に使用することに決し、同年三月三十日、勅令第四十九號を以て加俸令を左記の如く改正した。

○勅令第四十九號　（明治四十四年三月三十日）

市町村立小學校教員加俸令中左ノ通改正ス

第三條中「二十四圓乃至三十六圓」ヲ「二十四圓乃至六十圓」ニ「十八圓乃至二十四圓」ヲ「十八圓乃至三十六圓」ニ改ム

第七條中「三十六圓」ヲ「六十圓」ニ「一學年乃至四學年又ハ五學年」ヲ「一學年ヨリ四學年五學年又ハ六學年ニ至ル兒童」ニ「二十四圓」ヲ「年額四十八圓」ニ「十八圓」ヲ「三十六圓」ニ改ム

附　則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

これに伴つて文部省は、同年四月一日、次の如き訓令及び通牒を北海道廳及府縣に發した。

○加俸令改正ニ關スル件　明治四十四年四月一日　文部省訓令第四號

今般市町村立小學校教育費國庫補助額ヲ增加セラレ勅令第四十九號ヲ以テ市町村立小學校教員加俸令中ニ改正ヲ加ヘラレタリ

我國教育ノ發達近時見ルヘキモノアルニ至レリト雖之ヲ方今ノ情勢ニ顧ミテ尙改善ヲ要スルモノ尠カラス特ニ國民道德ノ大本ヲ涵養シ健全ナル思想ヲ養成スルニ於テ一層力ヲ盡サヽルヘカラサルモノアリ此ノ時ニ方リ紀元節ヲ以テ優渥ナル　勅語ヲ下シ其ノ中ニ教ヲ敦フスヘキ旨ヲ宣シ給フ局ニ教育ニ當ル者豈ニ夙夜蹇々聖旨ヲ服膺シテ其ノ貫徹ニ努メサルヘケンヤ

國民教育ノ改善ヲ圖ランニハ教員ヲシテ忠實勤勉永ク其ノ職務ニ盡瘁セシメサルヘカラス彙ニ市町村立小學校教育費國庫補助法ヲ設ケラレ小學校教員加俸ノ制ヲ定メラレタル亦此ノ趣旨ニ外ナラス然ルニ從來補助ノ金額十分ナラサリシヲ以テ永年勤續者ニシテ尙未タ加俸ノ典ニ浴セサル者尠カラサルノミナラス成績特ニ優良ナル者ニ對シテモ尙之ニ相當スヘキ加俸ヲ支給スルヲ得サリシハ頗ル遺憾トスル所ナリ今回政府ニ於テ特別ノ財源ヲ索メ小學校教員

ノ加俸ヲ增額スルノ計畫ヲ立テタル所以ノモノ實ニ今回ノ　聖勅ニ對シ奉リ特ニ國民教育ノ改善ヲ圖リ以テ敎教ノ聖旨ヲ貫徹センコトヲ期スルニ外ナラス

地方長官ハ宜シク此ノ趣旨ヲ體シ改正加俸令ノ施行其ノ宜シキヲ得國民教育ノ改善ヲ圖ルニ於テ遺算ナキコトヲ期スルト共ニ教員ヲシテ今回ノ加俸令改正ハ全ク優渥ナル　聖恩ニ基キタルモノナルコトヲ念ヒ益々奮勵シテ道德教育及國民教育ノ基礎ヲ確實ニシ以テ其ノ重大ナル任務ヲ全ウセンコトヲ努メシメラルヘシ

加俸令實施ニ付キ通牒　明治四十四年四月一日　發普第一六三號

市町村立小學校教員加俸令改正ノ趣旨ニ關シテハ本省訓令第四號ヲ以テ訓令ノ次第モ有之候ニ就テハ地方ノ情況ニ依リ夫々適應ノ御施設可相成ト存候得共此ノ際五年以上同一府縣內ニ勤續スル本科正敎員ニシテ年功加俸ノ支給ヲ受ケサル者ニ對シテハ其ノ成績不良ナラサル限リ一般ニ加俸ヲ支給セラレ又現ニ年功加俸ノ支給ヲ受クル本科正敎員ニ對シテモ一般ニ相當ノ增額ヲ支給セラレ尙其ノ成績最モ優良拔群ナル者ニ對シテハ此際特ニ最高額マテモ支給セラルヽ等出來得ル限リ加俸支給ノ範圍ヲ廣クシ且ツ之ヲ厚カラシメラレ候樣致度尙今回ノ改正ニ基キ自然貴縣小學校教員加俸給與細則ニモ夫々改正ヲ加ヘラルヽ必要可有之右ハ此際認可御申請可相成筈ニ候得共斯クテハ手續ノ爲メ加俸支給上時日ヲ遷延スルノ虞モ有之候ニ付今回ニ限リ便宜認可申請ヲ省略シ相當御改正ノ上御開申相成差支無之候條御了知ノ上可然御處理相成度依命此段及通牒候也

明治四十四年四月一日　　文部省普通學務局長代理
文部省參事官　田所美治

千葉縣知事　告森良殿

追テ給與細則中加俸額ニ就テハ必ス最高額マテ支給シ得ル樣御規定相成度爲念此段申添候也

敎員加俸給與細則改正　この期に於て本縣にては、明治三十九年一月二十六日、本縣令第十號を以て「町村立小學校敎員加俸給與細則」中、第六條全文及び第一號乃至第四號の書式全部を削除し、四十一年三月二十日、本縣令第二十一號を以て同細則に大改正を加へた。四十二年四月二十日、本縣令第三十號を以て同則第四條、第七條及び第八條に改正を加へ、更に四十四年の加俸令の改正に從つて、同年十月二十五日、伺定を以て同令に基き大いに增額を行つた。これに依つて五年以上の勤續者は殆ど全部その恩惠に浴することゝなり、加俸給與上に一時期を畫するに至つた。

○町村立小學校敎員加俸給與細則　明治四十一年三月二十日　千縣縣令第二十一號

第一條　加俸ハ病氣其他ノ事故ニ依リ缺勤スルモ減給スルコトナシ

第二條　加俸ハ其ノ年額ヲ二分シ左ノ時期ニ於テ之ヲ支給ス但シ休職、退職又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ加俸ヲ止メラレタル者若ハ死亡シタル者ニ關シテハ其ノ際之ヲ支給ス

前半期　四月ヨリ九月迄　十月　　後半期　十月ヨリ三月迄　四月

第三條　加俸ノ發令又ハ復職ノ翌月ヨリ起算シ年額ヲ月割計算シテ其ノ之ヲ定ムル事故ノ發生セル月迄ノ金額ヲ支給ス

第四條　市町村立小學校敎員加俸令第六條ノ前段ニ該當スルモノハ別ニ辭令ヲ用ヒスシテ其ノ加俸ヲ失フ

市町村立小學校敎員加俸令第七條前段ニ依リ特別加俸ヲ受クル者ニシテ學級編制ノ變更アリタルトキ又ハ他ノ學校ニ轉任シタルトキ及同條後段ニ依リ特別加俸ヲ受クル者ニシテ他ノ學校ニ轉任シタルトキ又ハ其ノ特別加俸ヲ止メラレタルトキ亦前項ニ同シ

第五條　市町村立小學校敎員加俸令第七條ニ依リ加俸ヲ給セントスル僻陬地ハ之ヲ告示ス其ノ之ヲ止メタルトキ

亦同シ

第六條　郡長ハ市町村立小學校教員加俸令第三條第一項ニ該當スト認ムル者アルトキハ其ノ成績、勤續年數、就職以後ノ轉免其ノ事由、現職任命年月日、市町村立小學校教員加俸令第三條第二項但書ニ該當スト認ムル者アルトキハ其ノ成績、現在年功加俸額、加給額、年功加俸給與若ハ加給以後ノ轉任及其ノ事由ヲ記シ之ヲ知事ニ具申スヘシ

第七條　郡長ハ市町村立小學校教員加俸令第六條後段ニ該當スト認ムル者アルトキハ其ノ事實ヲ詳記シ之ヲ知事ニ具申スヘシ

第八條　郡長ハ市町村立小學校教員加俸令第七條ニ該當スルモノアルトキハ加俸ノ種別、等級及任命年月日ヲ具シ知事ニ報告スヘシ

第九條　第二條但書ニ依リ加俸ノ支給ヲ受ケントスル者ハ加俸ノ種別、金額、月數及現住所ヲ記載シタル書面ヲ以テ知事ニ請求スヘシ但シ加俸ヲ受クヘキ者死亡シタル場合ニ在リテハ相續人ヨリ尙加俸者ノ職名、氏名、死亡年月日及自己ノ續柄ヲ附記シ戸籍謄本ヲ添ヘ知事ニ請求スヘシ

附　則

第十條　本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第十一條　明治三十七年二月千葉縣令第十二號町村立小學校教員加俸給與細則ハ之ヲ廢止ス

同上改正　明治四十二年四月二十日千葉縣令第三十號

第四條　市町村立小學校教員加俸令第七條第一項及第二項ニ依リ特別加俸ヲ受クル者ニシテ學級編制ノ變更アリタルトキ又ハ他ノ學校ニ轉任シタルトキハ及同條第三項ニ依リ特別加俸ヲ受ケタル者ニシテ他ノ學校ニ轉任シタルトキ又ハ其ノ僻陬地ノ指定ヲ止メラレタルトキハ別ニ辭令ヲ用ヒスシテ其ノ加俸ヲ失フ

第七條　「後段」ヲ「第二項」ニ改ム

第八條　等級及任命年月日ノ下ニ「其ノ第四項ノ場合ハ尙加給額」ノ十三字ヲ加フ

僻陬地小學校指定　「市町村立小學校教員加俸令」第七條に依り僻陬地の尋常小學校に勤務する本科正教員に支給すべき特別加俸即ち所謂僻陬加俸は、本縣「町村立小學校教員加俸給與細則」第五條に依り僻陬地と指定せられた地の尋常小學校に勤務する本科正教員に支給せられる特別加俸である。明治四十二年六月十八日、本縣告示第百五十三號を以て指定せられた僻陬地は左記の如くである。其後同年十一月、四十三年八月、同年十一月、四十四年三月、同年七月及び四十五年七月の六回に亘つて改正せられ、夫々告示を以て指定或は削除せられた。

町村立小學校教員加俸給與ニ關シ小學校僻陬地指定　明治四十二年六月十八日千葉縣告示第百五十三號

郡名	町村名	小學校名	等級	郡名	町村名	小學校名	等級
千葉郡	更科村	更科尋常高等小學校	二等	千葉郡	更科村	第一分教場	一等
同	同	同　第二分教場	一等	同	犢橋村	宇那谷尋常小學校	二等
同	睦村	睦尋常小學校	一等	同	睦村	同　東分教場	一等
同	同	塙分教場	一等	同	豐富村	豐富尋常高等小學校	一等
同	豐富村	同　小野田分教場	一等	同	同	同　又新分教場	一等
同	同	古和釜分教場	一等	市原郡	市東村	弘道尋常小學校	一等
市原郡	市東村	奈良尋常小學校	一等	同	養老村	養老第三尋常小學校	一等

市原郡	高瀧村	久保尋常小學校	二等	
同	富山村	富山尋常高等小學校	二等	
同	平三村	小草畑尋常小學校	一等	
同	白鳥村	大久保尋常高等小學校	一等	
同	同	月崎尋常小學校	一等	
同	里見村	月出尋常小學校	一等	
東葛飾郡	八榮村	八榮第二尋常小學校	二等	
同	鎌ヶ谷村	中野尋常小學校	二等	
同	十余二村	十余二尋常小學校	一等	
同	風早村	高柳尋常校	一等	
同	手賀村	布瀬尋常小學校	一等	
印旛郡	川上村	川上尋常高等小學校	一等	
同	白井村	富塚尋常小學校	一等	
同	谷清村	谷清尋常小學校	一等	
同	八街村	二洲尋常高等小學校	一等	
同	同	朝陽尋常小學校	二等	
同	阿蘇村	米本尋常高等小學校	二等	
同	富里村	富里尋常小學校第二分教場	二等	
同	同	第五分教場	二等	
香取郡	大須賀村	大須賀尋常高等小學校第二分教場	二等	
同	同	同第四分教場	二等	
同	本大須賀村	津富浦尋常高等小學校	二等	
同	山倉村	山倉尋常高等小學校	二等	
同	八都村	共立尋常小學校	二等	
同	新島村	新島尋常高等小學校	二等	
山武郡	千代田村	岩山尋常小學校	一等	
同	二川村	二川尋常高等小學校第一分教場	二等	
長生郡	西村	西村尋常高等小學校	二等	
同	南白龜村	南白龜尋常小學校	二等	
同	東村	濟美尋常小學校	二等	
夷隅郡	老川村	老川尋常小學校	一等	
同	布施村	布施尋常高等小學校實谷分教場	一等	
同	瑞澤村	瑞澤尋常高等小學校佐貫分教場	一等	
同	總野村	又新尋常小學校	二等	
同	古澤村	榎澤尋常小學校	二等	
同	中川村	大野尋常小學校	二等	

市原郡	高瀧村	養老尋常小學校	二等	
同	富山村	富山尋常高等小學校吉澤分教場	一等	
同	平三村	米原尋常小學校	二等	
同	白鳥村	朝生原尋常小學校	一等	
同	里見村	田淵尋常小學校	一等	
同	同	飯給尋常高等小學校	二等	
東葛飾郡	鎌ヶ谷村	明尋常小學校	一等	
同	八木村	八木第二尋常小學校	一等	
同	風早村	大井尋常小學校	一等	
同	手賀村	手賀尋常小學校	一等	
同	同	泉尋常小學校	一等	
印旛郡	船穗村	惣深尋常小學校	一等	
同	白井村	名內尋常小學校	一等	
同	久住村	久住東尋常小學校	一等	
同	八街村	交進尋常小學校	二等	
同	公津村	協濟尋常小學校	二等	
同	阿蘇村	米本小學校保品分教場	二等	
同	富里村	富里尋常小學校第四分教場	二等	
君津郡	龜山村	四方木尋常小學校	一等	

君津郡	龜山村	香木原尋常小學校	一等	
同	同	龜山尋常小學校	一等	
同	天神山村	梨澤尋常小學校	一等	
同	關村 豐岡村組合	峰上尋常小學校	一等	
同	平岡村	平岡尋常高等小學校	二等	
同	久留里町	福野尋常小學校	一等	
同	馬來田村	眞里谷尋常高等小學校	二等	
安房郡	豐房村	畑尋常地藏堂分教場	二等	
同	北三原村	上三原尋常小學校	一等	
同	曾呂村	曾呂尋常小學校西分教場	一等	
同	西岬村	西尋常小學校西分教場	二等	
同	佐久間村	佐久間尋常高等小學校第二分教場	二等	
同	八束村	八束尋常高等小學校鶴鳴分教場	二等	
君津郡	龜山村	笹尋常小學校	一等	
同	駒山村	駒山尋常小學校	一等	
同	關村 豐岡村組合	峰上尋常小學校	一等	
同	秋元村	鹿野山尋常小學校	一等	
同	平岡村	平岡尋常高等小學校幽谷分教場	二等	
同	三島村	三島尋常高等小學校	一等	
同	馬來田村	眞里谷尋常高等小學校七曲分教場	二等	
安房郡	丸村	大井尋常小學校	一等	
同	曾呂村	曾呂尋常小學校	一等	
同	天津町	天津尋常高等小學校清澄分教場	一等	
同	佐久間村	佐久間尋常高等小學校第一分教場	二等	
同	瀧田村	瀧田尋常高等小學校二葉分教場	二等	

北海道地方費及府縣費支出　明治四十年五月二十五日、勅令第二百十七號を以て市町村立小學校教育費國庫補助法に依り配賦する金額と同額を、北海道地方費及び府縣費より支出せしめ、これを市町村立小學校教員加俸または市町村立小學校教員住宅費の補助に充てしめることゝした。而してその支出金標準、支出金の整理科目及び教員加俸に充當する場合の處理方、教員住宅費補助條件並びにその歩合及びその認可申請に添付すべき取調事項等は、次の如くであつた。

○町村立小學校教育費ヲ補助セシムル爲北海道地方費及府縣費支出ノ件　明治四十年五月二十五日　勅令第二百十七號

第一條　北海道地方費及府縣ハ市町村立小學校教育費ヲ補助スル爲市町村立小學校教育費國庫補助法ニ依リ配賦スル金額ト同額ノ金額ヲ支出スヘシ但シ沖繩縣ニ於テハ國庫ヨリ之ヲ支出ス

第二條　前條ノ金額ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ地方ノ情況ニ應シテ之ヲ市町村立小學校教員加俸ノ支出ニ充テ又ハ市町村立小學校教員住宅費ノ補助ニ充ツヘシ前項補助ノ方法ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

（附則）本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

特別ノ事情ニ依リ本令ノ支出ヲ爲シ難キ場合ニ於テハ期間ヲ定メテ文部大臣ノ認可ヲ受ケ當分ノ内支出金額ヲ減少スルコトヲ得

○市町村立小學校教育費補助ノ爲府縣ノ支出金標準　四十年九月十一日　未發普三四〇號　各地方廳ヘ普通學務局通牒

本年五月勅令第二百十七號ニ依リ府縣ニ於テ支出スヘキ金額ノ標準等ニ關シ往々問合ノ向モ有之候處右支出金ハ豫算ノ屬スル前年度ニ於ケル配賦金ヲ標準トシテ相定メラレ度（中略）依命此段及通牒候也　（文部省例規類纂）

○市町村立小學校教育費補助ノ爲北海道地方費及府縣費支出金ノ整理科目及教員加俸ニ充當スル場合ノ處理方　四十年九月二十八日　未發普一二四五號　各地方廳ヘ普通學務局通牒

本年勅令第二百十七號第一條ニ依リ北海道地方費及府縣ノ支出金ヲ豫算ニ編入スルトキハ歳出豫算臨時部市町村教育補助費中相當ノ項目ヲ設ケテ之ヲ整理シ而シテ該支出金ヲ勅令第二百十七號第二條ニ依リ教員加俸ノ支出ニ充當スル場合ニ於テハ教員加俸令第一條第二項ニ依ル補充金ノ例ニ準シ更ニ加俸資金ニ編入處理相成可然候右内務省ト協議ヲ遂ケ此段及通牒候也　（文部省例規類纂）

○市町村立小學校教員住宅費補助條件竝歩合等規定ニ關スル注意事項　四十年十月二日　未發普三六二號・各地方廳ヘ普通學

務局通牒

今般文部省令第三十條ヲ以テ市町村立小學校教員住宅費補助規程發布相成候ニ付テハ該規程第二條ニ依リ補助ノ條件竝歩合等御定メ可相成筈ニ有之候右ニ關シテハ左記ノ事項御注意相成度且教員住宅ノ設置ハ精々奬勵ヲ加ヘラレ度依命此段及通牒候也

記

一、教員住宅ハ成ルヘク學校ノ附近ニ設クヘキコト（但シ土地ノ狀況ニ依リ學校設置區域內ノ各部ニ配置スルモ可ナリ）

二、教員住宅ニハ土地ノ狀況ニ應シ相當ノ菜園ヲ設クヘキコト

三、資力ニ乏シキ町村ニ對シテハ特ニ補助ノ歩合ヲ多クスルコト（文部省例規類纂）

○市町村立小學校教育費補助ノ爲北海道地方費及府縣費支出ニ關シ認可申請ニ添付スヘキ取調事項　四十年十一月

九日未發普三九九號　各地方廳ヘ普通學務局通牒

本年勅令第二百十七號ニ依リ認可申請ノ場合ニ於テハ左記ノ事項御取調添付相成度此段及通牒候也

記

一、第二條ニ依リ認可ヲ請ハルヽトキハ左ノ事項取調ヲ要ス

一、小學校教員加俸支出金額竝其ノ支給ヲ受クル人員　年功加俸、同增加加俸、單級加俸、僻陬加俸ニ區分シ取調ヲ要ス　及加俸資金殘存高

但右ハ豫算ノ屬スル前々年度及最近ノ月ノ事實ニ就キ調査ノコト

二、小學校教員住宅ノ新築改築見込數竝其ノ建築費見込額及右ニ對スル補助金額ノ割合

二、附則末項ニ依リ認可ヲ請ハルヽトキハ其ノ事由ヲ詳具セラルヘキハ勿論左ノ事項取調ヲ要ス

一、償還未濟ノ公債アルトキハ其ノ金額竝償還年次表

二、北海道地方稅又ハ府縣稅ノ稅目別賦課率

三、歲入出豫算表（當該年度及前年度分）（文部省例規類纂）

○市町村立小學校教育費補助ノ爲北海道地方費及府縣費支出ニ關スル認可申請ニ添付スヘキ取調事項變更

四十二年十二月二十八日、四十三年二月二十八日　各地方廳ヘ普通學務局通牒

西發普四六〇號　戌發普六三號

明治四十年勅令第二百十七號第二條ニ依リ認可申請ノ場合ニ於ケル取調事項ニ關シテハ同年十一月未發普三九九號ヲ以テ及通牒置候處右ハ自今左記ノ通御取調申請書ニ御添付相成度此段及通牒候也

記

一、當該年度及前年度ニ於ケル小學校教員加俸支出見込金額竝其ノ支給ヲ受クル見込人員

（右金額竝人員トモ本科正教員專科正教員及准教員ニ分チ且年功加俸、同增加加俸、單級加俸、多級加俸、僻陬加俸及同增加加俸ニ區分シ當該年度ノ加俸資金歲入歲出豫算書ヲ添付セラルヽコト）

二、前年度末ニ於ケル小學校ノ本科正教員專科正教員及准教員ノ見込人員

（右同一道府縣內ニ勤續五箇年未滿五箇年以上十箇年未滿及十箇年以上ニ區分スルコト）

三、前年度末ニ於ケル加俸資金殘存高、當該年度ニ加俸資金繰越見込高及前年度住宅費補助金ノ殘餘ヲ加俸資金ニ編入スルトキハ其ノ見込高

四、小學校教員住宅ノ新築改築住宅料賃借料ノ見込數竝其ノ各費用ノ見込額及之ニ對スル補助金額ノ割合（文部省例規類纂）

退隱料及遺族扶助料法改正

明治三十三年十月三日、法律第九十號を以て「市町村立小學校教

員退隠料及遺族扶助法」が改定されたことは、前期に於て述べた通りであるが、この期に至り四十年五月二日、法律第四十七號を以て改正せられた。この改正は從來に比して一層恩典の範圍を擴充し教員をして永く安じて在職せしめんことを期した。同月四日、文部省第十四號を以て「同支給規則」が改正せられ、翌四十一年四月三十日文部省令第十七號を以て同規則が再び改正せられた。

本縣にては明治三十九年四月二十一日、本縣令第五十號を以て「町村立小學校教員退隠料及遺族扶助料受領手續」を制定した。

九、奬勵及表彰

文部省は日露戰役後明治三十八年文部省令第十一號を以て小學校教育效績狀規程を定め、小學校教員にして其の效績顯著なる者又は市町村長、町村學校組合長、其の他市町村若は之に準すべきものゝ吏員及學務委員にして小學校の教育に關し效績顯著なる者を文部大臣に於て選奬することゝなり、同年十一月三日天長節の佳辰をトし第一回の選奬を行ひ、爾後年々施行した其の後選奬の範圍を擴め、實業補習學校長教員にして效績ある者、小學校の學校醫にして學校衞生に關し效績顯著なる者を追加して表彰した。本縣にてこの選奬の榮譽を得たる效績者は十數名に及ぶがすべて教育效績者の項に擧げ又縣に於て左記普通教育奬勵規程に依り明治三十六年以降毎年實行したるが、この選に當れる氏名も前と同樣一括して教育效績者の項に擧ぐることゝし、こゝには文部省選奬の優良小學校及本縣表彰の教育優良町村、優良小學校、優良兒童のみを擧ぐ

【參照】

普通教育奬勵規程―(明治四十三年十月千葉縣令第百七號)

第一條　普通教育奬勵ノ爲左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ表彰シ若ハ奬勵金、補助金ヲ交付ス

一　町村立小學校教員ニシテ其ノ效績顯著ナル者

二　町村吏員及教育篤志者ニシテ普通教育上特ニ功勞アル者

三　町村又ハ町村學校組合ニシテ就學及出席ノ歩合優良ニシテ小學校ノ設備完成セルモノ其ノ他普通教育ニ關シ其ノ成績優良ナルモノ

四　町村立小學校ニシテ管理教授訓育其ノ宜シキヲ得他ノ模範ト爲スニ足ルヘキモノ

五　幼稚園、圖書館、盲唖學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ノ施設ニ關シ其ノ成績特ニ顯著ナルモノ

六　小學校兒童ニシテ操行學術優秀他ノ模範ト爲スニ足ルヘキ者

七　學校基本財産ノ設置增殖、學校園、樹栽其ノ他ノ經營ニ關シ其ノ施設優良ナルモノ

八　教育學術會又ハ靑年團體ニシテ普通教育上鴻益アル事業ヲ爲シ其ノ成績特ニ顯著ナルモノ

九　町村立小學校教員ノ講習ニシテ其ノ施設優良ナルモノ

十　其ノ他特ニ普通教育上裨益アリト認ムルモノ

第二條　本規定ニ依リ表彰セラレタル者又ハ文部大臣ニ於テ選奬セラレタル者ニハ金員若ハ賞品ヲ授與スルコトアルヘシ

第三條　奬勵金又ハ補助金ヲ交付スルトキハ其ノ用途ヲ指定スルコトアルヘシ

第四條　郡長ハ第一條ノ各號ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ知事ニ申告スヘシ

文部省選奬小學校

全國各府縣小學校中、平素の訓育指導方法その宜しきを得、その成績顯著

にして幾多小學校中の模範とするに足るべき所謂優良小學校として、この期に文部省より選奬せられたのは、海上郡銚子女子尋常高等小學校及び安房郡富浦尋常高等小學校の二校であつた。今左にその表彰文及び施設の概要を掲げることゝする。

千葉縣海上郡銚子女子尋常高等小學校

職員克ク協同一致シテ其職務ニ努メ教授訓育ノ成績見ルヘキモノアリ仍テ其賞トシテ金百圓ヲ交付ス

文部大臣

明治四十二年三月三十一日

施設の概要　本校は十三學級八百有餘の兒童を有し就學歩合は男九十九人五七、女九十九人一二、平均九十九人三五、出席歩合亦九十一人以上に達せり

職員皆能く一致して職務に精勵勤勉し其教授訓練の方法周到にして校内清潔整理し其成績佳良なるは本縣内小學校の模範として其名聲を遠近に博せり該校長石川重之助は十八年間此校に勤續して校長の重望を負ひ能く校務を整理し職員を統督し且つ常に其教科目の教授を自ら擔任して其の教授の改進を研究し職員の率先となり或は公餘會を設けて職員公務の餘暇を以て職員相互の智識を增進し教授の改良を圖らんが爲め教育に關する雜誌及新聞の共同購讀、教授管理訓練上の實驗觀察に關する談話、諸學科に於ける講話等を行ひ量爲會を置きて職員の共同貯金を爲し互助の方法を立つる等指導開誘に務むること少からず是を以て本縣に於ては既に去明治三十四年に其効績を表彰せり校舍及校地は目下狹隘なる爲めに一部の兒童に二部教授の編制をなすと雖も全般の設備につきては能く整備せり其の就學の進めるは前記の如し是を以て去明治三十七年に於て本縣より其町吏員及町を表彰せり校舍校地の如きも其擴張の計畫を立て來年度より遺憾なからんことを期せり　（房總の教育）

千葉縣安房郡富浦尋常高等小學校

職員克ク協同一致シテ職務ニ努メ教授訓育ノ成績見ルヘキモノアリ仍テ其賞トシテ金百圓ヲ交付ス

文部大臣

明治四十三年二月十一日

施設の概要　本校は明治二十二年町村制實施以前は現今の各區に各一校づゝ即四校ありしが同年九月之を廢合して富浦尋常小學校と改稱し同時に多田良、南無谷の兩校を分校したるも同年十月十日校舍新築の件認可せられたるに依り敷地を現在の地（富浦村原岡）にトし分校を廢して全町兒童を一所に集め教育するに至れり特に校地面積四百三十四坪教室坪數九十六坪五合なりき二十六年五月修業年限三ヶ年の高等科を併置し二十九年四月其修業年限を四ヶ年に延長し益教育の發展を計りしかば校地校舍の狹隘を來し全兒童を收容する能はざるに至りしを以て校地五百九十四坪を擴張し教室二百十六坪五合の增築を爲せり然るに兒童數は益增加し再び狹隘を告ぐるに至りしを以て四十年五月更に校地を擴張し四十一年九月校舍を增築し校地面積千四百五十六坪教室坪數三百八十坪に至りぬ是現在に於ける校地校舍の全部なりとす而して四十一年四月より改正小學校令により修業年限を尋常科六年高等科二年と爲し目下學級數十三兒童數七百十二人あり

校長早川國吉は職員をして忠實に其職に服し其任務を全くせしめんが爲め事務の擔任昇校下校缺勤教授時間中の心得勤務時間事務引繼文書の發送收受教員の服裝其他に關し詳細なる規程を設け職員能く之を遵守して秩序整然たり

本校に於ては教員自身の修養の爲め健康、時間及費用の許す限りに於て書籍雜誌の回覽、教育研究會、教材の研究、教授法の研究、他校の參觀等あらゆる方法を講じ又は教授管理訓練に關しては常に孜々として研修を積み以て教育者として修養に努力せり

本町は漁業地のことゝて從來不就學者及缺席者多かりしも近年に至りて役場吏員學校職員一致協力之が督勵に力め其就學に付ては不具癈疾の外は猶豫免除を許さゞる方針にして貧困者には就學補助金を與へ又家庭との聯絡を圖り

成績物の回覧父兄懇話會家庭訪問等を爲し專ら勸誘奬勵至らざるなく爲めに本年度に於て男九十九人二分一厘、女九十九人三分、男女通計九十九人二分五厘の就學歩合に達せり其の成績の良好なる漁業地としては本縣内稀に見る處とす

以上記載の外卒業者と學校との連絡を保持し且學校教育の効果を持續せんが爲卒業生召集點呼を實行し職員の健康を進め運動の習慣を養成し兼て相互の親睦を圖らん爲職員運動規定を設け又學校に於ける行事を日週行年に分ちたる學曆を調製する等其施設する所何れも他の模範となすに足る（房總教育）

教育優良町村表彰　この期に教育優良町村として本縣普通教育奬勵規程に依り表彰せられた町村は左記の如くである。

賞旗　印旛郡布鎌村　賞旗　匝瑳郡須賀村
同　君津郡吉野村　同　安房郡富崎村

右ハ普通教育ノ成績顯著ナルヲ以テ本縣普通教育奬勵規程第一條第三項ニ依リ之ヲ表彰シ頭書ノ賞旗ヲ授與セリ（明治三十九年三月三十一日表彰）

賞旗　山武郡源村　賞旗　夷隅郡中根村
同　香取郡中和村　同　印旛郡成田町
同　海上郡船木村

右ハ普通教育ノ成績顯著ナルヲ以テ本縣普通教育奬勵規程ニ依リ之ヲ表彰シ頭書ノ賞旗ヲ授與セリ（明治四十年三月三十一日表彰）

賞旗壹旒　海上郡瀧郷村　同　香取郡本大須賀村
同　山武郡大總村　同　君津郡周西村

右ハ普通教育ノ成績顯著ナルヲ以テ本縣普通教育奬勵規程ニ依リ之ヲ表彰シ頭書ノ賞旗ヲ授與セリ（明治四十一年四月表彰）

賞旗壹旒　山武郡福岡村　同　君津郡小糸村
同　長生郡土睦村　同　安房郡大山村

右ハ普通教育ノ成績顯著ナルヲ以テ本縣普通教育奬勵規程ニ依リ賞旗一旒ヲ授與ス（明治四十二年三月三十一日表彰）

賞旗一旒　香取郡多古町　同　長生郡日吉村
同　安房郡豐田村

右ハ普通教育上成績顯著ナルヲ以テ本縣普通教育奬勵規程ニ依リ頭書ノ通リ授與ス（明治四十三年三月三十一日表彰）

一金百圓　山武郡大富村　一金百圓　安房郡鴨川町

右ハ普通教育ノ成績顯著ナルヲ以テ本縣普通教育奬勵規程ニ依リ之ヲ表彰シ小學校基本財産トシテ頭書ノ金員ヲ給與セリ（明治四十四年三月三十一日表彰）

安房郡曾呂村

右ハ普通教育ニ關スル施設經營優良ナルモノト認メ本縣普通教育奬勵規程ニ依リ之ヲ其村小學校基本財産トシテ金百圓ヲ給與ス（明治四十五年三月三十一日表彰）

優良小學校表彰　この期に本縣小學校中優良なるものとして本縣普通教育奬勵規程に依つて表彰せられた小學校は左記の如くである。

銀牌　印旛郡佐倉尋常高等小學校　銀牌　香取郡常盤尋常高等小學校

同　山武郡二川第二尋常小學校　同　長生郡新治尋常高等小學校
同　夷隅郡大多喜高等小學校

右ハ本縣小學校中優良ナルモノト認メ本縣普通教育奬勵規程第一條第四項ニ依リ之ヲ表彰シ頭書ノ賞牌ヲ授與セリ（明治三十九年三月三十一日表彰）

銀牌　香取郡多古尋常高等小學校　同　夷隅郡長者尋常高等小學校
同　匝瑳郡豐榮尋常高等小學校　同　山武郡清谷尋常高等小學校

右ハ本縣小學校中優良ナルモノト認メ本縣普通教育奬勵規程ニ依リ之ヲ表彰シ頭書ノ賞牌ヲ授與セリ（明治四十年三月三十一日表彰）

銀牌壹個　印旛郡成田尋常小學校　同　安房郡船形尋常高等小學校
同　山武郡松尾尋常小學校

右ハ本縣小學校中優良ナルモノト認メ本縣普通教育奬勵規程ニ依リ之ヲ表彰シ頭書ノ賞牌ヲ授與セリ（明治四十一年四月表彰）

銀牌一個　印旛郡旭尋常高等小學校　同　山武郡蓮沼尋常高等小學校
同　安房郡保田尋常高等小學校

右ハ本縣小學校中優良ナルモノト認メ本縣普通教育奬勵規程ニ依リ之ヲ表彰シ銀牌一個ヲ授與ス（明治四十二年三月三十一日表彰）

銀牌一個　香取郡古城村古城尋常高等小學校　同　上　夷隅郡千町村千町尋常高等小學校

右ハ本縣小學校中優良ナルモノト認メ本縣普通教育奬勵規程ニ依リ頭書ノ通リ授與ス（明治四十三年三月三十一日表彰）

一金百圓

右ハ本縣小學校中優良ナルモノト認メ本縣普通教育奬勵規程ニ依リ之ヲ表彰シ小學校基本財産トシテ頭書ノ金員ヲ授與セリ（明治四十四年三月三十一日表彰）

安房郡北條尋常高等小學校
安房郡舘山尋常高等小學校　君津郡小糸尋常高等小學校　印旛郡大杜尋常高等小學校

右ハ本縣小學校中成績優良ナルモノト認メ本縣普通教育奬勵規程ニ依リ之ヲ表彰シ其校基本財産トシテ金百圓ヲ給與ス（明治四十五年三月三十一日表彰）

優良兒童表彰　本縣小學校兒童中品行方正學術優等にして他兒童の模範となるべき兒童として、本縣普通教育奬勵規程に依り表彰せられた者は左記の如くである。

一書籍一部　千葉郡大和田尋常高等小學校兒童　萩原しん
一同　同　同　校兒童　中村恕修
一同　同　檢見川尋常高等小學校兒童　市原寶藏
一同　市原郡姉ケ崎尋常高等小學校兒童　朝比奈あさ
一同　東葛飾郡行徳高等小學校兒童　鶴岡彌七
一同　同　布佐尋常高等小學校兒童　野口とみ
一同　同　小金尋常高等小學校兒童　山内健太郎
一同　印旛郡木下尋常高等小學校兒童　青柳庄次郎
一同　同　同　校兒童　山田とみ

一同　同　大杜　尋常高等小學校兒童　古出保之助
一同　香取郡笹川　尋常高等小學校兒童　伊藤正太郎
一同　同　多古　尋常高等小學校兒童　飯田才次郎
一同　同　東大戸　尋常高等小學校兒童　塚本與三郎
一同　同　佐原　尋常高等小學校兒童　椿　吉之助
一同　海上郡飯沼女子尋常高等小學校兒童　町田とみ
一同　同　豐岡　尋常高等小學校兒童　柴　銀司
一同　同　銚子高等小學校兒童　柏熊とく
一同　匝瑳郡福岡　尋常高等小學校兒童　香取勝次郎
一同　同　豐榮　尋常高等小學校兒童　布施直司
一同　山武郡豐海　尋常高等小學校兒童　平林靜子
一同　同　松尾高等小學校兒童　柴田欣一郎
一同　同　大網高等小學校兒童　加養　平
一同　同　睦岡　尋常高等小學校兒童　尾藤勝太郎
一同　長生郡一宮　尋常高等小學校兒童　泰　義雄
一同　同　尙德高等小學校兒童　片岡テル
一同　同　廳南尋常小學校兒童　古山逸郎
一同　夷隅郡總元　尋常小學兒童　村野利三
一同　同　清海　尋常高等小學校兒童　相馬次郎松
一同　同　岩熊　尋常高等小學校兒童　宍浦ひさ
一同　同　東高等小學校兒童　鈴木喜平
一同　君津郡小櫃高等小學校兒童　加藤義男
一同　同　周西　尋常高等小學校兒童　高橋育治
一同　同　久留里　尋常高等小學校兒童　高橋とよ
一同　同　富士見　尋常高等小學校兒童　石崎乙次
一同　安房郡舘山　尋常高等小學校兒童　松下くに
一同　同　忽戸　尋常高等小學校兒童　桐谷源藏
一同　同　鴨川　尋常高等小學校兒童　池谷篤太郎
一同　同　乙濱　尋常小學校兒童　里見重吉
一同　同　豐津　尋常高等小學校兒童　山井憲親

右ハ品行方正ニシテ學業ヲ勵ミ其成績優良ナル者ト認メ本縣普通教育奬勵規程第一條第五項ニ依リ之ヲ表彰シ頭書ノ漢和字典一部ヲ授與セリ（明治三十九年三月三十一日表彰）

社會新辭典　印旛郡志津南尋常小學校第四學年　岩井泰助
同　印旛郡佐倉高等小學校第四學年　春日井ふく
同　山武郡東金高等小學校第一學年　江畑廣雄
同　同　郡大富高等小學校第四學年　醍醐さい

同　郡大網尋常小學校　第四學年　富塚悅子
同　匝瑳郡椿海作新尋常高等小學校高等科第三學年　伊藤保爾
同　郡須賀尋常高等小學校高等科第四學年　山崎鶴松
同　郡福岡尋常高等小學校高等科第四學年　太田みつ
同　東葛飾郡增尾尋常高等小學校高等科第三學年　平川かつ
同　郡松戸尋常小學校　第四學年　中山治三郎
同　市原郡磯ヶ谷尋常高等小學校高等科第四學年　兼卷とみ
同　郡有秋尋常小學校　第四學年　齋藤ふみ
同　夷隅郡千町尋常高等小學校高等科第三學年　峰島春次
同　郡板谷尋常小學校　第四學年　吉野數夫
同　郡名木尋常小學校　第三學年　鈴木みよ
同　郡上布施尋常高等小學校高等科第三學年　藤平房雄
同　郡岩和田尋常高等小學校高等科第三學年　關　てい
同　長生郡茂原尋常小學校　第四學年　加藤　晋
同　郡本納尋常高等小學校高等科第四學年　小川まさ
同　郡東浪見尋常高等小學校高等科第三學年　秋場ふき
同　郡刑部尋常小學校　第四學年　岡田七藏
同　千葉郡檢見川尋常高等小學校高等科第二學年　小川やま

同　郡津田沼高等小學校　第四學年　廣瀨とく
同　安房郡朝夷尋常高等小學校高等科第三學年　山川仙藏
同　郡富崎尋常高等小學校高等科第三學年　豐崎增藏
同　郡大山尋常高等小學校尋常科第四學年　鈴木さだ
同　郡勝山尋常高等小學校尋常科第四學年　石田善治
同　郡和田尋常高等小學校高等科第四學年　庄司とみ
同　海上郡飯沼尋常高等小學校高等科第三學年　宮永蓋世
同　郡興野尋常小學校　第四學年　鶴谷　香
同　郡高神尋常高等小學校高等科第二學年　白土好平
同　香取郡小見川尋常高等小學校高等科第四學年　內山　勤
同　郡大倉尋常高等小學校高等科第三學年　平山千次
同　郡豐浦尋常高等小學校高等科第四學年　篠塚正樹
同　郡大戶尋常高等小學校尋常科第四學年　萩原あさ
同　郡瑞穗尋常高等小學校高等科第四學年　秋葉健太郎
同　郡大根尋常小學校　第三學年　高城克壽
君津郡橫田尋常高等小學校尋常科第四學年　柴崎かね
同　郡大貫尋常高等小學校高等科第四學年　平野萬吉
同　郡吉野尋常高等小學校高等科第四學年　橋本貴輔

同　郡巖根尋常高等小學校第四學年　三浦精藏
同　郡松丘尋常高等小學校高等科第四學年　石井八郎
同　郡根形高等小學校第四學年　山下信藏

右ハ品行方正ニシテ學業ヲ勵ミ其成績優良ナルモノト認メ本縣普通教育奬勵規定ニ依リ之ヲ表彰シ頭書ノ書籍一部ヲ授與セリ（明治四十年三月三十一日表彰）

一社會新辭典一部　長生郡水沼尋常小學校第四學年　島野とり
一同　印旛郡畔田尋常小學校第四學年　矢部彌太郎
一同　千葉郡三田尋常小學校第四學年　小川忠太郎
一同　郡二宮高等小學校第四學年　川島スミ
一同　匝瑳郡南條尋常高等小學校高等科第四學年　佐久間治秀
一漢和大字典一部　市原郡三成尋常高等小學校高等科第四學年　間宮その
一同　海上郡銚子高等小學校第四學年　平川八千代
一同　郡飯岡尋常高等小學校高等科第四學年　片山新太郎
一同　夷隅郡植野尋常高等小學校高等科第四學年　水野久
一同　山武郡菱田尋常小學校第四學年　齋藤庫之助
一同　安房郡千歳尋常高等小學校高等科第四學年　小澤盛次
一同　郡豊田尋常高等小學校高等科第四學年　庄司雄千代

右ハ品行方正ニシテ學業ヲ勵ミ其成績優良ナルモノト認メ本縣普通教育奬勵規程ニ依リ之ヲ表彰シ頭書ノ書籍一部ヲ授與セリ（明治四十一年四月表彰）

社會新辭典一部　市原郡菊間尋常高等小學校高等科第二學年　根本武三郎
同　東葛飾郡湖北尋常高等小學校尋常科第六學年　星野あえ
同　東葛飾郡市川尋常高等小學校高等科第二學年　三橋ふじ
同　印旛郡根郷尋常高等小學校高等科第二學年　宮野一郎
同　印旛郡佐倉高等小學校第二學年　木村信孝
同　海上郡飯沼女子尋常高等小學校高等科第二學年　西本テウ
同　海上郡海上尋常高等小學校高等科第二學年　永澤泰
同　匝瑳郡東陽尋常高等小學校尋常科第六學年　岩城義一
同　匝瑳郡平和尋常高等小學校高等科第二學年　林熊藏
同　山武郡丘山尋常小學校第六學年　篠崎芳次
同　長生郡高根尋常高等小學校高等科第二學年　石川孝藏
同　夷隅郡大原尋常高等小學校尋常科第六學年　末森清治
同　君津郡佐貫尋常高等小學校尋常科第六學年　高橋修二
同　君津郡湊高等小學校第二學年　村石治平
同　安房郡忽戸尋常高等小學校高等科第二學年　上田若松
同　安房郡天津尋常高等小學校尋常科第六學年　石崎すい
同　安房郡勝山尋常高等小學校高等科第二學年　吉野ハツ

同　君津郡平岡高等小學校第二學年　高石仙之助

右ハ品行方正ニシテ學業ヲ勵ミ其ノ成績優良ナルモノト認メ本縣普通教育奬勵規程ニ依リ之ヲ表彰シ社會新辭典一部ヲ授與ス（明治四十二年三月三十一日表彰）

社會辭典　市原郡三成尋常高等小學校高等科二年　木村龜太郎
同　上　印旛郡旭尋常高等小學校　同　上　荻原恒吉
同　上　海上郡椎柴尋常高等小學校高等科二年　飯岡吉滿
同　上　匝瑳郡須賀尋常高等小學校　同　上　伊東漸
同　上　夷隅郡中川尋常高等小學校　同　上　石野悌
同　上　君津郡竹岡尋常高等小學校　同　上　平島榮治
同　上　安房郡由基尋常高等小學校　同　上　佐生健三郎

右ハ品行方正ニシテ學業ヲ勵ミ其成績優良ナルモノト認メ本縣普通教育奬勵規程ニ依リ頭書ノ通リ授與ス（明治四十四年三月三十一日表彰）

第二節　幼稚園

一、概況

本期に於ける幼稚園は公立二、私立五、計七であつた。本期以前に開園せられたものは、公立では大多喜小學校附屬幼稚園、佐原小學校附屬幼稚園があり、私立には木更津幼稚園、佐倉幼稚園、千葉縣教育會附屬幼稚園、成田幼稚園があり、この期に入つて開園したものには私立に銚子幼稚園が一あるのみであつた。而してその收容幼兒數は總計約五百人であつたが、その中規模の最も大にして設備の充實せるは成田幼稚園であつた。また千葉縣教育會附屬幼稚園は、四十一年以來女子師範學校の代用附屬幼稚園に指定され女子師範生徒の保育練習を爲さしむることゝなつた。

幼稚園に關する規程は從來變更なかりしが明治四十二年三月五日本縣令第十三號を以て「小學校令施行細則」に改正を加へ其の幼稚園に關する部分も小學校に於ける義務教育年限延長に伴ひ、全般的に其の向上を圖ることゝなつた。其の後明治四十四年文部省令第二十四號を以て小學校令施行規則の改正を行ひ其の結果四十五年三月一日本縣令第二十號を以て「小學校令施行細則」中に大改正を施し、幼稚園の部に於て保姆の試驗科目其の他に著しき改正を行つた。

二、各幼稚園の狀況

1・町立大多喜尋常高等小學校附屬幼稚園　夷隅郡にて幼稚園を設置して居るのは大多喜の一町あるのみである。大多喜尋常高等小學校附屬幼稚園は、公立として佐原小學校附屬幼稚園と共に最も古き歷史を有して居る。專ら家庭及び小學校との連絡を密にし、大多喜町教育上に資する所が尠なくない。設備その他內容共に充實して居る。

2・佐原尋常高等小學校附屬幼稚園　佐原町醫師松浦千里の設立にかゝるものである。私立佐原幼稚園に對し、明治二十八年度より三ヶ年間每年金二十圓宛、佐原町より補助を與へて維持費の一部とせしめ、三十一年度よりは更に增額して金三十圓宛補助したが、三十四年六月三十日、設立認

可を得、同九月より佐原尋常高等小學校附屬幼稚園を開設し以て現今に至つて居る。

3・私立木更津幼稚園　高野某、木更津町有志者の贊助を得て選擇寺の一室を保育室に充て、明治二十六年九月開園したので本縣幼稚園としては最古のものである。明治三十七年三月設立認可を得、爾來漸次發達し明治四十四年五月現在の地に位置を定め、五十有餘坪の建築を爲した。園主は佐々木かねで園兒五十人を收容して居る。

4・私立佐倉幼稚園　學制頒布の當初、佐倉には藩士の子弟を教育する鹿山小學校と町民の子弟を收容する新陽小學校とあり、鹿山小學校は宮小路（舊成德書院跡）に新陽小學校は佐倉裏新町に建設せしが、明治二十一年兩校を合併して佐倉西尋常小學校と改稱した。この時學齡に達せざる（滿五歲以上）の爲に乙科なる學級を置いたが二十六年に至りてこれを廢止し佐倉並木町に假設幼稚園を造つた。これが幼稚園のはじめで園兒四十五名を收容した。其の後今日の町立幼稚園となつた。

5・私立千葉縣教育會附屬幼稚園　縣教育會附屬幼稚園は、明治三十六年六月より開園した。保姆は東京女子高等師範學校保姆練習科を卒業した香川縣出身の脇谷しげを主任とし、栃木縣足利幼稚園に勤務した三重縣人由比つねを保姆とした。千葉町民の有志は幼稚園の設立を歡迎して各方面より寄附の申込みがあつたので、これを設立資金に充當した。園舍は舊女子師範學校々舍（後千葉中學校）を借用し、これを修理して園舍となし移轉した。大正二年七月縣教育會事務所を舊女子師範學校及千葉中學校敷地跡に建設するに際し同事務所內に園舍を設けて保育した。これより前縣には女子師範學校に附屬幼稚園の設けなきを以て四十一年四月より女子師範學校附屬代用幼稚園に指定され、女子師範學校の教生をして幼兒保育の練習を爲さしめた。

6・私立成田幼稚園　成田山新勝寺の五大事業の一として成田山の經營に屬して居る。創立は明治三十八年五月にして保育を開始したのはその二十四日である。假りに園舍を成田尋常小學校の一隅を充用したが、幼兒入園の申込增加せるを以て、この年十月園舍の新築に着手し、翌三十九年六月を以て落成した。位置は成田町小字向臺の地をトし二千八百有餘の廣濶なる地面を得て眺望絕佳四時の風光に富んでゐる。園舍は園長室、保姆室、開誘室を包有する建坪八十八坪の本舍と別に三十六坪餘の建物を附屬し遊戲室は建坪四十八坪外に應接室、宿直室、玩具室等を具へ通計七十二坪を算し、其の他建坪二十九坪餘の附屬住宅二棟を有す。保育料は一ヶ月一人金五十錢、二人以上の通園者は一人每に半減する定めである。現在園兒は九十六名である。

7・私立銚子幼稚園　明治四十三年七月一日、銚子町新生巽町に開園した。園地百八十坪、園舍二十九坪にして園長は長島平治郎、保姆は長島順子、渡邊恒子である。幼兒の組別は年齡標準により二組に編成して居る。これ心身發達の程度相等しく遊戲の種類方法も相同じくこれを保育する上に便利少なからざるが爲めである。幼兒收容數は五十名である。

第四章　中等教育

第一節　中學校

一、概　說

中學教育に關しては小學校令等の改正に伴ひて改正すべきもの少くない。即ち入學者資格の變更を始め必要なる改正を行ひたると共に益其の教育の實績を擧ぐることに努めた。蓋し斯種の學校は義務教育と相俟て國民に高等普通教育を施すを目的とし其の隆替は國家の中堅たる人士の品位に關係すること頗る大なるものあるを以て小學校と同じく戰後各般の事業勃興發達するに從つて其の內容の改善充實に留意せざるべからざると共に教員の選擇と配置とを愼重にし或は生徒の風紀を振肅し或は體育の奬勵と品性の陶冶とを圖り、又多年の經驗に鑑み其の教授を一層實際的ならしめ以て時勢緊切の要求に應せんことを期した。

中等教育を受くる男女學生は恰も身心發達の最旺盛なる時期にありて思想の根抵未だ堅固でないので隨つて各種の誘惑に陷り易く動もすれば社會の惡風潮につれて往々浮華惰弱に流るゝ傾向なきにあらざるを以て特に力を訓育に用ひ健全なる常識と堅實なる性格とを具備する人物を養成することに努めた。

戰後經濟界の好調に伴ひ奢侈輕佻の風潮を呈し或は危激の言論を揭け或は厭世の思想を說き或は墮劣の情態を描くが如き教育上有害なる文書圖畫の往々發刊せらるゝばかりでなく一方には動もすれば極端なる社會主義を皷吹して建國の大本を藐視し、社會の秩序を紊亂するやうな危險の思想を傳播せんとする者もないのではない。かくして直接間接に青年子女に對する誘惑日に多きを加へ爲に青年子女の間に往々意氣銷沈風紀頽廢の傾向を生じ或は小成に安じ奢侈に流れ或は空想に煩悶し處世の本務を閑却するが如き者なきにしもあらざる情勢を現し、牧野文相は時弊に鑑み其の戒愼に關する訓示を發し以て教育の效果を完了せんことを勸奬した。

明治四十年七月勅令第二百八十號を以て中學校令中改正を行ひ從來中學校の入學者は高等小學校第二學年の課程を卒りたる者とあつたのを、義務教育年限延長に伴ふ「小學校令」改正の結果、尋常小學校を卒業したる者と改正し、學校職員の俸給、旅費その他の諸給與に關する規則は、文部大臣の認可を經て地方長官これを定むとあつたのを、別段の規定あるものを除くの外は文部大臣の認可を經るに及ばず、地方長官直ちにこれを定むることゝ改め、また授業料、入學料等に關する規則は、從來公立學校にあつては地方長官これを定め、私立學校にあつては設立者に於て文部大臣の認可を經てこれを定める規定であつたのを、只その額だけを公立學校にあつては地方長官、私立學校に於ては設立者に於いて文部大臣の認可を經てこれを定めることに改正したのである。

明治四十一年一月中學校令規則を改正し法制及び經濟または唱歌を缺く學校に於ては、その教授時數を他の學科に配當し得ること、尙ほ必要ある場合に於ては二時間以內教授時數を增加し得ること、土地の情況により隨意科として實業に關する學科目を加設し得ること、第五學年には新に生徒の入學を許さぬこと、また第一學年に入學せしめる者の中、尋常小學校を卒業せざる者は試驗によりてその學力を檢定すること、尋常小學校の卒業者は他の志願者に優先して入學せしめること、若しその數が入學許可人員を超過した場合は、試驗によつて入學者も選拔すべきこと等がその主なるものであつた。次に同年九月の改正は從來補習科に入學せしめる者は卒業の日より起算して二ヶ年以內の卒業者に限つて居つたのを、徵兵令第二十三條に關係なき者は、卒業後二ヶ年を經

過したる者をも入學せしめる事としたのである。

明治四十四年七月再び施行規則を改正した。この改正は頗る廣い範圍に亘たるものであるが、その主眼とするところは從來兎角中學校を以て豫備教育機關視する觀あるを改めて、高等普通教育の完成機關たらしめようとするのにあつた。この改正中特に著しき點は、新に實業の一科目を加へ土地の情況に應じて簡易な農業、商業または手工を授けしめることゝしたことである。この改正に就て文部大臣は左記の如き訓令を發してその改正の要旨を强調して居る。

中學校令施行規則中改正ニ付訓令　明治四十四年七月三十一日　文部省訓令第十四號　北海道廳　府縣

今般文部省令第二十六號ヲ以テ中學校令施行規則中ニ改正ヲ加ヘタリ

中學校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施シ將來國家ノ中堅タルヘキ國民ヲ養成スル所ナルヲ以テ品性ノ陶冶人格ノ修養ニ重キヲ置クヘキハ勿論各學科目ノ教授ニ就テモ益々其ノ進歩改善ヲ圖リ以テ中學教育ノ完成ヲ期セサルヘカラス

現行中學校令施行規則ハ公布以來年ヲ閲スルコト既ニ十年其ノ間時勢ノ進歩ニ伴ヒ必要ナル改正ヲ施セルコト兩三回ニ及ヘリト雖モ方今ノ情勢ニ鑑ミ中等以上ノ國民タルヘキ性格ヲ涵養シ其ノ生活ノ實際ニ適切ナル普通ノ智能ヲ確得シ身體ヲ强健ナラシムルニ於テ尚遺憾ノ點尠シトセス是レ今回同規則中ニ更ニ改正ヲ加ヘ或ハ修身其ノ他各學科目教授ノ要旨ヲ補正シ且其ノ教授時數ノ配當ヲ變更シ或ハ新ニ學科目ヲ加ヘ或ハ教授日數ヲ增加シタル等主トシテ各學科目ノ教授ヲ改善シ以テ中等教育ノ本旨ヲ貫徹セントスル所以ナリ

學科目中ニ新ニ實業ノ一科目ヲ加ヘ土地ノ情況ニ應シ簡易ナル農業商業又ハ手工ヲ授クルコトヽナシタルハ中學校ハ豫備教育ノ機關ニアラスシテ高等普通教育ヲ施スヘキ本來ノ性質ニ鑑ミ中等以上ノ國民タルヘキ者ヲシテ實業ニ關スル智能ヲ修得セシムルト共ニ之ニ對スル趣味ヲ上進シ勤勞ヲ重ンスルノ美習ヲ養成セシムルノ最緊要ナルヲ認メタルニ因ル然リト雖地方ニ依リテハ或ハ直ニ適良ナル教員ヲ得ルコト能ハサル事情アルヘク或ハ地方經濟ノ關係上遽ニ之ヲ設置シ難キコトアルヘキヲ慮リ當分ノ内之ヲ缺クコトヲ得シメタルモ成ルヘク速ニ加設センコトヲ要スト雖而シテ本學科目ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得シメタルハ土地ノ狀況ニ依リ生徒ノ志望ヲ參酌シ適切ナル措置ヲ爲サシメンカ爲ナリ擊劍及柔術ハ從來各學校ニ於テ任意ニ之ヲ施設シ生徒ノ志望ニ依リテ科外ニ之ヲ習ハシメタリシモ今回正科トシテ體操中ニ加フルコトヲ得シメタル所以ハ擊劍及柔術カ生徒心身ノ鍛練上ニ及ホス成績ニ徵シ其ノ施設ヲ必要ト認メタルニ因ルモノトス

寄宿舍ニ關スル規定ニ改正ヲ加ヘ特別ノ事情ノ存セサル限リ各學校ニ於テ之ヲ設ケシムルコトヽナセルハ生徒ヲシテ規律アル生活ニ馴レ秩序アル修養ヲナシ風紀ヲ嚴肅ニシ以テ善良ナル校風ヲ作ラシメンカ爲ニ最必要ト認メタルニ因ル故ニ從來未タ寄宿舍ノ設ナキ中學校ニ在リテハ成ルヘク速ニ相當ノ施設ヲ爲サンコトヲ要ス

之ヲ要スルニ今回中學校令施行規則中ニ改正ヲ加ヘタルハ時勢ノ進歩ニ應シ益々中學教育ノ内容ノ充實改善ヲ期セントスルニ外ナラス而シテ教育内容ノ充實改善ハ一ニ之ヲ學校長及教員ノ奮勵努力ニ俟ツ地方長官ハ宜シク改正ノ旨趣ヲ體シ中學校職員ヲ督勵シ以テ其ノ實績ヲ擧クルニ於テ毫モ遺算ナカラシメンコトヲ期セラルヘシ

本縣に於ては從來縣立中學校は千葉中學校一校のみであつたのが、前期に於て一時に縣立中學校八校を增設したので、寧ろ濫設の非難さへあつた位で、この期に及んで却て之を整理する必要を生じたのである。乃ち銚子中學校は本期の始に廢止となつて銚子町外二町五ケ村の組合立となり、後縣立商業學校に改め、千葉中學校の分校たる松戸分校は廢止せられ、尋で私立松戸中學校が設立せられたが、後縣立園藝專門學校に改められた。この他に中學校としては私立の成田中學校があつ

た。その後四十四年度には新たに私立として大成中學校が設立せられた。されぱこの期に於ける本縣中學校の變遷を見るに、三十九年度より四十一年度までは、縣立學校としては千葉、佐倉、佐原、大多喜、木更津、成東、安房の七校があり、組合立に銚子中學校一校があり、私立に成田、松戸の二校があつた。四十二三年度には前記の公立八校に私立の成田中學校一校があつた。四十四五年度には組合立の銚子中學校が廢止となつて公立は七校となり、私立には大成中學校が設立せられたので私立は二校となつた。この期に於ける本縣の中學校に關する統計を示せば次ぎの如くである。

年度	學校數		教員數	生徒數	卒業生數
明治三十九年度	公	八	一二三	二、五七〇	三七五
	私	二	二二	三六三	二二
同　四十年度	公	八	一二八	二、六六六	三六三
	私	二	二四	四〇四	二九
同　四十一年度	公	八	一三一	二、六四五	三六九
	私	二	二五	四二一	四七
同　四十二年度	公	八	一三五	二、六六九	三六九
	私	一	一三	二一九	二二
同　四十三年度	公	七	一三四	二、七九一	四二九
	私	一	一三	一九九	二三
同　四十四年度	公	七	一三九	二、七七一	四六四
	私	二	一七	三一九	三二
同　四十五年度	公	七	一四二	二、八七二	四二八
	私	二	二一	四〇〇	二八

更に明治三十九年度の縣立各中學校の志願者數及入學者數は左の通り

學校名	學級數	志願者數	入學者數
千葉中學校	三	三三五	一三〇
佐倉中學校	二	八五	八二
佐原中學校	二	一〇四	八四
成東中學校	二	一九三	九八
大多喜中學校	二	一〇七	八七
木更津中學校	二	一〇八	九一
安房中學校	二	一二四	九五

二、設置廢止

縣立中學校整理の結果、入學生徒の少なき縣立銚子中學校及縣立千葉中學校松戸分校は明治三十九年三月三十一日限り廢止となつた。然るに學校所在の地方ではこれを廢止するに忍びず銚子は同町外二町五ヶ村組合立銚子中學校を松戸は私立松戸中學校を設置して何れも繼承した。其の後明治四十二年四月銚子に縣立商業學校が建設され松戸に縣立園藝專門學校が設置されたので、これ等の中學校は松戸は明治四十二年三月三十一日限り銚子は同四十四年四月一日限り廢止することになつた。この外本期に設置されたのは長生郡茂原町に私立大成中學校が設けられた左に其の設置及廢止等の年月日を掲ぐ

學校名	設立者主體	設置發令番號	同上年月日	廢止發令番號	同上年月日
銚子中學校	縣立			文部省告示第五十一號	明治三十九年三月二十七日
千葉中學校松戸分校	同			千縣告示第五十五號	

銚子中學校	海上郡銚子町外二町五ヶ村組合立	私立	文部省告示第五十六號 千葉縣告示第五十六號	明治三十九年三月二十二日	文部省告示第百十二號
松戸中學校	私立	文部省告示第百二十二號	明治三十九年五月二十三日	明治三十九年三月二十七日	文部省告示第九十六號
大成中學校	私立	未詳	明治四十四年四月一日		明治四十一年四月一日 明治四十二年三月二十五日

三、縣立中學校學則及其の他の規程

明治三十九年の改正　明治三十四年五月、本縣令第六十一號を以て制定せられた「千葉縣立中學校學則」は、三十九年三月三十日、本縣令第三十二號を以て根本的の改正を加へたが、その後「中學校令」の改正、「同施行規則」の改正、生徒定員增加、授業料增額等の爲め、四十年二月八日、四十一年三月三十一日、同年七月十七日、四十二年三月十二日、四十三年二月十八日、同年七月八日の六回に亘つて小改正を行つた。左に其の梗概を擧ぐ。

中學校學則（抄）　明治三十九年三月三十日　千葉縣令第三十二號

第一章　生徒定員及編制

第一條　千葉縣立中學校生徒ノ定員及編制ハ左ノ如シ

千葉中學校	生徒	六百名	十四學級
佐倉中學校	同	三百名	七學級
佐原中學校	同	五百名	十一學級
成東中學校	同	五百名	十一學級
大多喜中學校	同	五百名	十一學級
木更津中學校	同	三百五十名	八學級
安房中學校	同	五百名	十一學級

第二章　學科課程教授時數及補習科

第二條　學科課程及每週教授時數ハ左表ノ如シ

學科課程及每週教授時數表

學科	時間	第一年	時間	第二年	時間	第三年	時間	第四年	時間	第五年
修身	一	道德ノ要領	一	同	一	同	一	同	一	同 倫理學ノ一班
國語及漢文	七	講讀、文法、作文、習字	七	同	七	同	六	講讀、文法、作文	六	同 國文學史
外國語（英語）	六	發音綴字、讀方、譯解、會話、書取、習字	六	讀方、譯解、會話、作文、書取	七	讀方、譯解、會話、作文、書取、文法	七	同	七	讀方、譯解、書取、會話、作文
歷史及地理	三	日本歷史、日本地理、外國地理	三	日本歷史、外國地理	三	東洋歷史	三	西洋歷史	三	日本歷史、西洋歷史、地文
數學	四	算術	四	算術、代數	四	代數、幾何	四	同	四	幾何、三角法
博物	二	鑛物	二	植物	二	生理、衛生	第一、二學期三、第二學期一	動物		

物理及化學						第一、二學期三 第三學期四	化學	四
法制及經濟								二
圖畫	二	自在畫	二	同上	二	同上	一	自在畫、用器畫
體操	三	普通體操 兵式體操	三	同上	三	同上	三	同上
計	二八		二八		二九		三〇	

第三條　千葉、佐原、成東、大多喜及安房ノ各中學校ニ補習科ヲ置ク

第四條　補習科ノ學科目ハ國語及漢文、外國語(英語)歴史及地理、數學、博物、物理及化學ノ中ニ就キ學校長之ヲ定ム

第五條　補習科ノ修學期間ハ毎年四月ヨリ九月マテトシ其毎週教授時數ハ二十四時以內トス

第七章　授業料

第二十五條　授業料ハ一箇月壹圓四拾錢トシ在學中ハ出席ノ有無ニ拘ラス毎月十日マテニ之ヲ納メ特ニ期日ヲ指定シタルトキハ其期日迄ニ之ヲ納付スヘシ　但シ毎年八月ハ之ヲ徵收セス

休學ノ許可ヲ得タル者ハ其ノ翌月ヨリ授業料ヲ納ムルヲ要セス

第二十六條　學校長ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者若ハ明治二十九年勅令第五號第一條第二條ノ事項ニ該當スル者ノ子弟ニ對シ授業料ヲ減免スルコトヲ得

○千葉縣令第十二號　(明治四十年二月八日)

明治三十九年千葉縣令第三十二號千葉縣立中學校學則中左ノ通改正シ來ル四月一日ヨリ施行ス

第一條中佐倉中學校同ノ下「三百名七學級」ヲ「三百五十名八學級」ニ第二十五條中「壹圓四拾錢」ヲ「壹圓六拾錢」ニ改ム

○千葉縣令第四十七號　(明治四十一年七月十七日)

明治三十九年三月千葉縣令第三十二號千葉縣立中學校學則中左ノ通リ改正ス

第四條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ外千葉中學校ニ於テハ實業ニ關スル科目ヲ加フ

第五條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ千葉中學校ノ補習科ハ實業ニ關スル科目ヲ修ムル生徒ノ爲翌年三月三十一日迄繼續シ其ノ毎週教授時數ヲ三十時迄延長スルコト得

○千葉縣令第十六號　(明治四十二年三月十二日)

明治三十九年三月千葉縣令第三十二號千葉縣立中學校學則中左ノ通改正シ明治四十二年四月一日ヨリ施行ス

第一條　千葉縣立中學校生徒ノ定員ハ左ノ如シ

千葉中學校　六百名

佐倉中學校　四百名

佐原中學校　五百名

成東中學校　五百名
大多喜中學校　五百名
木更津中學校　三百五十名
安房中學校　五百名

第三條中「成東、大多喜」ノ五字削除

第五條　補習科ノ修業期間ハ四月ヨリ九月迄トシ其ノ毎週教授時數ハ二十四時以內トス但實業ニ關スル科目ヲ加ヘタル補習科ノ期間ハ九月ヨリ翌年八月迄トス其ノ毎週教授時數ハ三十時迄延長スルコトヲ得（以下略ス）

○千葉縣令第十號

明治三十九年三月千葉縣令第三十二號千葉縣立中學校學則左ノ通改正ス

第二十五條　授業料ハ一箇月壹圓六拾錢トシ在學中ハ出席ノ有無ニ拘ラス指定ノ期日迄ニ之ヲ納付スヘシ

但シ每年八月及實業ニ關スル科目ヲ加ヘタル補習科ニ入學シタル者ノ授業料ハ之ヲ徵收セス

休學ノ許可ヲ得タル者ニ對シテハ其ノ翌月ヨリ授業料ヲ徵收セス

本縣立中學校間ニ於テ轉學シタル者ノ授業料ハ前學校ニ於テ徵收シタル月ハ更ニ之ヲ徵收セス

明治四十五年の改正　明治三十九年三月三十日、本縣令第三十二號を以て根本的改正を行つた。千葉縣立中學校學則は、その後六回に亘つて小改正が加へられたことは既述した通りであるが、時勢の進運に伴つてまたも大改正を施すことゝなり、四十五年三月一日、本縣令第二十五號を以て左記の如くこれが改正を行ひ、また同年四月五日、成東中學校、木更津中學校の生徒定員增加の爲め、本縣令第四十五號を以てその一部を改正した。

千葉縣立中學校學則（抄）　明治四十五年三月一日　千葉縣令第二十五號

第一章　生徒定員

第一條　生徒定員ハ左ノ如シ

千葉中學校　六百名
佐倉中學校　四百名
佐原中學校　五百名
成東中學校　五百名
大多喜中學校　五百名
木更津中學校　三百五十名
安房中學校　五百名

第三章　學科課程教授時數及補習科

第六條　本科ノ學科目中外國語ハ英語トシ實業ハ當分ノ內之ヲ缺ク

第七條　學科課程及每週教授時數ハ左ノ如シ

學科課程及每週教授時數表

學科目＼學年	第一學年 時數	第二學年 時數	第三學年 時數	第四學年 時數	第五學年 時數
修身	一	一	一	一	一
	生徒心得、教育ニ關スル勅語、作法	道德ノ要領、作法	同	戊申詔書、道德ノ要領、我國民道德ノ特質、作法	同
			上	上	上

國語及漢文	八	國語講讀、漢文講讀、作文、習字	七	同上	七	國語講讀、漢文講讀、作文、文法、習字	六	國語講讀、漢文講讀、作文、文法	六	國語講讀、漢文講讀、作文
外國語	六	發音、綴方、讀方及譯解、話方及作文、書取、習字	七	讀方及譯解、話方及作文、書取、習字	七	讀方及譯解、話方及作文、書取、文法	七	同上	七	讀方及譯解、話方及作文、書取
歷史地理	三	日本歷史、日本地理	三	日本歷史、滿洲地理、世界地理	三	外國歷史、世界地理	三	同上	三	日本歷史、外國歷史、自然地理概說、人文地理概說
數學	四	算術	四	代數	四	代數、幾何	四	同上	四	代數、幾何、三角法
博物	二	植物、動物	二	同上	二	動物、生理衛生	二	鑛物、博物通論		
物理及化學							四	物理、化學	四	同上
法制及經濟									二	法制經濟
圖畫	一	自在畫、用器畫	一	同上	一	同上	一	同上	一	用器畫
唱歌	一	基本練習、歌曲	一	同上	一	同上				
體操	三	教練及體操、擊劍及柔術	三	同上	三	同上	三	同上	三	同上
計	二九		二九		三〇		三一		三一	

學校長ハ當分ノ內唱歌ヲ缺キ其ノ每週教授時數ヲ必要ト認ムル學科目ニ配當スルコトヲ得

體操ノ教授ニ擊劍及柔術ヲ加フルトキハ學校長ニ於テ前表ノ教授時數ヲ三時以內增加シテ之ヲ課スルコトヲ得

第八條　補習科ヲ置ク學校ハ別ニ之ヲ定ム

補習科ノ學科目及其ノ每週教授時數ハ學校長之ヲ定ム

第九條　補習科ノ修業期間ハ四月ヨリ九月迄トス但シ實業ヲ加ヘタル補習科ノ修業期間ハ九月ヨリ翌年八月迄トス

第七章　授業料

第三十一條　授業料ハ一箇月壹圓六拾錢トシ在學中ハ出席ノ有無ニ拘ラス指定ノ期日迄ニ之ヲ納付スヘシ但シ每年八月及實業ヲ加ヘタル補習科ニ在學スル者ノ授業料ハ之ヲ徵收セス

休業ノ許可ヲ得タル者ニ對シテハ其ノ翌月ヨリ授業料ヲ徵收セス

本縣立中學校間ニ於テ轉學シタル者ノ授業料ハ前學校ニ於テ徵收シタル月ハ更ニ之ヲ徵收セス

第三十二條　學校長ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者若クハ明治二十九年勅令第五號第一條第二條ノ事項ニ該當スル者ノ家族ニ對シ授業料ヲ減免スルコトヲ得

〇千葉縣令第四十五號（明治四十五年四月五日）

明治四十五年三月千葉縣令第三十二號千葉縣立中學校學則中左ノ通改正ス

第一條中成東中學校ノ下「五百名」ヲ「六百名」ニ木更津中學校ノ下「三百五十名」ヲ「四百名」ニ改ム

基本財產積立方法改正　中學校の經濟問題は縣當局も頗る苦慮せられたので、「地方學事通則」第九條に依り內務、文部兩大臣の許可を得て、特別經濟に屬する佐倉中學校を除く他の中學校、實

業學校に對して、左記の如く明治三十九年二月二十日、本縣令第十八號を以て「千葉縣立學校基本財産積立方法」を改正した。

○千葉縣令第十八號（明治三十九年二月二十日）

千葉縣立學校基本財産積立法縣會ノ議決ヲ經内務文部兩大臣ノ許可ヲ得左ノ通改正ス

千葉縣立學校基本財産積立方法

第一條　千葉縣立學校基本財産造成ノ爲地方學事通則第九條ニ依リ左記ノ收入金ヲ各學校毎ニ積立特別會計トシテ增殖ス但特別經濟ニ屬スル學校ヲ除ク

一　學校費經常部剩餘金

一　授業料

一　農産物及手工製作品賣拂代

一　學校基本財産利子

一　寄附金

右ノ外學校ニ屬スル雜收入

前項授業料ノ積立金額ハ其ノ三分ノ一以上トシ毎年度豫算ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

第二條　基本財産ノ額ハ師範學校ハ其ノ經費ノ約三分ノ一其他ノ學校ハ約二分ノ一ヲ支フルヲ限度トシ其ノ額ニ達シタル翌年度ヨリ積立ヲ廢止ス

第三條　學校ヲ廢止シタルトキハ其ノ基本財産ハ現在ノ學校ニ分割シ其ノ學校ノ基本財産ニ編入ス

附則

第四條　從來ノ基本財産積立金ハ其ノ積立ノ金額ニ應シ現存ノ學校ニ分割ス但佐倉中學校ノ基本財産トシテ寄附シタル元金及其ノ利子ハ寄附者ニ還付スルモノトス

第五條　此ノ方法ハ明治四十年四月ヨリ施行ス但明治三十六年二月千葉縣令第十四號ハ明治三十八年度限廢止ス

教授細目及び學校一覽　今回文部省に於て「中學校教授要目」を改正したので、本縣に於ても左記の如くこれに準據して縣下の情況に即して適切有効なる「教授細目」を編成せしめることゝした。また「學校一覽」の記述方に就ても左記の如く改正した。

○千葉縣訓令甲第三十號

今般文部省訓令第十五號ヲ以テ中學校教授要目ヲ改正セラレタリ學校長、宜シク該要目ニ準據シ縣下ノ情況ニ顧ミテ適切ナル教授細目ヲ編成シ以テ各學科目教授ノ内容ヲ充實シ克ク中學教育ノ本旨ヲ貫徹セシメンコトヲ期スヘシ

明治三十五年二月千葉縣訓令甲第十一號ハ之ヲ廢ス

○千葉縣訓令甲第十九號

明治三十二年二月千葉縣訓令甲第百號中左ノ通改正ス

「毎學年ノ始メ一ケ月以内ニ進達スヘシ」ヲ「異動アル毎ニ直チニ之ヲ訂正スヘシ」ニ改メ要目中第三號及「以上氏名員數等ハ學年始メノ調査ヲ以テ記スヘシ」ノ一行ヲ削ル

教科書　中等學校に於ける教科書の採定及び變更に就ては、學校側も監督當局もその手續の煩瑣なのには頗る惱まされて居るところであるが、出版書肆は年々新版または改訂版を發行するので學校當局も可成新版または改訂版のものを採定せんとする結果、その採定または變更が頻繁に行はれ從つて生徒父兄の學費負擔を加重し、或はその採定の際に於ける審査が粗漏に陷る等の

縣立學校　公私立中學校